

いなしき子育てプラン

—稲敷市次世代育成支援後期行動計画—

平成22年3月

茨城県 稲敷市

はじめに

我が国における急速な少子化に対応するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

稲敷市では、「次世代育成対策支援推進法」に基づき平成 18 年に「稲敷市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

本計画の推進期間中、「子育て支援センター」や「認定こども園」を開設するなど、乳幼児期の子育て家庭に対する支援の充実を目指し施策を推進してまいりました。

また、従来から実施しております「保育サービス」や「児童クラブ」につきましても利用者のニーズを捉えながら拡充に努め、地域における子育て環境の向上に努めているところであります。

このような状況のなか、本計画の前期行動計画の計画期間終了に伴い、更なる少子化対策を推進するため、「いなしき子育てプランー稲敷市次世代育成支援後期行動計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき少子化対策、ならびに子育て支援の更なる充実を目指してまいりますので、市民の皆様により一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたりご尽力頂きました「稲敷市次世代育成支援対策推進懇話会」の皆様、団体ヒアリング及びニーズ調査にご協力頂きました各種団体、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

稲敷市長 **田口 久克**



目 次

第1章 次世代育成支援行動計画について

- 1 策定の目的・背景…………… P1
- 2 計画の位置付け…………… P1
- 3 計画の期間…………… P2

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

- 1 稲敷市の概況…………… P3
 - (1) 地勢と交通…………… P3
 - (2) 歴史と沿革…………… P4
- 2 家庭と地域の状況…………… P5
 - (1) 人口と年少人口割合の推移…………… P5
 - (2) 年齢3区分別人口比率の推移…………… P6
 - (3) 出生の動向…………… P6
 - (4) 婚姻・離婚の動向…………… P8
 - (5) 世帯の動向…………… P10
 - (6) 女性の就業状況…………… P12
- 3 子育て支援策の現状…………… P13
 - (1) 保育サービスの状況…………… P13
 - (2) 認定こども園えどさき…………… P14
 - (3) 放課後児童健全育成事業…………… P15
 - (4) 子育て支援センター「あいアイ」…………… P16
 - (5) 幼稚園…………… P17
 - (6) 小学校…………… P18
 - (7) 中学校…………… P19
 - (8) 保健センター…………… P20
 - (9) 図書館・公民館…………… P20
 - (10) 母子自立支援員相談指導事業…………… P21
- 4 稲敷市次世代育成支援に関するニーズ調査結果の概要…………… P22
 - (1) 調査の概要…………… P22
 - (2) 調査結果と分析概要（就学前児童保護者・就学児童保護者アンケート）…………… P23
 - (3) 調査結果と分析概要（市内企業アンケート）…………… P31
 - (4) アンケート調査のまとめ…………… P33

5 ヒアリング調査結果	P34
(1) ヒアリング調査の概要	P34
(2) ヒアリング結果の詳細	P35
(3) ヒアリング結果のまとめ	P49
6 稲敷市次世代育成支援地域行動計画進行管理表による事業達成度の評価	P51
(1) 分析結果の概要	P51
(2) 基本目標及び施策目標ごとの達成度評価	P54

第3章 次世代育成の将来像

1 基本理念	P59
2 計画の基本的な視点	P60
3 基本目標	P61
4 施策の体系	P62
5 重点プロジェクト	P63
6 人口の見通し(フレーム)	P73
(1) 人口推計の基本的な考え方	P73
(2) 人口推計	P74

第4章 行動計画

1 主要保育サービスの目標事業量について	P75
2 施策の展開(具体的施策・個別事業)	P81
(1) 地域における子育ての支援	P81
(2) 母性・乳幼児等の健康の確保・増進	P89
(3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり	P95
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	P107
(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進	P109
(6) 子どもの安全の確保	P112
(7) 要保護児童への対応など	P116

第5章 計画の推進のために(実現方策の検討)

1 計画推進にあたって	P121
(1) 計画の着実な進行管理	P121
(2) 子育て支援に係る庁内推進体制の強化	P121
(3) 市民・地域・市政の協働による計画の推進	P121

2 計画推進のための各主体の役割	P122
(1) 市民の役割	P122
(2) 家庭の役割	P122
(3) 地域の役割	P122
(4) 企業の役割	P122
(5) 稲敷市の役割	P122

資料編

1 稲敷市次世代育成支援対策推進懇話会設置要綱	P123
2 稲敷市次世代育成支援対策推進懇話会委員名簿	P124
3 策定の経緯	P125
4 関係法令・憲章	P126
(1) 次世代育成支援対策推進法	P126
(2) 少子化社会対策基本法	P132
(3) 児童の権利に関する条約	P135
5 稲敷市次世代育成支援行動計画 前期事業見直しシート記入要項	P138
6 稲敷市次世代育成支援後期行動計画 事業一覧	P140

———第 1 章 次世代育成支援行動計画について———

第1章 次世代育成支援行動計画について

1 策定の目的・背景

我が国における急速な少子化の進行に対する取り組みと、次代の社会を担う子ども達が、健やかに生まれ育つ環境づくりのため、『次世代育成支援対策推進法』が平成 15 年 7 月 16 日に公布・施行され、同法に基づき、平成 17 年度（2005 年度）から 10 年間、次世代育成支援に関する取り組みを集中的・計画的に進めるため、全国の自治体において次世代育成支援に関する行動計画が策定されました。

計画の初年度である平成 17 年は合計特殊出生率 1.26 と過去最低値となり、翌年の平成 18 年は 1.32 とわずかながら回復したものの、依然として少子化の傾向は続いています。

また、この間、平成 19 年には『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針』、『子どもと家庭を応援する日本重点戦略』、平成 20 年には、『新待機児童ゼロ作戦』、『社会保障の機能強化のための緊急対策～5 つの安心プラン～』などが示され少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換が望まれているところです。

これら新たな少子化対策の方向性や、前期 5 か年の計画の進捗状況・達成状況、前期行動計画策定後の新規事業や制度の改正状況などを踏まえて、「女性の就業率上昇を含めた、中長期的な需要動向を勘案した上での、サービス必要量を見込んだ計画的な基盤の整備」や「利用者の視点に立った点検・評価」など、新たな視点による見直しが必要となっています。また、後期行動計画の策定にあたっては、多様な主体による参画・協働の推進が求められています。

このような状況を踏まえ、「前期行動計画」の計画期間終了に伴い、新たに平成 22 年度を初年度とする「稲敷市次世代育成支援後期行動計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、『次世代育成支援対策推進法』第 8 条第 1 項に基づき、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育など本市が取り組むべき子育て支援を総合的に推進するための指針として策定するものです。

本計画は、本市の総合計画を始め各種の部門別計画との整合・調整、また、関連部署との連携を図りながら策定します。

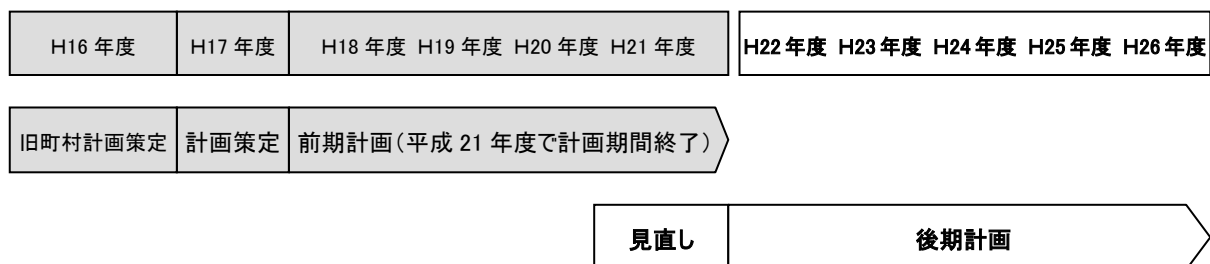
3 計画の期間

『次世代育成支援推進法』は平成17年から10年間の時限立法であり、市町村行動計画は『次世代育成支援対策推進法』第8条第1項において、5年を1期として策定することとなっています。

本市は、平成17年3月22日に、旧江戸崎町、旧新利根町、旧桜川村、旧東町が合併して誕生しました。旧4町村においては、平成16年度に「次世代育成支援行動計画」を策定しましたが、本市の誕生に伴い、平成17年度に新たな「稲敷市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応した「子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会」を計画的に構築するための指針としました。

こうした経緯を踏まえ、本市計画の期間を平成18年度～平成26年度までの9年間とし、平成18年度～平成21年度の4か年の前期行動計画を策定し、事業・施策を推進してきました。

前期行動計画の計画期間終了に伴い、平成22年度～平成26年度の5か年の後期行動計画を策定することとします。



———第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題———

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1 稲敷市の概況

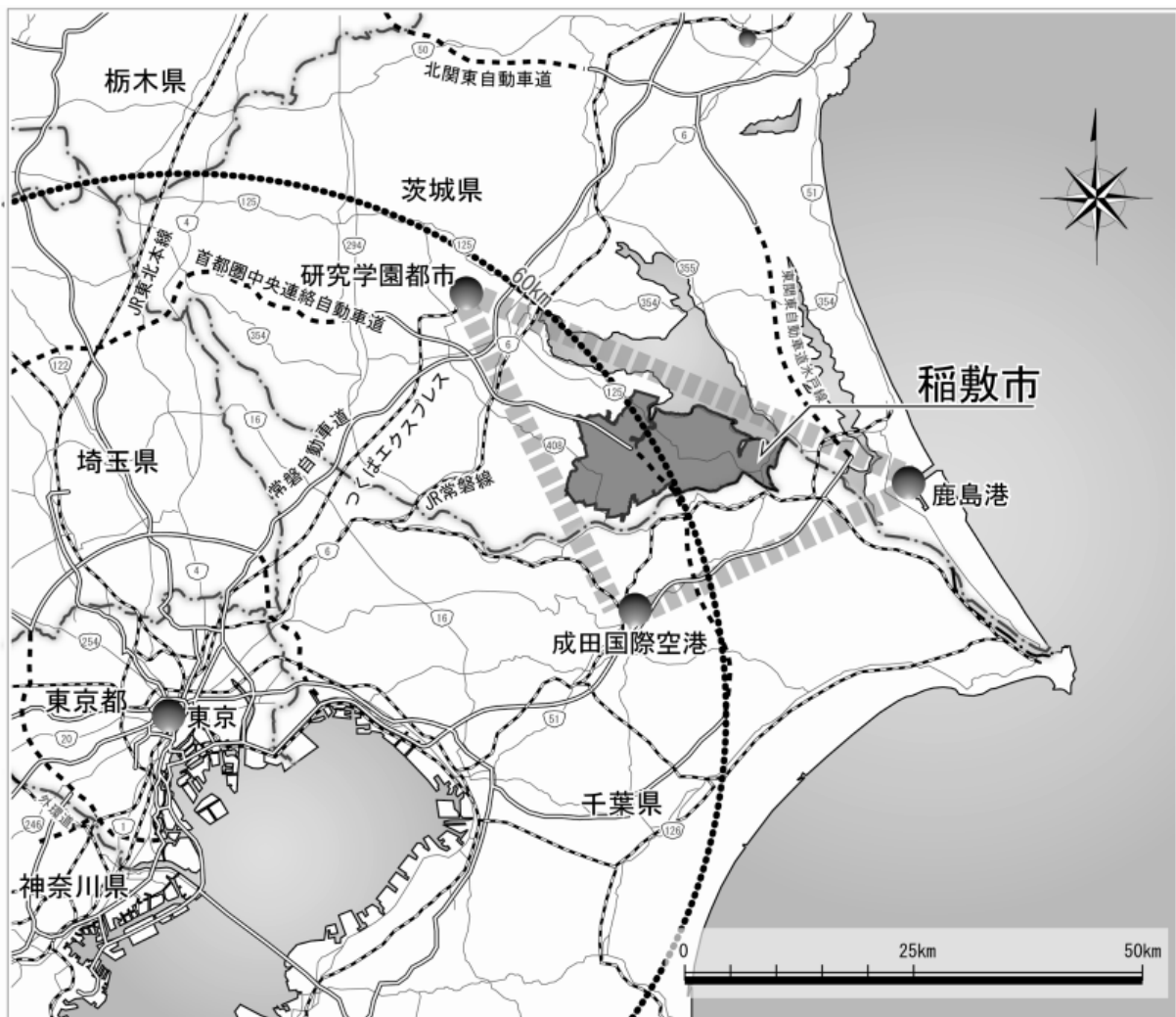
(1) 地勢と交通

本市の市域面積は 205.78k m² であり、東西に約 23km 南北に約 14km と横に細長い形状となっています。

本市は茨城県南端の首都東京から 60～70km 圏に位置し、県南地域の中核都市である筑波研究学園都市と国際交流・物流拠点である重要港湾鹿島港、成田国際空港の間に位置しています。

市域の中央を首都圏の業務核都市を環状に連絡する首都圏中央連絡自動車道が縦貫し、平成 21 年 3 月に常磐自動車道から稲敷 IC までの区間が開通したところです。

◆本市の位置



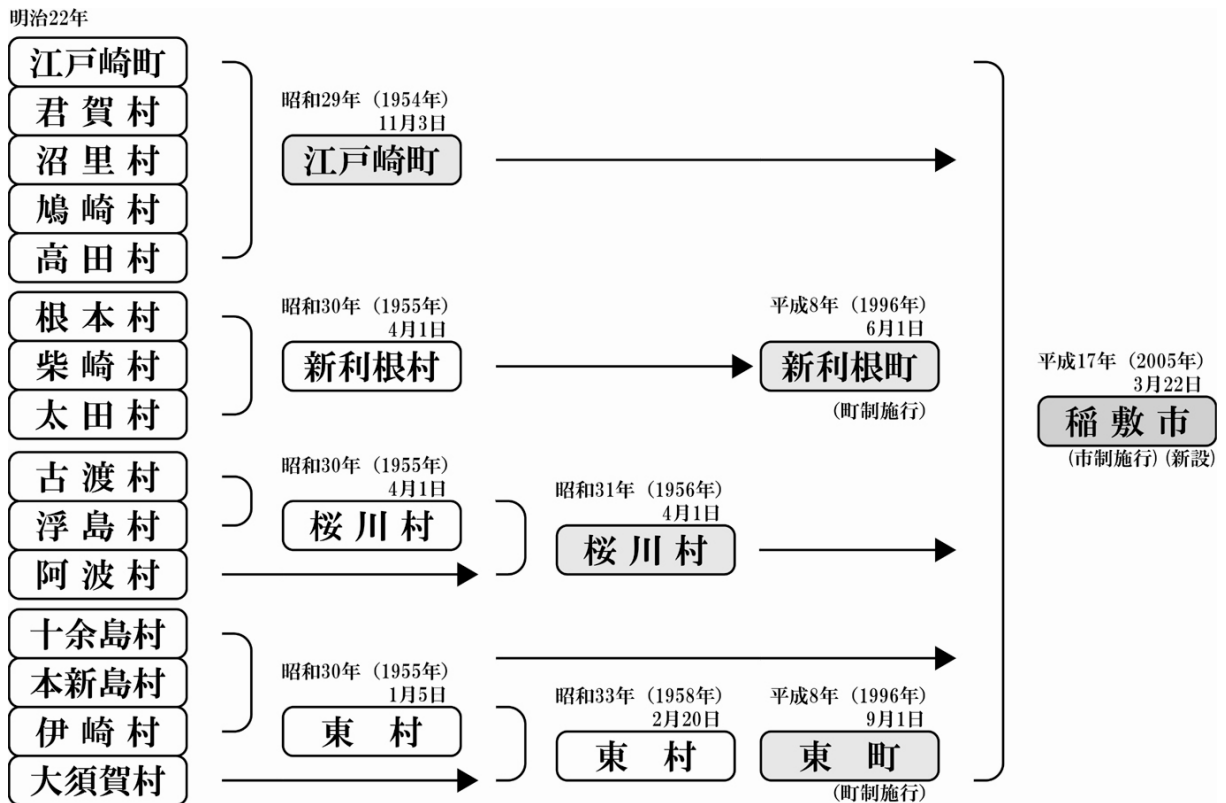
(2) 歴史と沿革

本市の変遷をみると、江戸時代には約 80 の村がありました。明治 22 年（1889 年）市町村制施行（明治の大合併、旧江戸崎町 19 村→5 町村、旧桜川村 17 村→3 村、旧東町 29 村→5 村、旧新利根町 13 村→3 村）、昭和 28 年（1953 年）町村合併促進法公布（昭和の大合併）、そして平成の大合併を経て、現在の稲敷市となっています。

なお、市域東南部の大島、境島、八筋川、西代、石納、上之島、上須田、結佐、六角、四ッ谷、曲淵、押砂、橋向、清久島、余津谷、佐原組、手賀組新田は、昭和 28 年（1953 年）町村合併促進法公布時以前には下総国（現千葉県）香取郡に属していましたが、昭和 33 年の利根川等の大規模河川改修により現在の河道となり、それに合わせて県境の変更が行われ、同年に茨城県信太郡、河内郡の統合と香取郡の一部編入により稲敷郡となりました。

また、大島、境島、八筋川の一部は現香取市佐原と分割され現在に至っています。

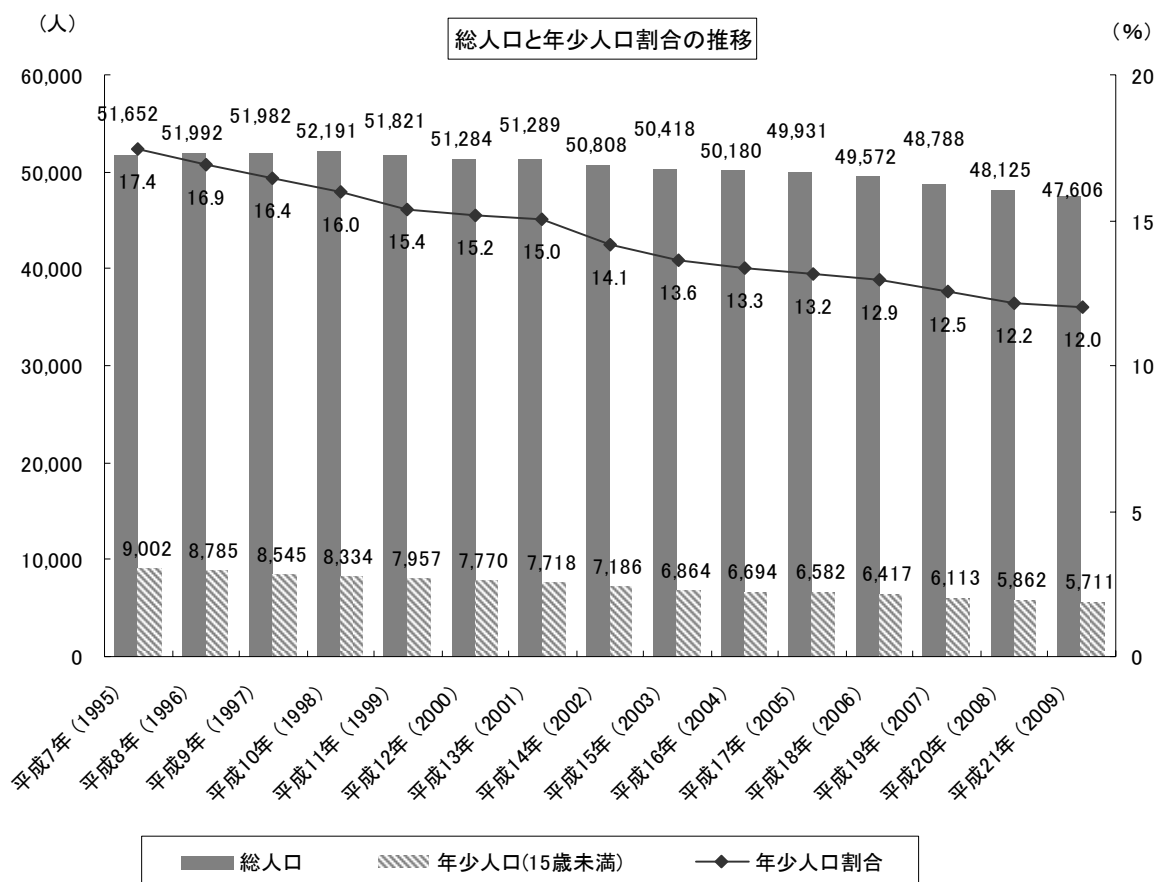
◆本市の合併の変遷



2 家庭と地域の状況

(1) 人口と年少人口割合の推移

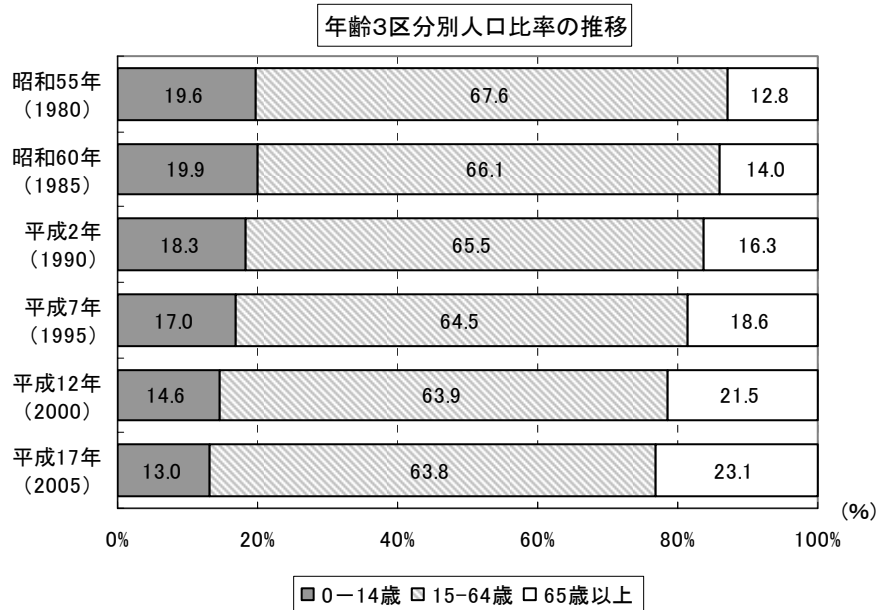
本市の人口は、平成10年まで増加し、その後減少傾向に転じています。年少人口（15歳未満）は平成7年以降減少しており、本市における少子高齢化の傾向が見て取れます。年少人口割合は、昭和55年から昭和60年までは、国や茨城県より低い値でしたが、平成7年以降は、国や茨城県とほぼ同じ値となっています。



出典：茨城県人口動態統計

(2) 年齢3区分別人口比率の推移

本市の年少人口（15歳未満）は、減少傾向を示しており、高齢人口（65歳以上）は増加傾向を示しています。



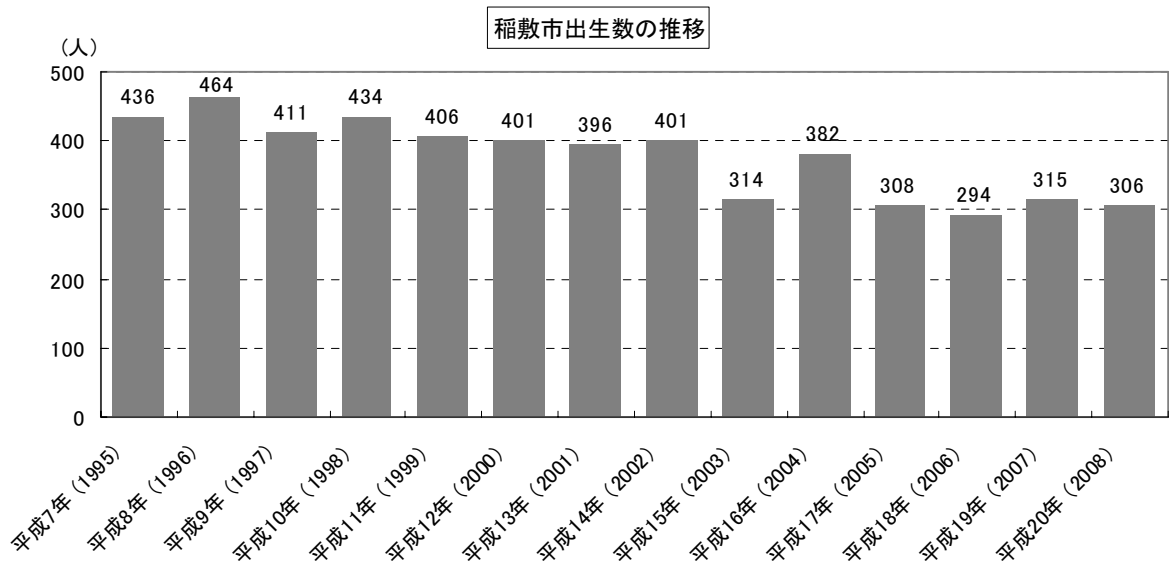
出典：茨城県人口動態統計

(3) 出生の動向

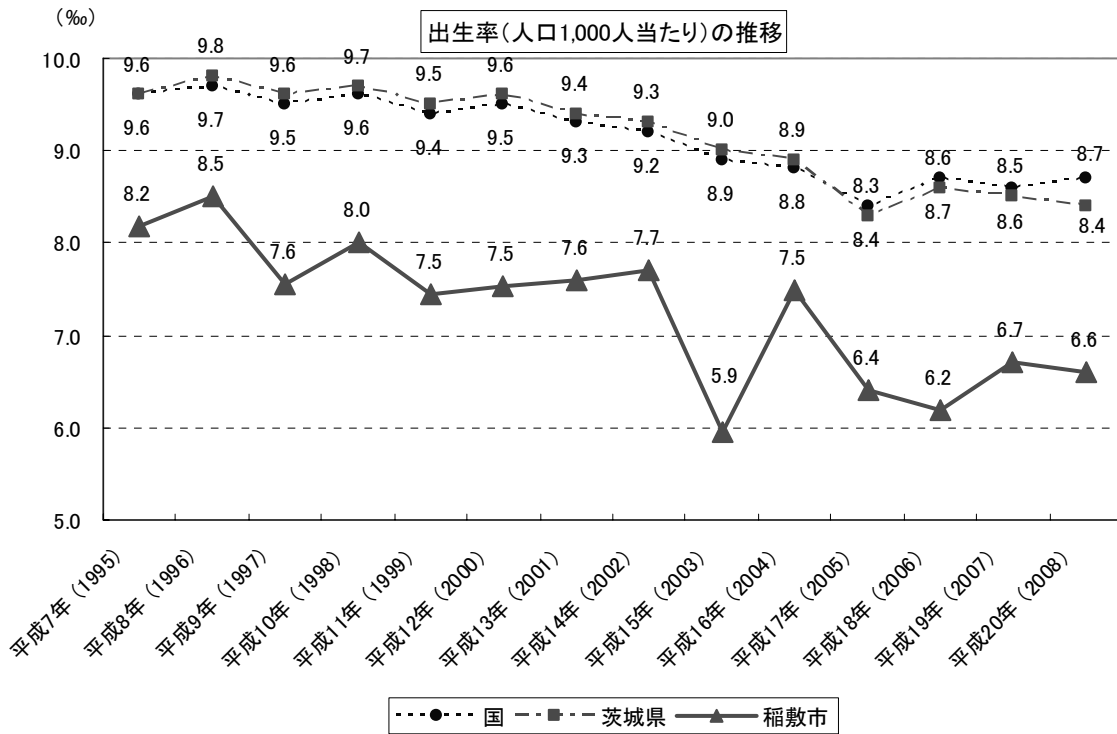
① 出生数・出生率（人口1,000人当たり）

本市における出生数は、平成8年以降、おおむね減少の傾向にあります。

出生率（人口1,000人当たり）は国や茨城県より、はるかに低い値で推移しています。



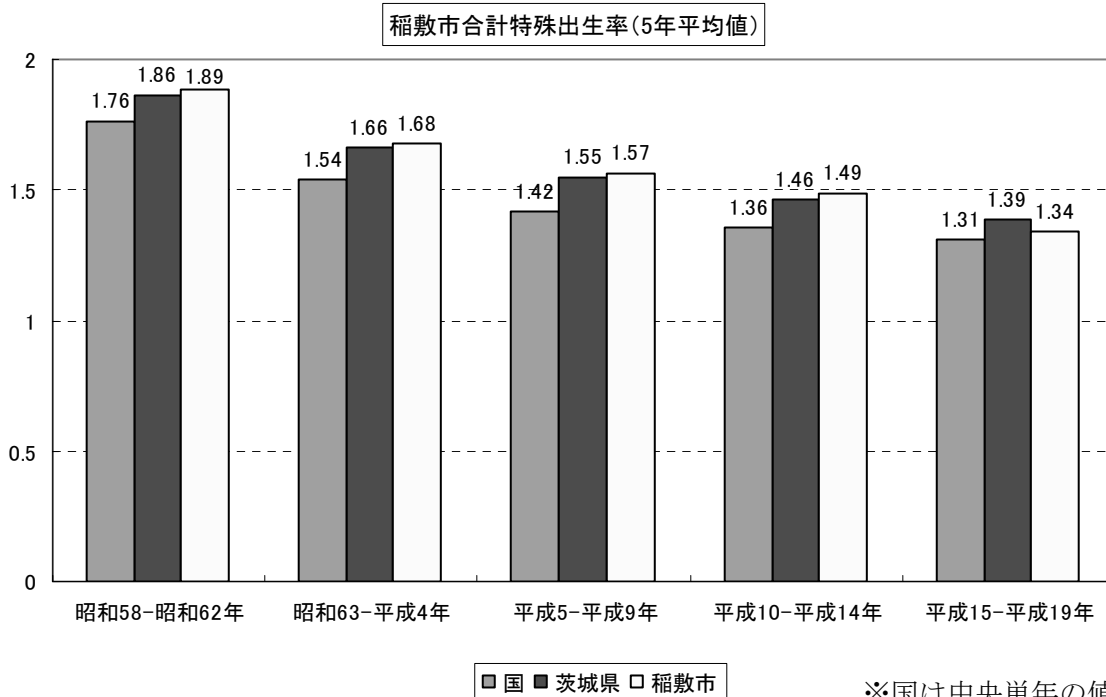
出典：茨城県人口動態統計



出典：茨城県人口動態統計

②合計特殊出生率

本市における合計特殊出生率※（5年平均値）を見ると、平成10～14年では国・茨城県より若干高い値で推移していましたが、平成15～19年では、全国平均より高いものの、茨城県を下回る値となっています。



※国は中央単年の値

出典：厚生労働省 HP

※合計特殊出生率は「15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に出産する子どもの数」を示す指標としてよく用いられています。

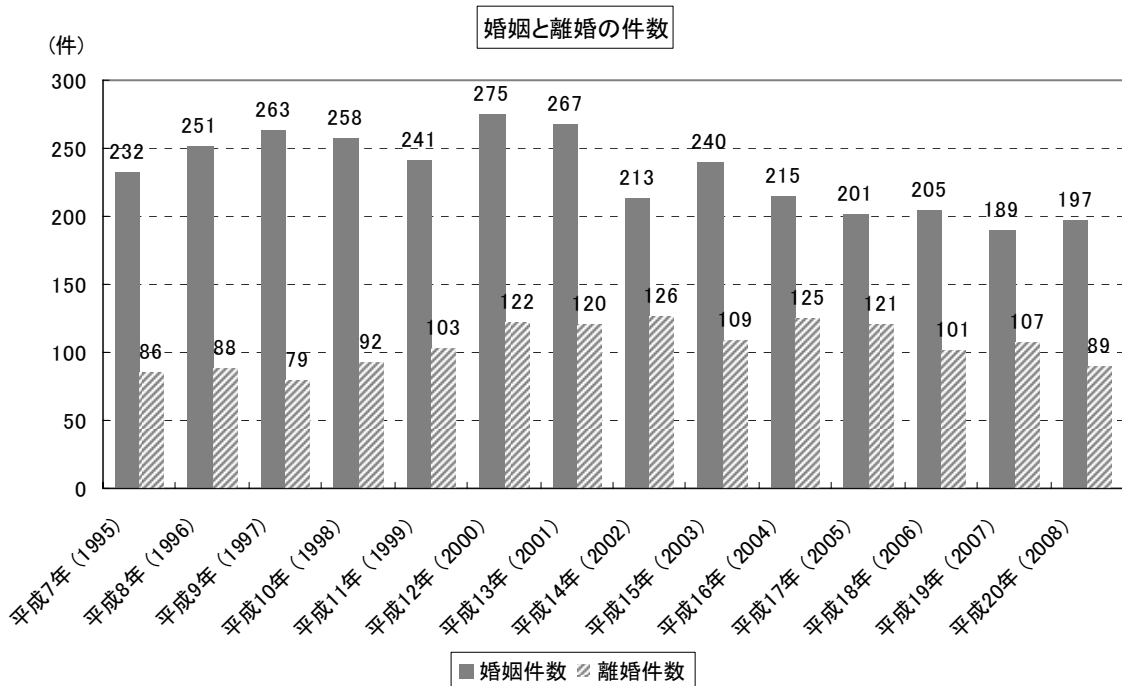
(4) 婚姻・離婚の動向

①婚姻・離婚の発生件数と率

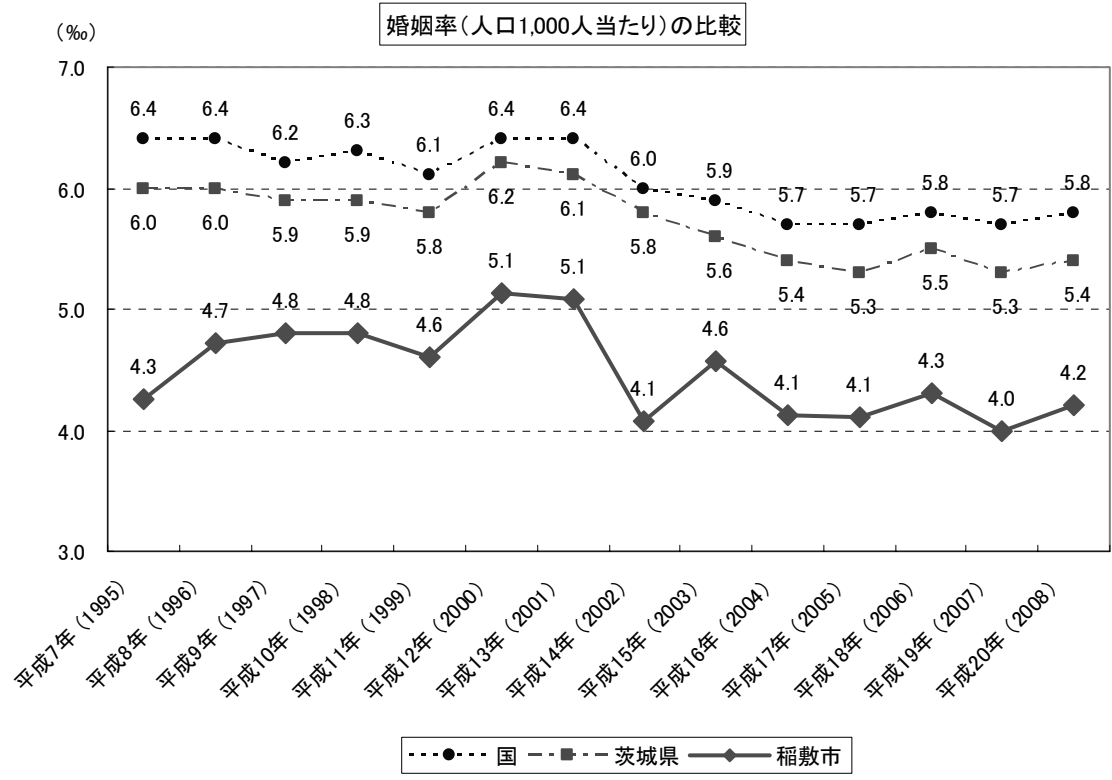
本市における婚姻・離婚の発生件数と率（人口1,000人当たり）は以下のとおりです。

婚姻率は、国・茨城県よりも低く、離婚率は、国・茨城県よりも高い状況にあります。

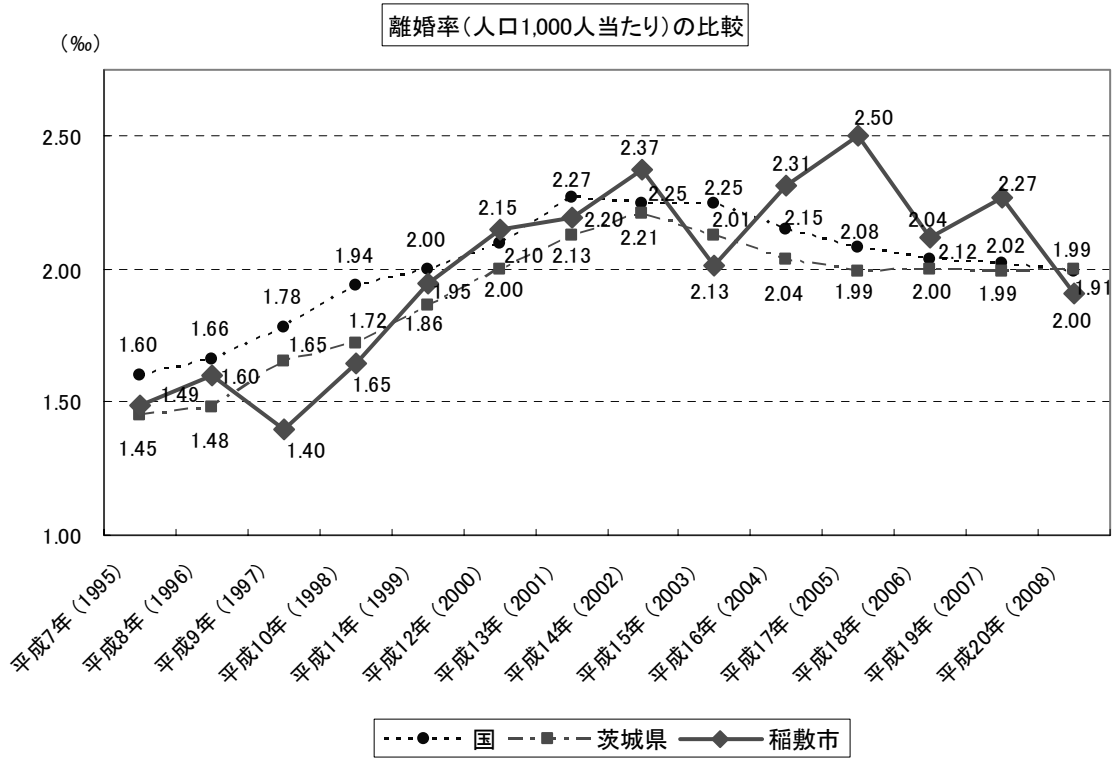
結果的に婚姻件数の約3分の1から2分の1の離婚が発生しており、婚姻に対する離婚の比率が高い状況となっています。このことは子どもを取りまく地域の状況に少なからず影響を与えるものと考えられます。



出典：茨城県人口動態統計



出典：茨城県人口動態統計

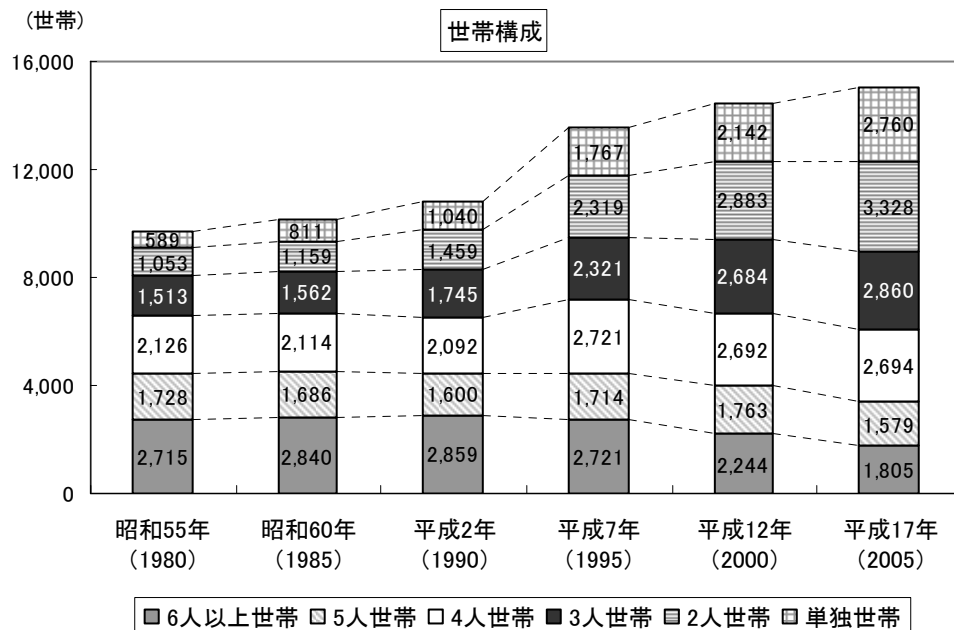
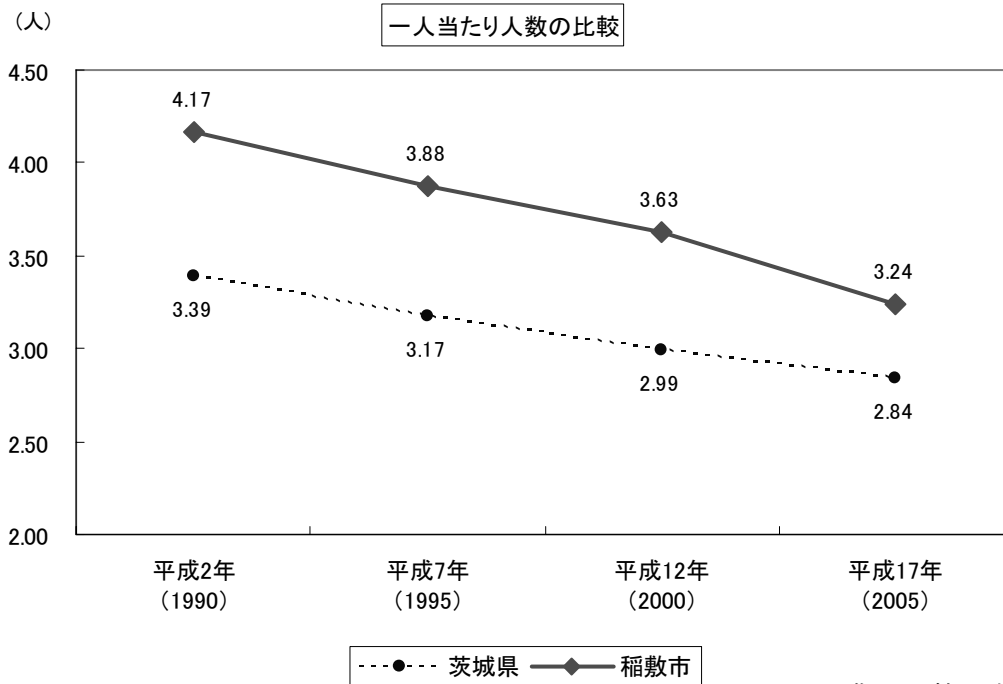


出典：茨城県人口動態統計

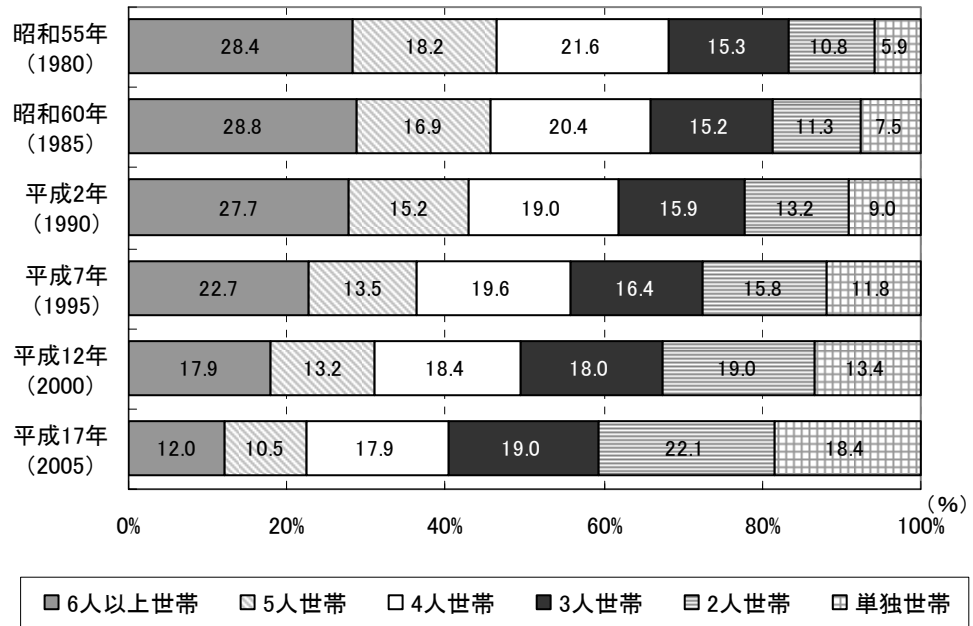
(5) 世帯の動向

① 世帯当たりの人数推移・世帯構成

本市の1世帯当たりの人数は、減少傾向にあります。茨城県より高い値で推移しています。平成7年以降の状況を見ると、4人・5人・6人以上世帯が減少し、単独・2人・3人世帯の数が増加傾向にあることがわかります。



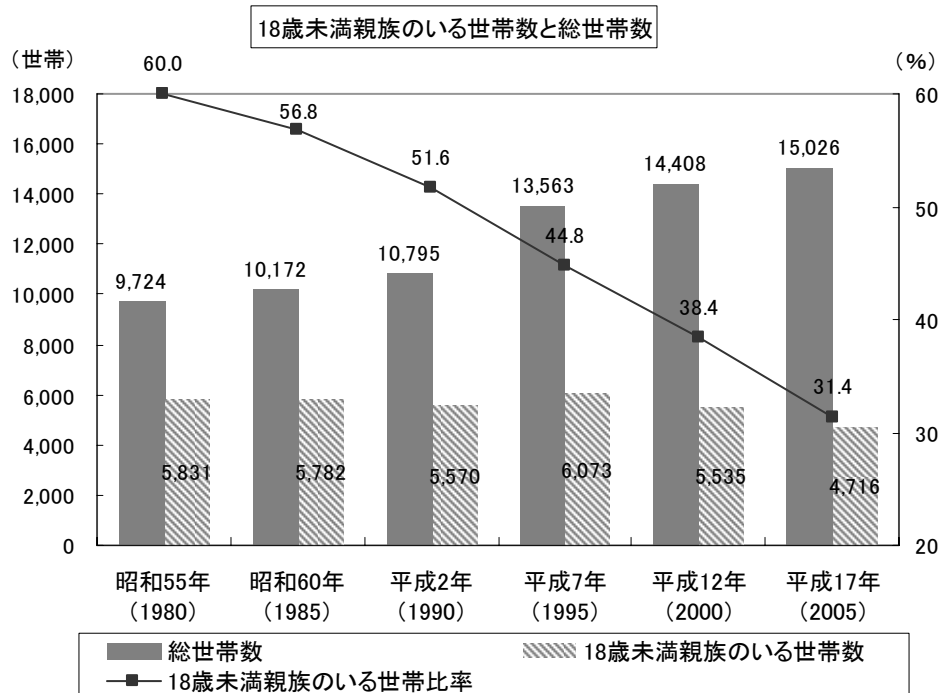
世帯構成比



出典：国勢調査

②18歳未満親族のいる世帯数

本市の18歳未満親族のいる世帯数は、平成7年をピークに減少傾向にあります。また、世帯総数が増えていることから、相対的に18歳未満親族のいる世帯の比率は低下していることが分かります。

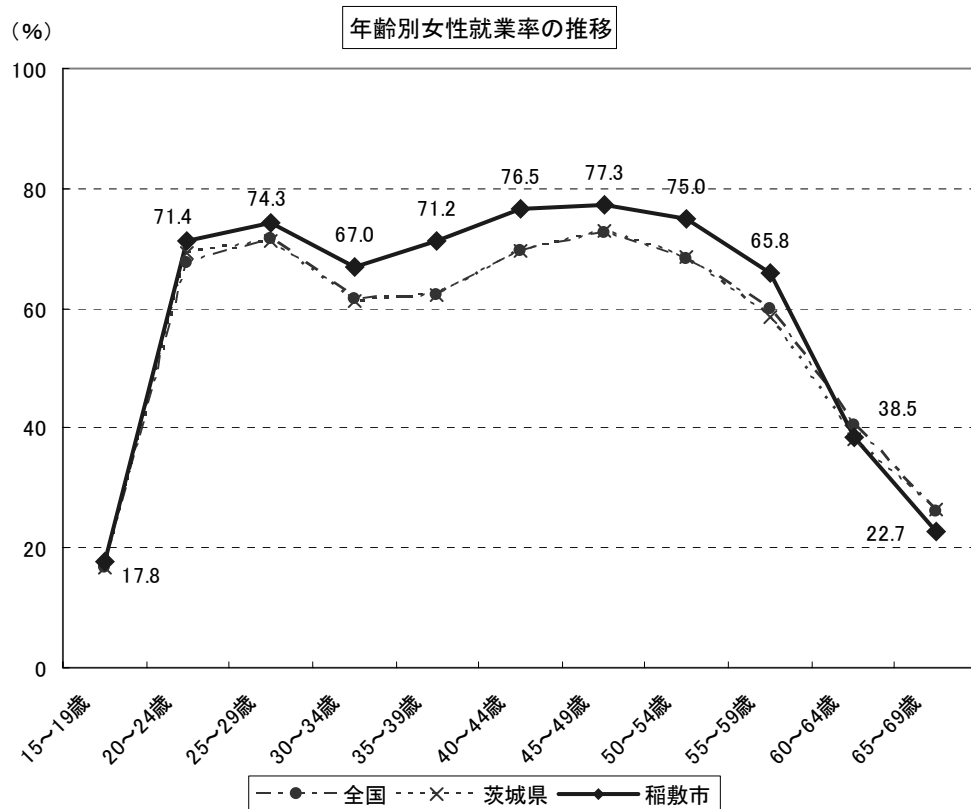


出典：国勢調査

(6) 女性の就業状況

女性就業率を各年代で比較しグラフで表すと、わが国ではいわゆるM字型になることが一般的です。これは、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルの表れとされています。

本市の場合も、おおむねこのような傾向が見られますが、国や県の女性の就業率と比較して特に20～60代にかけての就業率が高めであることが特徴となっています。



出典：H17年国勢調査

3 子育て支援策の現状

(1) 保育サービスの状況

保育所は、『児童福祉法』第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において、乳幼児の保育ができない場合に、保護者に代わり保育することを目的として設置された児童福祉施設です。現在、公立2か所、私立3か所の計5か所があります。

保育所（園）の在籍児童数の推移をみると、平成16年以降、500～600人の間を推移しています。全体としておおむね増加傾向にあることがわかります。

●平成16年度～20年度保育所（園）児童数の推移（各年4月1日現在）

保育所名	経営主体	定員 (人)	入所数(単位:児童数・人、入所率・%)									
			平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
			児童数	入所率	児童数	入所率	児童数	入所率	児童数	入所率	児童数	入所率
江戸崎第一保育所(※1)	公立	80	61	76%	59	74%	59	74%	52	65%	57	71%
江戸崎第二保育所(※1)	公立	140	117	84%	129	92%	116	83%	114	81%	112	80%
桜川保育所	公立	70	45	64%	54	77%	62	89%	81	116%	80	114%
江戸崎保育園	私立	(~H17)60 (H18~)90	84	140%	87	145%	115	128%	122	136%	126	140%
新利根つばさ保育園	私立	120	131	109%	145	121%	134	112%	149	124%	137	114%
幸田保育園	私立	90	84	93%	96	107%	95	106%	97	108%	90	100%
合計		(~H17)560 (H18~)590	522	93%	570	102%	581	98%	615	104%	602	102%

(※1) 平成21年9月より統合し江戸崎中央保育園として運営されている。

資料：児童福祉課

●平成21年度保育園入所児童数の状況（平成21年4月1日現在）

保育所名	定員数(単位:人)													
	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		計	
	受入可能数	入所数	受入可能数	入所数	受入可能数	入所数	受入可能数	入所数	受入可能数	入所数	受入可能数	入所数	受入可能数	入所数
江戸崎第一保育所	3	1	10	7	12	12	15	15	20	13	20	13	80	61
江戸崎第二保育所	0	0	10	11	17	13	30	19	40	27	40	25	137	95
桜川保育所	6	2	10	8	18	14	22	17	24	24	7	7	87	72
江戸崎保育園	5	4	15	15	21	21	27	27	32	32	26	26	126	125
新利根つばさ保育園	4	6	20	24	27	28	21	23	28	29	27	29	127	139
幸田保育園	7	7	16	16	18	15	20	18	25	24	27	26	113	106
合計	25	20	81	81	113	103	135	119	169	149	147	126	670	598

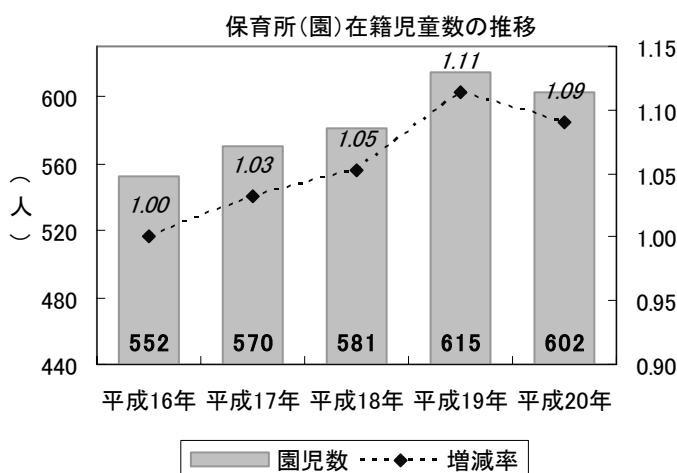
資料：児童福祉課

●保育サービスの状況(平成21年7月現在)

保育所名	提供サービス					
	延長保育	0歳児保育	一時保育	障害児保育	病児病後児保育	地域子育て支援センター
江戸崎第一保育所	●		●	●		
江戸崎第二保育所	●			●		
桜川保育所	●	●		●		
江戸崎保育園	●	●	●	●		●
新利根つばさ保育園	●	●	●	●	●	●
幸田保育園	●	●	●	●		

資料：児童福祉課

【保育所(園)在籍児童数の推移(各年4月1日現在)】



資料：児童福祉課

(2) 認定こども園えとさき

本市では、江戸崎中央保育園(江戸崎第一保育所、江戸崎第二保育所)と江戸崎幼稚園を統合し、保育所と幼稚園の学習機能を併せ持った幼保一元化施設として、平成21年9月に認定こども園がオープンしました。認定こども園は、小学校就学前の子どもに対して、幼児教育・保育を提供することを目的として、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れています。

また、教育・保育を一体的に行う機能や地域における子育て支援の実施、さらに、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場を提供する機能などを持っています。

●子育て支援事業

●短時間児に提供する事業	①子育て支援事業の一環としての預かり保育事業	午前 7:30~9:00 午後 2:00~6:00 の時間帯
●長時間児に提供する事業	①乳児保育	生後 6 か月から実施
	②障害児保育	専門家と相談のうえ、積極的に実施
	③延長保育	11 時間を超えた保育時間を延長保育とし実施
	④一時保育	満 1 歳以上の就学前の健康な乳幼児を対象として、緊急、一時的に保育が必要となった場合の受け入れを実施

資料：児童福祉課

●施設定員数(平成21年度)

年齢	施設定員数(単位:人)						計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
施設定員	8	22	30	80	80	80	300

資料：児童福祉課

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労や疾病のために放課後家庭で継続的に適切な保護が受けられない小学校1年生から3年生までの子どもに、遊びと生活の拠点を保障するため、市内8か所において児童クラブを設置しています。児童がより身近な地域で保育を受けられるよう、多様な施設を活用した児童クラブの展開が望まれます。

また、平成20年からは4年生以上の児童を、長期休業日(夏休み、冬休み、春休み)の期間、市内2か所の児童クラブで預かっています。

●平成18年度～21年度児童クラブ入所状況の推移

児童クラブ名	開設場所	入所数(単位:人)			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
江戸崎地区児童クラブ	江戸崎小学校	20	25	23	21
沼里地区児童クラブ	沼里コミュニティセンター	29	34	36	40
高田地区児童クラブ	高田コミュニティセンター	20	22	29	32
柴崎地区児童クラブ	新利根中学校	29	31	25	24
根本地区児童クラブ	根本共同利用施設	9	17	16	20
桜川地区児童クラブ	古渡小学校	19	27	24	19
あずま西地区児童クラブ	あずま西小学校	13	9	20	15
あずま東地区児童クラブ	あずま東小学校	-	-	-	12
合計		139	165	173	182
土曜日児童クラブ	ふれあいセンター	11	8	5	9

資料：児童福祉課

(4) 子育て支援センター「あいアイ」

地域子育て支援センターは、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としています。

本市では、子育て支援センター「あいアイ」が市ふれあいセンター内に開設されています。子育て中の父母が気軽に立寄ることができる「ほっとステーション」として、子育てについての相談や仲間づくりの場を提供しています。

●主な事業内容

事業名称	内容	
(1)あそびの広場	・自由あそび	・備えられた遊具を使って自由にあそび、親同士も交流しながら親子がともに成長できる場とする。(月～金*祝祭日を除く)
	・あいアイ広場	・保育士がリズムあそびや、製作あそび等を企画して一緒にあそびながら、親と子のかかわりあいをサポートする。(年齢別(0歳～1歳半、1歳半～)に分けて月2回)。保健センター(市内3か所)でも月1回ずつ開催。
	・すくすくday	・遠距離利用者のために東保健センターにおいてあそびの広場を開放する。(月2回)
(2)講座	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て講座・親業講話・救命法・親子クッキングなど(年6回) ・子育てに関する講座を開催し、育児を支援する。 	
(3)誕生会	・毎月、誕生児の親子に手作りプレゼントをして参加者全員で祝う。	
(4)イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ちびっこ運動会・あいアイフェスティバル・クリスマス会・音楽コンサート等 ・親と子の楽しい触れ合いの場を提供する。 	
(5)子育て相談	<ul style="list-style-type: none"> ・来所時、保育士が随時相談に対応する。 ・保健師による育児相談 毎月第一月曜 	
(6)子育てサークルの支援	・子育てサークルが集う部屋を提供し支援する。希望の日 午前10時～正午	
(7)その他	・子育てに関する情報を収集・提供し、関係機関との連携を図る。(育児情報の発信、あいアイ通信発行等)	

資料: 児童福祉課

●利用実績

○平成20年度登録者数・年間延べ利用者数(年齢別)

	登録者数・年間延べ利用者数(年齢別)(単位:人)								
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	合計	保護者	合計
							子		子保護者
登録者数	141	52	46	24	6	4	273	—	—
年間延べ利用者数	1,052	2,043	1,167	817	167	73	5,319	4,052	9,371

資料: 児童福祉課

○平成20年度登録者数(地区別)

登録者数	登録者数(地区別)(単位:人)					
	江戸崎	新利根	桜川	東	域外	合計
	120	47	22	57	27	273

資料: 児童福祉課

○平成20年度利用者数(その他の利用)

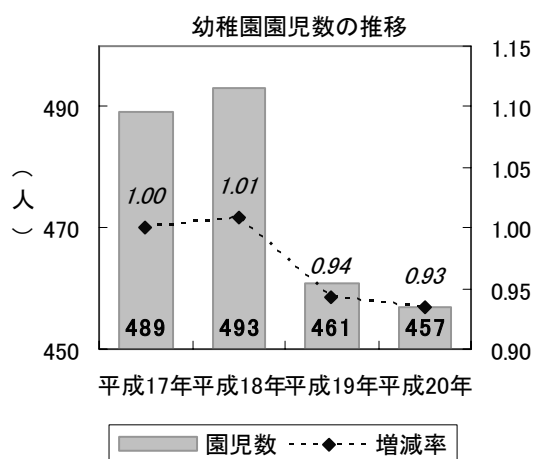
事業種別	利用者数(単位:人)	
	あいアイ広場(行事)	子
保護者		1,628
合計(子と保護者)		3,484
サークル	子	701
	保護者	677
	合計(子と保護者)	1,378

資料: 児童福祉課

(5) 幼稚園

市内には公立の幼稚園が5園あります。園児数の推移を見ると、平成17年から平成20年の間に1割弱の減少となっており、減少傾向が顕著です。

【幼稚園園児数の推移(各年5月1日現在)】



資料: 学校教育課

●平成20年度幼稚園園児数(平成21年5月1日現在)

幼稚園名	幼稚園園児数(単位:人)				地区名
	3歳児	4歳児	5歳児	計	
江戸崎幼稚園	0	36	36	72	江戸崎
新利根幼稚園	22	38	35	95	新利根
桜川幼稚園	26	19	26	71	桜川
みのり幼稚園	28	25	35	88	東
ゆたか幼稚園	32	42	34	108	東
合計	108	160	166	434	

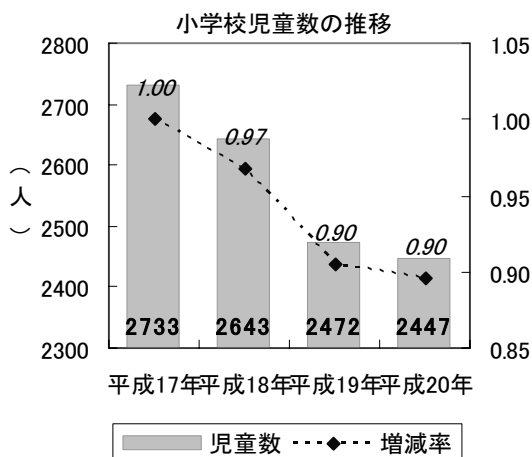
資料: 学校教育課

(6) 小学校

市内には小学校が 16 校あります。平成 21 年 5 月 1 日現在、単学級は 12 校、複式学級は 1 校となっています。

また、平成 17 年から平成 20 年の 4 年間の児童数の推移を見ると、全体で約 1 割の減少（286 人減）となっており、減少傾向が顕著です。

【小学校児童数の推移(各年 5 月 1 日現在)】



平成17年平成18年平成19年平成20年

■ 児童数 -◆- 増減率

資料：学校教育課

●平成 21 年度小学校児童数(平成 21 年 5 月 1 日現在)

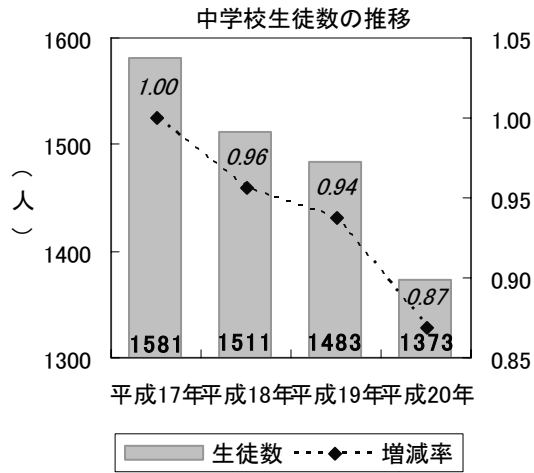
学校名	児童数 学級数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	児童計	備考
江戸崎 小学校	人	62	65	66	59	43	66	361	
	学級	2	2	2	2	2	2	12	
君賀小学校	人	7	12	7	14	11	12	63	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
沼里小学校	人	48	52	47	66	71	61	345	
	学級	2	2	2	2	2	2	12	
鳩崎小学校	人	16	9	14	17	13	21	90	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
高田小学校	人	25	34	35	30	27	24	175	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
根本小学校	人	12	15	17	16	23	17	100	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
柴崎小学校	人	47	46	41	33	47	49	263	
	学級	2	2	1	1	2	2	10	
太田小学校	人	13	15	16	19	13	19	95	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
阿波小学校	人	14	21	16	20	15	25	111	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
浮島小学校	人	15	19	9	18	13	12	86	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
古渡小学校	人	8	15	16	22	18	16	95	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
あずま南 小学校	人	10	13	10	11	16	11	71	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
あずま東 小学校	人	33	32	27	17	24	33	166	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
新東小学校	人	5	6	7	6	8	11	43	複式 学級
	学級	1		1		1	1	4	
あずま北 小学校	人	16	22	18	26	24	21	127	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
あずま西 小学校	人	22	23	32	29	24	26	156	単学級
	学級	1	1	1	1	1	1	6	
合計	人	353	399	378	403	390	424	2,347	
	学級	19	18	18	17	19	19	110	

資料：学校教育課

(7) 中学校

市内には中学校が4校あります。平成17年から平成20年の4年間の生徒数の推移を見ると、1割以上の減少（208人減）となっており、減少傾向が顕著です。

【中学校生徒数の推移(各年5月1日現在)】



●平成21年度中学校生徒数(平成21年5月1日現在)

学校名	生徒数 学級数	1年	2年	3年	合計
江戸崎中学校	人	180	181	208	569
	学級	5	5	6	16
新利根中学校	人	87	97	101	285
	学級	3	3	3	9
桜川中学校	人	56	49	69	174
	学級	2	2	2	6
東中学校	人	105	89	123	317
	学級	3	3	4	10
合計	人	428	416	501	1,345
	学級	13	13	15	41

資料：学校教育課

(8) 保健センター

本市には、江戸崎保健センター、桜川保健センター、東保健センター、ふれあいセンター内の保健センターの計4か所の保健センターがあり、各種健診や育児教室等の事業を実施しています。

●保健センターで実施している事業(平成21年度)

事業名称	内容
各種健診	
妊婦一般健康診査	妊娠中 14 回、医療機関で受診できる受診票を、母子手帳交付時に発行している。
乳児一般健康診査	生後 6～7 か月(8 か月未満)、9～10 か月(11 か月未満)に医療機関で受診できる受診票を、出生後、郵送または訪問時に配布している。
3 か月児健康診査	3 か月児を対象に、身体計測、内科診察、育児相談、栄養指導、絵本の読み聞かせを実施している。年 17 回実施。内容:身体計測・内科診察・育児相談・離乳食相談・ブックスタート
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月児を対象に、身体計測、内科診察、歯科診察、育児相談、栄養相談、歯磨き指導、発達相談を実施している。内容:身体計測・内科診察・歯科診察・育児相談・歯磨き指導・栄養相談・発達相談
2 歳児健診	2 歳児を対象に、親子体操、身体計測、内科診察、歯科診察、育児相談、栄養指導、歯磨き指導、発達相談を実施している。内容:身体計測、歯科診察、育児相談、歯磨き指導(フッ素塗布)、栄養指導、親子体操、発達相談
3 歳児健診	尿検査、身体計測、内科診察、歯科診察、育児相談、栄養相談、歯磨き指導、発達相談。内容:身体計測、内科診察、歯科診察、育児相談、歯磨き指導、栄養相談、発達相談
育児教室	
子育てひろば	一緒に離乳食を作ったり、保育士と遊んだりしながらの友達づくり
離乳食相談	お子さんの食事や子育ての相談(身体計測、栄養相談、育児相談)を、保険師や栄養士が受ける。
その他	
予防接種	定期予防接種(集団)
親子相談	乳幼児健診時に発達に偏りや遅れの心配がある乳幼児のフォローを個別に行う。
赤ちゃん訪問	新生児及び乳児の疾病や虐待の早期発見とその予防等のために訪問による相談を実施している。生後 1～3 か月に保健師が訪問し、身体計測と育児相談(育児不安の軽減等)、健診・予防接種の説明を行う。
マタニティスクール	これからお母さんになる方が、安心して出産を迎えられ、元気な赤ちゃんが産まれる手伝いをする教室。

資料：健康増進課

(9) 図書館・公民館

本市には市立図書館が1館あり、さらに江戸崎公民館、新利根公民館、桜川公民館内には図書室があります。

市立図書館の絵本コーナーには、床暖房の絨毯が敷かれ、靴を脱いで親子でくつろぎながら本に接することができます。さらに、視聴覚資料が充実しているのも特徴の一つで、県南地方では3番目の蔵書数を誇っています。さらに、ボランティアによる、おはなし会や、子ども映画会を定期的で開催しているほか、学習室もあり、放課後や夏休みなど、子ども達の勉強の場としても活用されています。

(10) 母子自立支援員相談指導事業

本市では、母子自立支援員が母子家庭や寡婦の福祉に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行っています。母子家庭、父子家庭を対象に週3回、午前9時～午後4時まで相談業務を行っています。

●相談回数の推移

区分			平成 19 年度		平成 20 年度	
			相談回数 (単位:回)	構成比 (単位:%)	相談回数 (単位:回)	構成比 (単位:%)
生活一 般	住 宅		9	2.8	29	6.1
	医療・健康	病気	10	3.1	20	4.2
		障害	18	5.6	20	4.2
		その他	29	9.0	8	1.7
	家庭紛争	夫等の暴力	10	3.1	4	0.8
		その他	6	1.9	11	2.3
	就 労	求職・転職	22	6.8	38	7.9
		資格取得・職業訓練	1	0.3	6	1.3
		職場の悩み	0	0.0	11	2.3
		その他	1	0.3	4	0.8
	結 婚		3	0.9	5	1.0
	養 育 費		4	1.2	0	0.0
	借 金		7	2.2	1	0.2
そ の 他		47	14.6	85	17.7	
児 童	養 育	保育所入所	3	0.9	23	4.8
		虐待	7	2.2	1	0.2
		その他	17	5.3	39	8.1
	教 育		19	5.9	38	7.9
	非 行		0	0.0	0	0.0
	就 職		0	0.0	3	0.6
	そ の 他		19	5.9	27	5.6
経済的 支援・生 活保護	母子福祉資金	貸 付	37	11.5	14	2.9
		償 還	4	1.2	1	0.2
	寡婦福祉資金	貸 付	0	0.0	0	0.0
		償 還	0	0.0	0	0.0
	公的年金		0	0.0	8	1.7
	児童扶養手当		20	6.2	20	4.2
	生活保護		12	3.7	6	1.3
	税		1	0.3	22	4.6
そ の 他		13	4.0	20	4.2	
その他	売店設置(法第 25 条)		0	0.0	0	0.0
	タバコ販売(法第 26 条)		0	0.0	0	0.0
	母子世帯向公営住宅(法第 27 条)		0	0.0	6	1.3
	母子福祉施設の利用		0	0.0	1	0.2
	母子生活支援施設(児意福祉法第 38 条)		4	1.2	8	1.7
合 計			323	100.0	479	100.0

資料：児童福祉課

4 稲敷市次世代育成支援に関するニーズ調査結果の概要

稲敷市次世代育成支援に関するニーズ調査結果の概要（抜粋）は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

①調査目的

本調査は、『次世代育成支援対策推進法』に基づき、本市における子育ての支援、母性並びに乳幼児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画として「稲敷市次世代育成支援後期行動計画」を立案するにあたり、基礎的データの収集を目的として実施しました。

②調査対象及び調査方法

調査は以下の3種類を実施しました。各々の調査対象及び調査方法は以下のとおりです。

■就学前児童保護者アンケート

- ・健診時に調査票を配布し、次回健診時に回収
- ・市内の保育所・幼稚園を通して配布し、次回来所・来園時に回収

■就学児童保護者アンケート

- ・市内の小学校を通して、配布・回収

■市内企業アンケート

- ・市内企業に対し、郵送配布・郵送回収

③調査時期

■就学前児童保護者アンケート…

- ・健診 平成21年2月5日～平成21年2月20日
- ・保育所・幼稚園 平成21年2月5日～平成21年2月20日

■就学児童保護者アンケート…平成21年2月5日～平成21年2月20日

■市内企業アンケート…平成21年2月20日～平成21年3月3日

④回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
(1) 就学前児童保護者アンケート	1,176	748	63.6%
(2) 就学児童保護者アンケート	1,192	1,044	87.6%
(3) 市内企業アンケート	116	48	41.4%

(2) 調査結果と分析概要（就学前児童保護者・就学児童保護者アンケート）

①子どもと家族の状況について

アンケート調査は、就学前児童及び就学児童がいる世帯を対象に実施しました。

対象世帯の特徴を見ると、いずれも3世代同居比率が高く、就学前児童がいる世帯で約51%以上、就学児童のいる世帯で約50%以上となっています。

また、同居している家族全員の人数も、ともに市全体より高く、平均3.9人となっています。

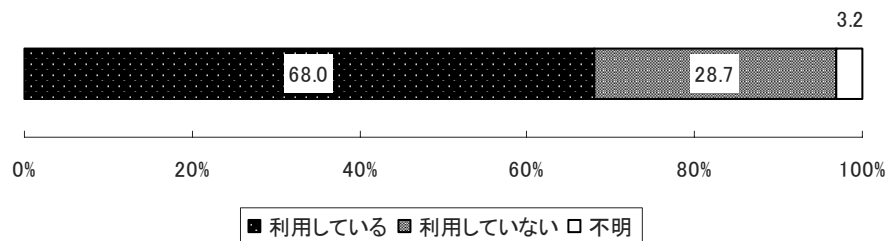
②子どもの平日保育の利用希望と現状について（就学前児童）

保育サービスの現在の利用状況（利用の有無）を見ると、7割近くが「利用している」（68.0%）となっており、まったく利用していない方は比較的少ないことがわかります。

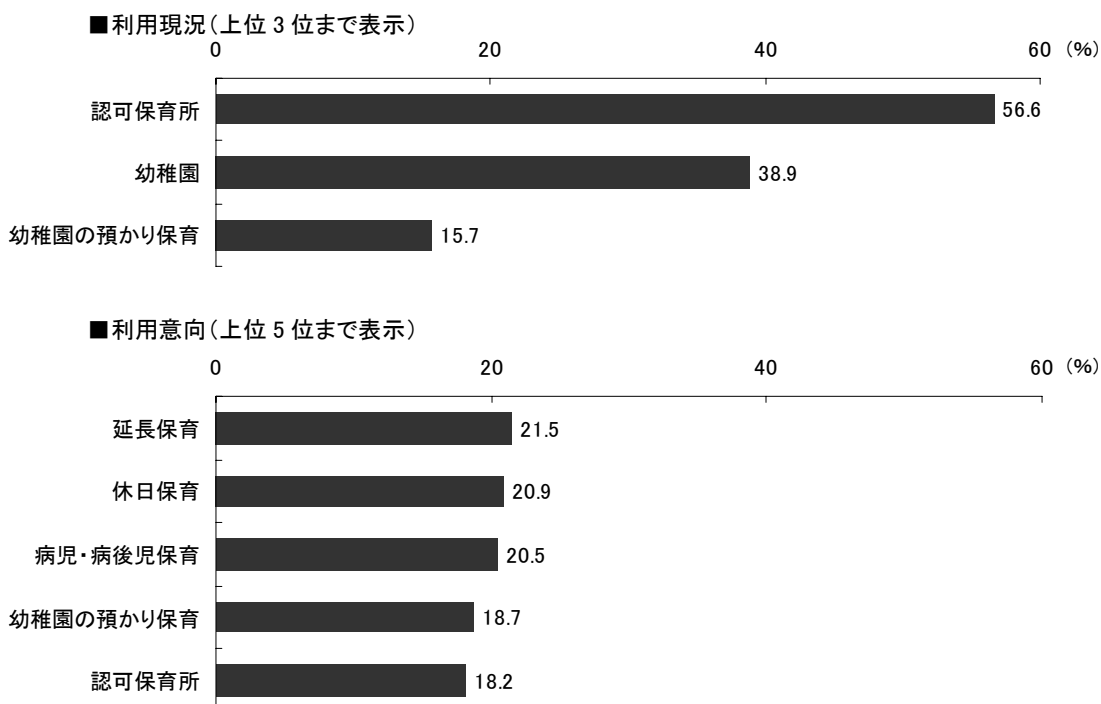
利用している保育サービスの種類（利用現況）を見ると、「認可保育所」（56.6%）、「幼稚園（38.9%）」が多く、次いで「幼稚園の預かり保育」（15.7%）と続いており、それ以外のサービスの利用はわずかとなっています。

今後利用したい保育サービス（利用意向）を見ると、最も希望が多いサービスが「延長保育」（21.5%）、次いで「休日保育」（20.9%）、「病児・病後児保育」（20.5%）、「幼稚園の預かり保育」（18.7%）、「認可保育所」（18.2%）となっており、ばらつきが見られます。

【保育サービスの利用の有無(就学前児童)】



【保育サービスの利用現況と利用意向(就学前児童、複数回答)】

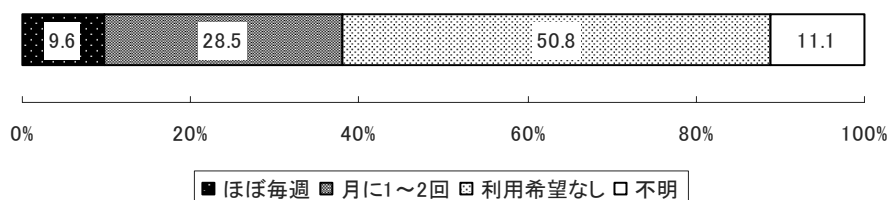


③土曜・祝日の保育希望について（就学前児童）

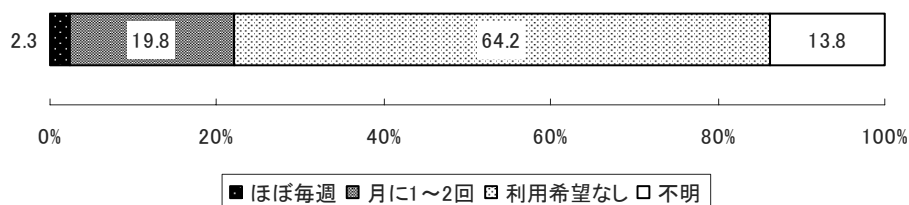
土曜日の保育サービスの利用希望を見ると、約半数（50.8%）が「利用希望なし」と回答しているものの、「月に1～2回」の利用希望者も約3分の1（28.5%）と多く、一定のニーズが窺えます。

日曜日・祝日の保育サービスの利用希望を見ると、約3分の2（64.2%）が「利用希望なし」と回答し、「月に1～2回」の利用希望者も5分の1（19.8%）にとどまっています。

【土曜日の保育サービスの利用希望（就学前児童）】



【日曜日・祝日の保育サービスの利用希望（就学前児童）】

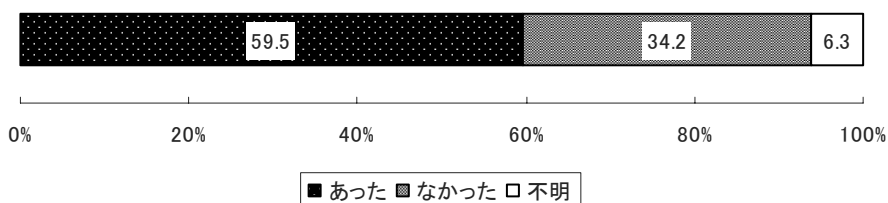


④病児・病後児保育の利用の有無、利用意向

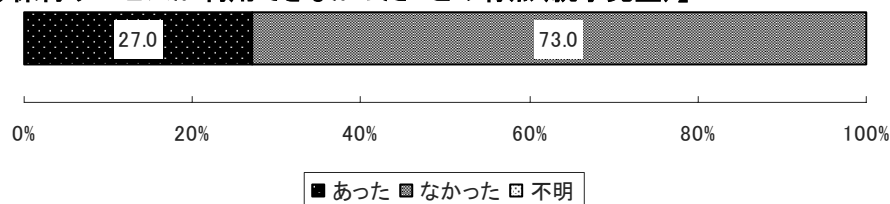
病気により保育サービスが利用できなかったことの有無を見ると、就学前児童では「あった」と回答した保護者が半数以上（59.5%）おり、「なかった」と回答した保護者は3分の1（34.2%）にとどまっています。

一方、就学児童では、就学前児童とは異なり、「なかった」と回答した保護者が7割以上（73.0%）と非常に多く、「あった」とする回答は約3割（27.0%）となっています。

【病気により保育サービスが利用できなかったことの有無（就学前児童）】



【病気により保育サービスが利用できなかったことの有無（就学児童）】

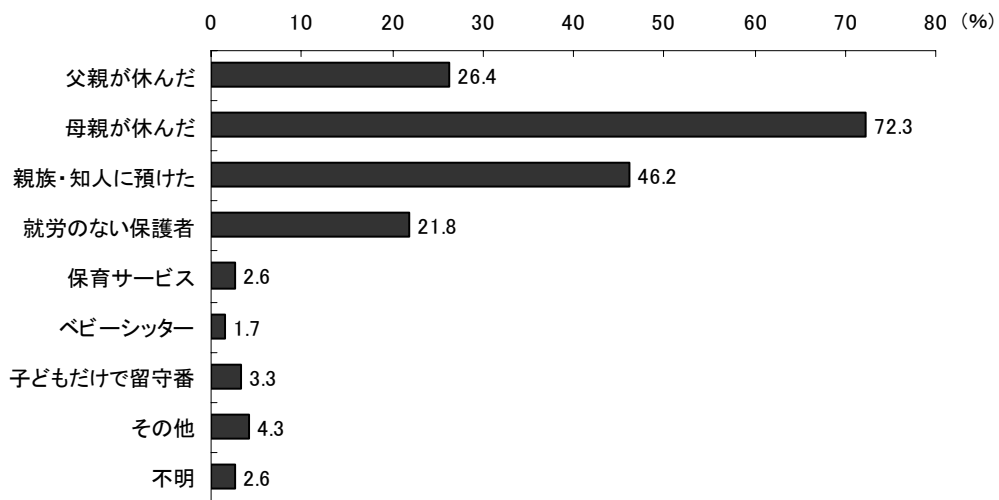


④-1 この1年間の対処方法について（就学前児童）

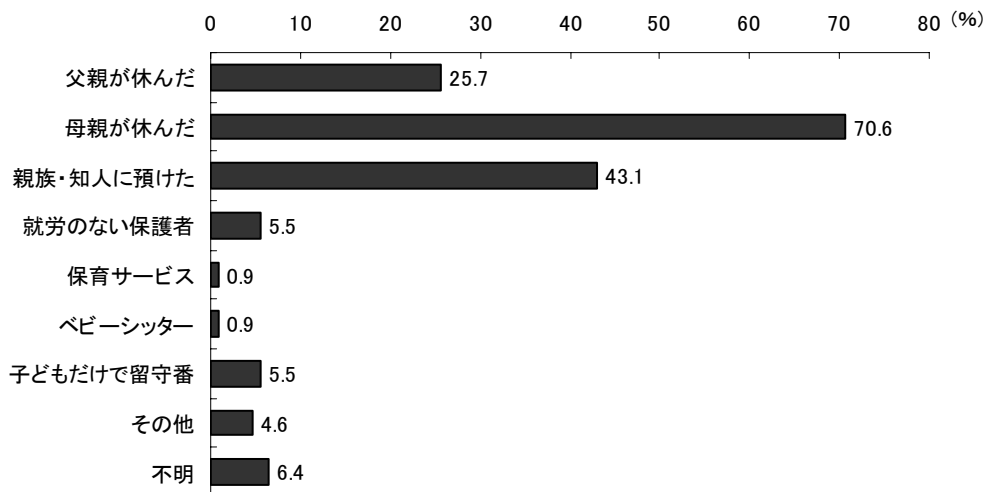
この1年間、病気やけがで保育サービスを利用できなかった場合の対処方法を見ると、就学前児童では、「母親が休んだ」（72.3%）が最も多く、「親族・知人に預けた」（46.2%）、「父親が休んだ」（26.4%）、「就労のない保護者」（21.8%）と続き、それ以外の回答はどれも5%未満となっています。

一方、就学児童も同様の傾向となっており、「母親が休んだ」（70.6%）が最も多く、「親族・知人に預けた」（43.1%）、「父親が休んだ」（25.7%）と続き、それ以外の回答はどれも10%未満となっています。

【対処方法(就学前児童、複数回答)】



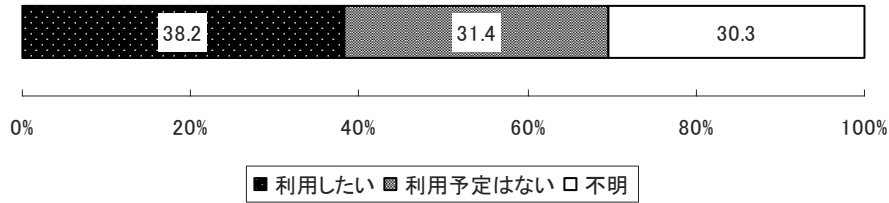
【対処方法(就学児童、複数回答)】



⑥放課後児童クラブの利用希望について（就学前児童）

小学校入学後の放課後児童クラブの利用希望を見ると、「利用したい」（38.2%）が「利用予定はない」（31.4%）を若干上回っています。

【放課後児童クラブの利用希望(就学前児童)】



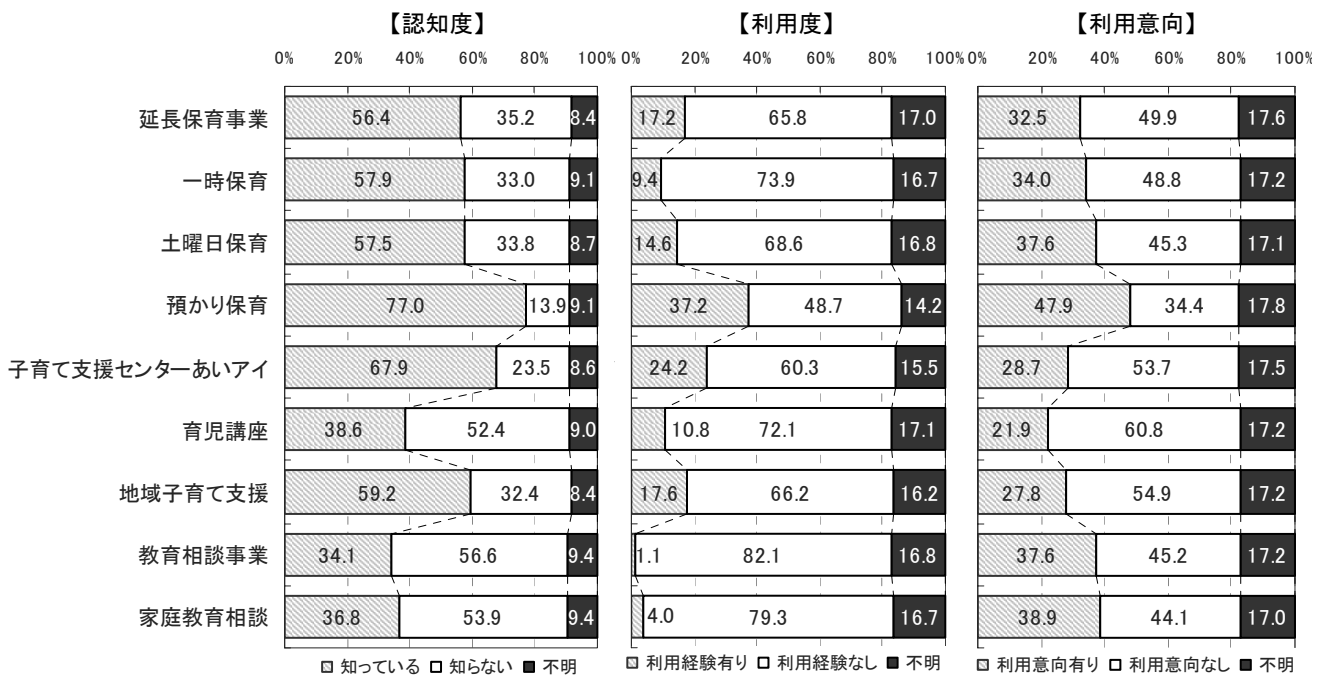
⑥子育て支援サービスの認知度・利用意向について（就学前児童）

子育て支援サービスの認知度を見ると、特に「預かり保育」（77.0%）、「子育て支援センターあいアイ」（67.9%）が高く、その他、「地域子育て支援」（59.2%）、「一時保育」（57.9%）、「土曜日保育」（57.5%）、「延長保育事業」（56.4%）がそれぞれ過半数となっています。

子育て支援サービスの利用度について見ると、認知度と同様に1位が「預かり保育」（37.2%）、2位が「子育て支援センターあいアイ」（24.2%）となっていますが、それ以外はどれも2割以下の利用度であり、特に教育相談に関するサービス（「教育相談事業」、「家庭教育相談」）は5%未満の利用度となっています。

子育て支援サービスの利用意向を見ると、ここでも「預かり保育」（47.9%）が高くなっています。また、教育相談に関するサービス（「教育相談事業」、「家庭教育相談」）の2つは、認知度・利用度に関してはともに他のサービスと比べ低いものの、利用意向は高くなっています。

【子育て支援サービスの認知度・利用度・利用意向(就学前児童)】

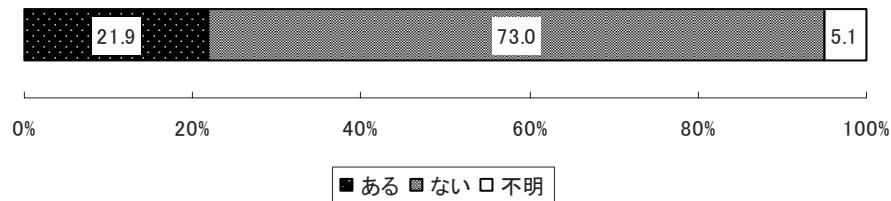


⑦一時預かりについて

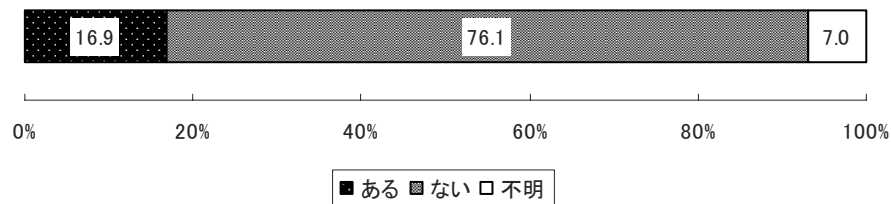
この1年間における私用やリフレッシュ目的などでの一時預かりの利用の有無を見ると、就学前児童、就学児童とも、家族以外の誰かに預けたことが「ない」は4分の3程度となっており、預けたことが「ある」は、就学前児童では21.9%、就学児童では16.9%となっています。

一時預かりに預けた理由で最も多かったのは、就学前児童では高いものから順に、「就労」(52.3%)、「私用・リフレッシュ目的」(37.5%)、「冠婚葬祭、親の病気」(35.8%)となっています。一方、就学児童では、高いものから順に、「私用・リフレッシュ目的」(43.9%)、「就労」(39.6%)、「冠婚葬祭、親の病気」(29.3%)となっています。

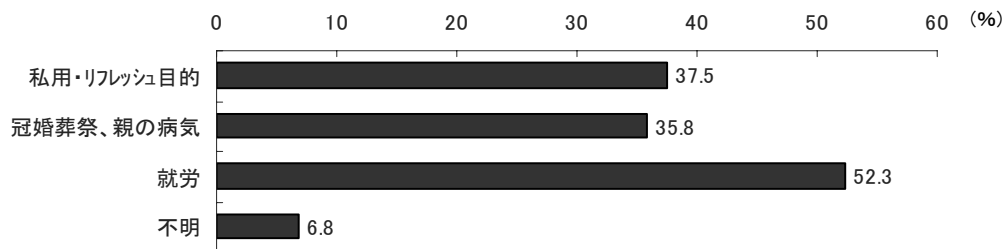
【一時預かり利用の有無(就学前児童)】



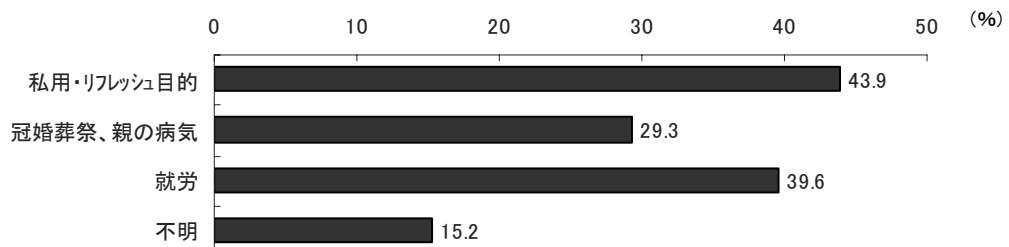
【一時預かり利用の有無(就学児童)】



【一時預かりに預けた理由(就学前児童、複数回答)】



【一時預かりに預けた理由(就学児童、複数回答)】

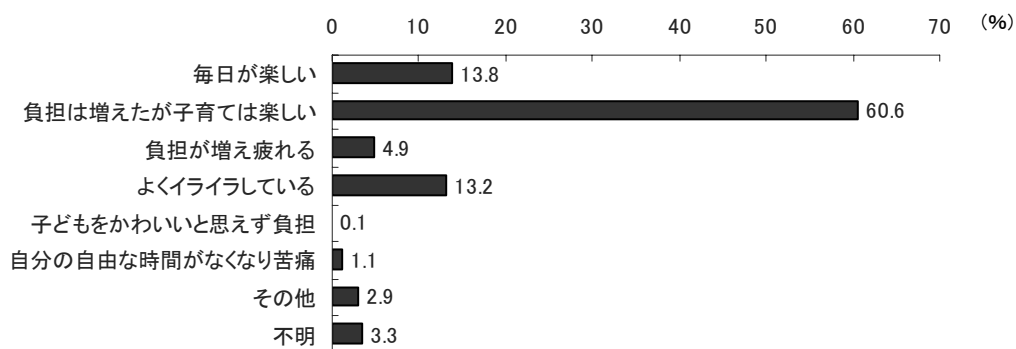


⑧子育て全般について

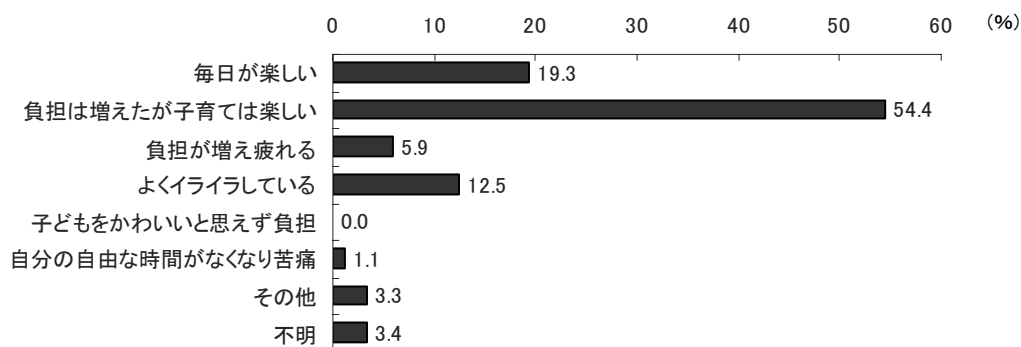
子育てをしながらの生活について感じることを見ると、就学前児童では「負担は増えたが子育ては楽しい」が特に多く、6割（60.6%）の人が回答しています。次いで「毎日が楽しい」（13.8%）、「よくイライラしている」（13.2%）となっています。

就学児童でも「負担は増えたが子育ては楽しい」が特に多く、半数以上（54.4%）を占めており、次いで「毎日が楽しい」（19.3%）、「よくイライラしている」（12.5%）となっています。

【子育てをしながらの生活について感じること(就学前児童、複数回答)】



【子育てをしながらの生活について感じること(就学児童、複数回答)】

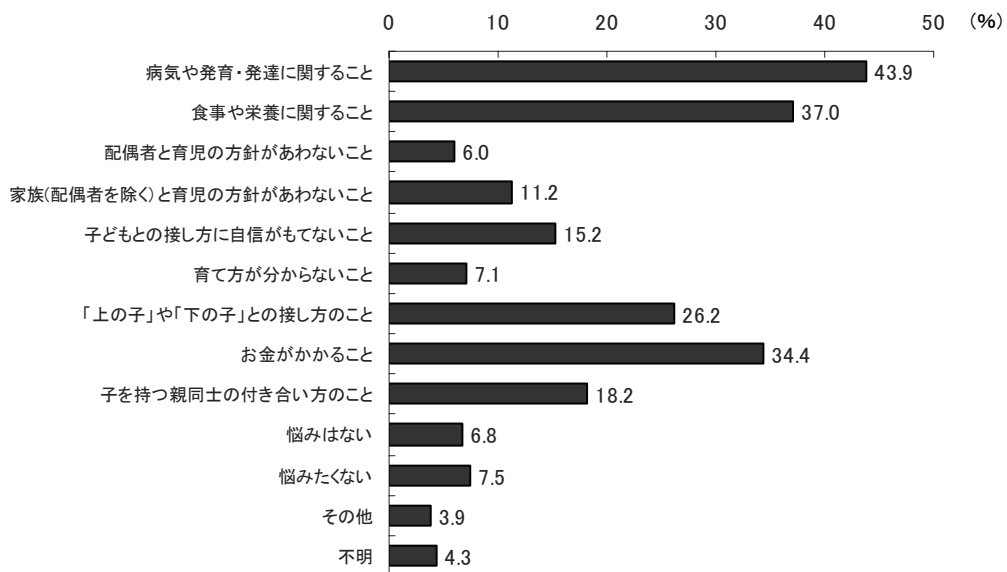


◎日常子育てををする中で迷ったり、悩んだりすることについて

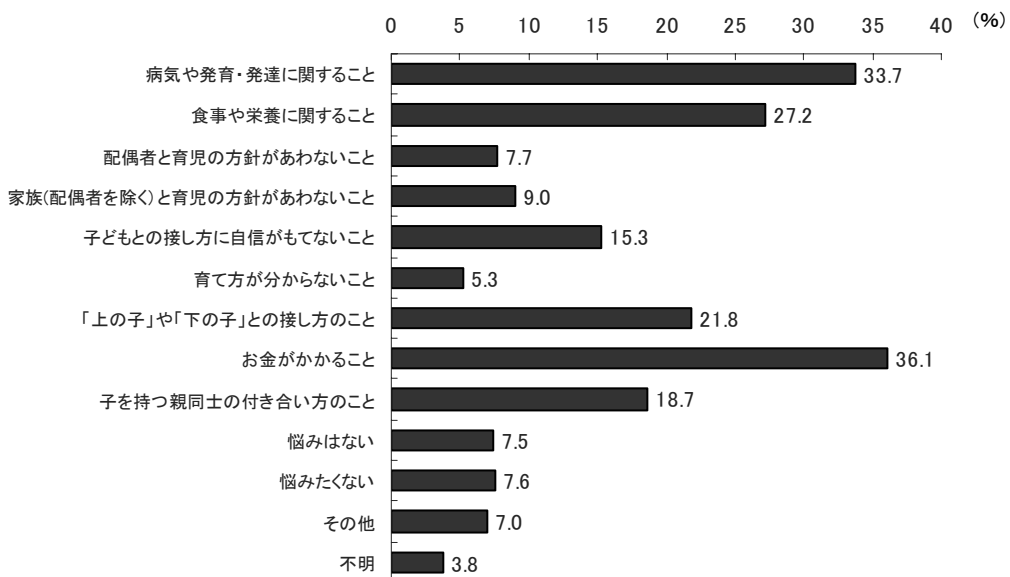
日常子育てををする中で迷ったり悩んだりすることを見ると、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」が最も多く4割（43.9%）、次いで「食事や栄養に関すること」が4割弱（37.0%）、「お金がかかること」（34.4%）、「上の子」や「下の子」との接し方のこと」（26.2%）となっています。

一方、就学児童では「お金がかかること」が最も多く4割弱（36.1%）となっています。次いで「発育・発達に関すること」が3割（33.7%）、「食事や栄養に関すること」（27.2%）、「上の子」や「下の子」との接し方のこと」（21.8%）となっています。

【子育てををする中での悩み事(就学前児童)】



【子育てををする中での悩み事(就学児童)】

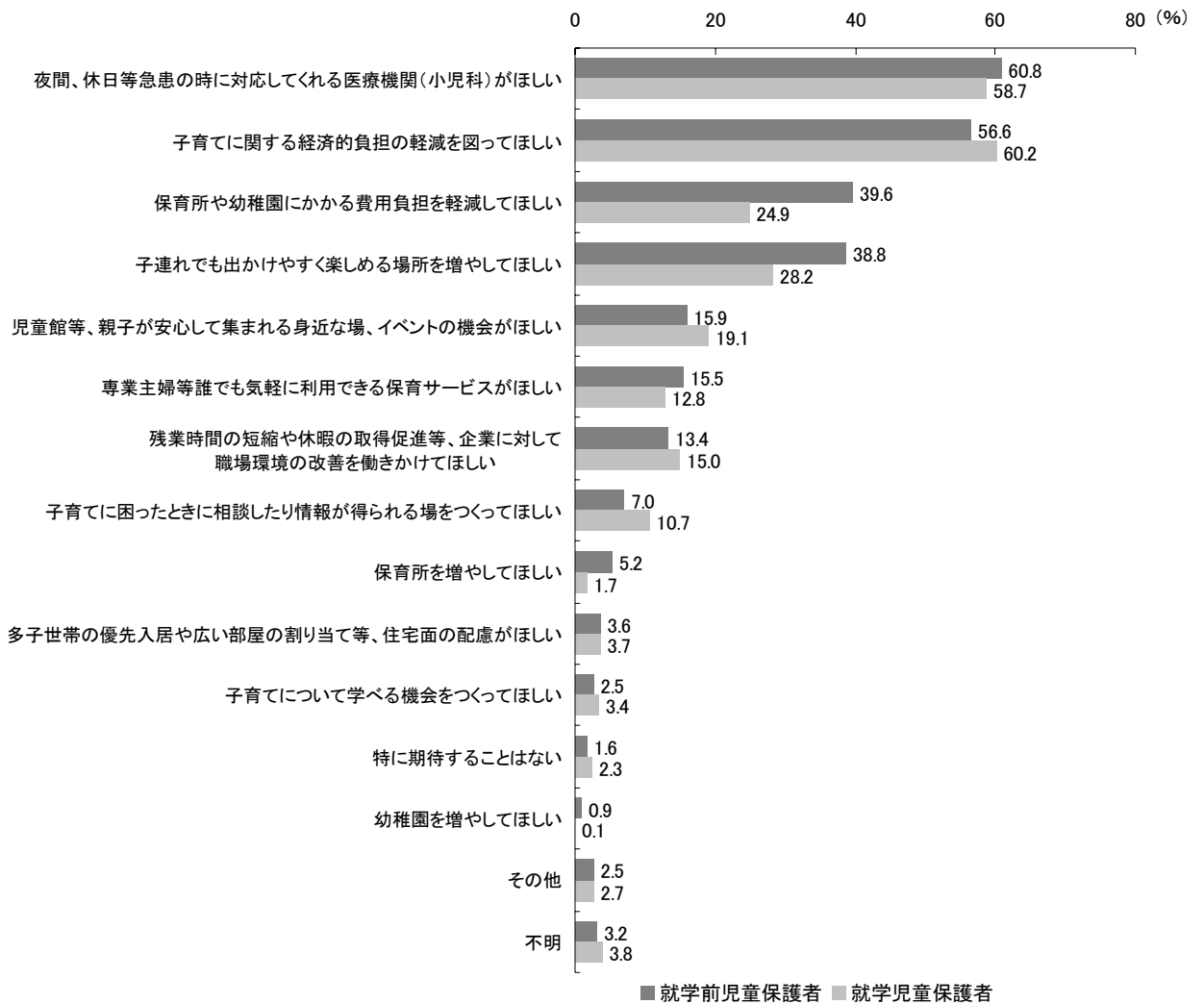


⑩子育て支援対策の要望について

子育て支援対策の要望を見ると、就学前児童、就学児童ともに多いのが、「夜間、休日等急患の時に対応してくれる医療機関（小児科）がほしい」（就学前 60.8%、就学 58.7%）と「子育てに関する経済的負担の軽減を図ってほしい」（就学前 56.6%、就学 60.2%）で、約 6 割に達しています。

その他には、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」（就学前 39.6%、就学 24.9%）、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（就学前 38.8%、就学 28.2%）となっています。

【子育て支援対策の要望について(複数回答)】



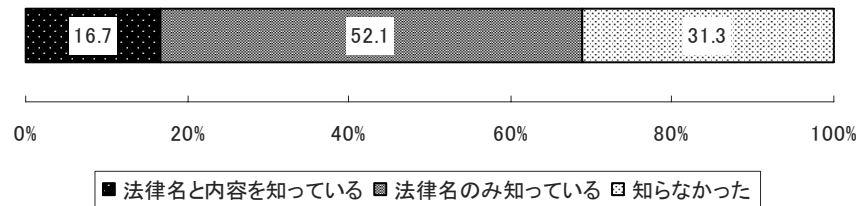
(3) 調査結果と分析概要（市内企業アンケート）

①次世代育成支援対策推進法の認知度について

『次世代育成支援対策推進法』については、「法律名のみ知っている」（52.1％）企業は半数を超えるものの、「法律名と内容を知っている」（16.7％）企業は2割に満たない状況です。

また、「知らなかった」（31.3％）企業も約3割となっており、法律について周知を図るための取り組みが必要と考えられます。

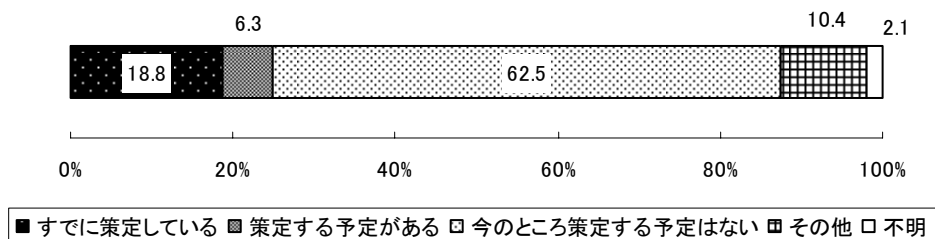
【次世代育成支援対策推進法の認知度】



②一般事業主行動計画策定の予定について

「一般事業主行動計画」策定の予定については、「今のところ策定する予定はない」（62.5％）が最も多く、「すでに策定している」（18.8％）、「策定する予定がある」（6.3％）は、合わせて全体の4分の1と少ない状況です。今後の啓発や支援が必要と考えられます。

【一般事業主行動計画策定の予定】

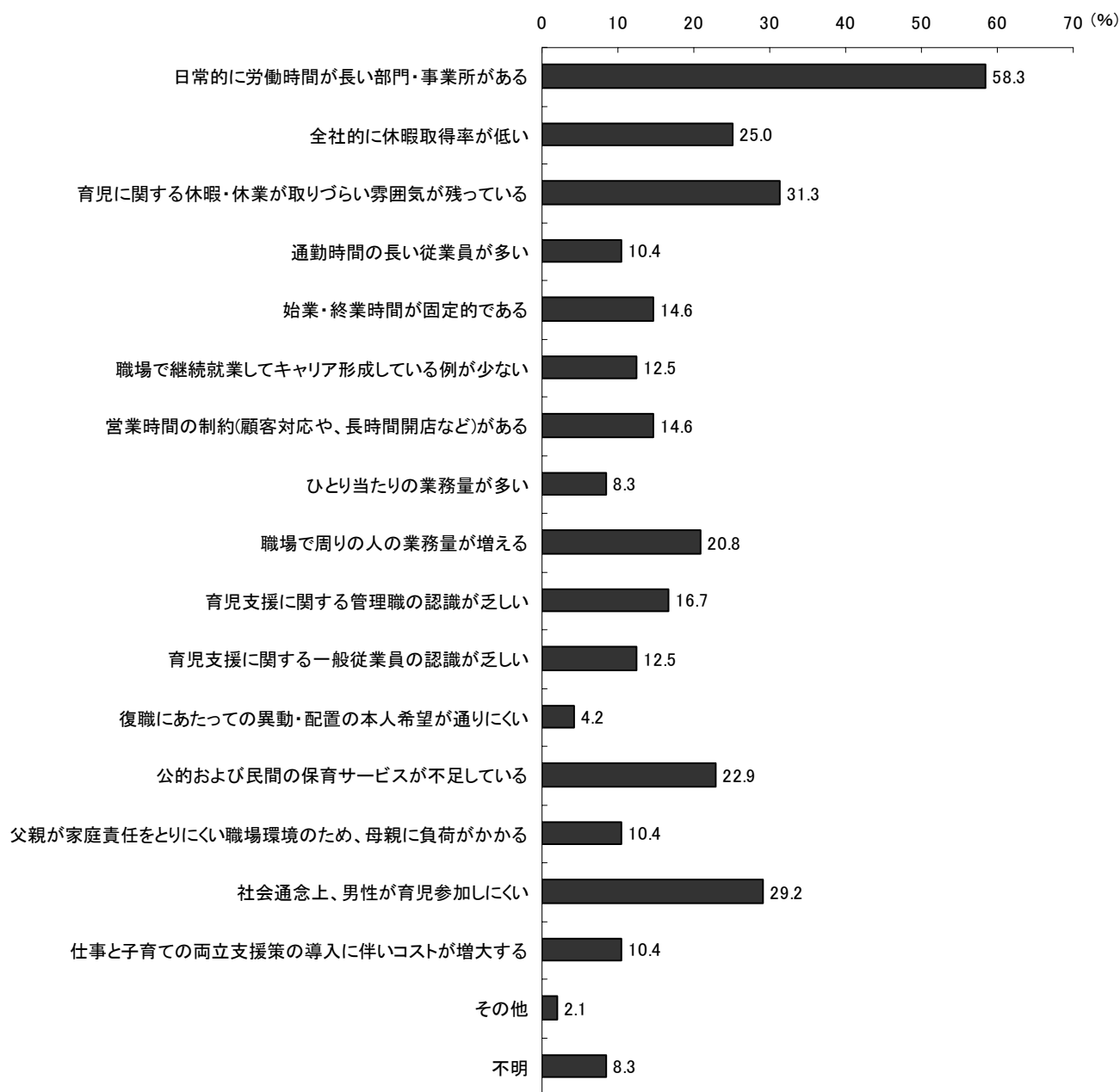


③両立支援策利用促進上の問題点について

両立支援策利用促進上の問題点については、「日常的に労働時間が長い部門・事業所がある」(58.3%)が最も多く約6割となっています。次いで「育児に関する休暇・休業が取りづらい雰囲気が残っている」(31.3%)、「社会通念上、男性が育児参加しにくい」(29.2%)、「全社的に休暇取得率が低い」(25.0%)、「公的および民間の保育サービスが不足している」(22.9%)が比較的多くなっています。

労働時間の短縮と併せて、企業と行政の連携による多様な支援が必要となっていると考えられます。

【両立支援策利用促進上の問題点】



(4) アンケート調査のまとめ

①多様な保育サービス供給が求められています。

- 保育サービス利用者は7割近くおり、比較的利用度は高いものの、利用している保育サービスは「認可保育所」、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」などに限られており、その他のサービスの利用度は高くありません。一方、今後希望する保育サービスとして利用意向が高いサービスは、「延長保育」や「休日保育」、「病児・病後児保育」などであり、多様な保育サービスに対するニーズがあることが窺えます。
- 子どもの病気のため保育サービスが利用できず、保護者が仕事を休んで対応していることに困難を感じている保護者が多いことや、子どもを一時的に預けてリフレッシュしたいと感じている保護者も多いことから、仕事をしながら安心して子育てできる環境の整備などが望まれます。また、放課後児童クラブの利用希望についても一定のニーズがあることから、適切な量の供給を確保する必要があります。

②サービス情報や子育て情報の提供方法について工夫が必要です。

- 市の子育て支援に関するサービスとして、「預かり保育」、「子育て支援センターあいアイ」、「地域子育て支援」、「一時保育」、「土曜日保育」、「延長保育事業」などは認知度が比較的高いものの、その利用については「預かり保育」と「子育て支援センターあいアイ」を除いて低い状況にあります。その他、特に教育相談に関するサービス（「教育相談事業」、「家庭教育相談」）については5%未満と利用度が低いものの、利用意向を見ると、いずれのサービスについても2~4割の意向があり、特に教育相談に関するサービスへの意向が高くなっています。子育て支援情報の提供方法について工夫し、市民がサービスを利用しやすい環境をつくることが求められています。

③子育ての悩みや不安、負担を減らしながら楽しく子育てできる環境が求められています。

- 子育てをしながらの生活について感じる事としては、「負担は増えたが子育ては楽しい」が多くなっています。また、日常の子育ての中での迷いや悩みでは、「病気や発育・発達に関する事」、「食事や栄養に関する事」、「お金がかかる事」などが多く、ばらつきが見られます。
- 子育て支援対策の要望をみると、就学前児童、就学児童とも多いのが、「夜間、休日等急患の時に対応してくれる医療機関（小児科）がほしい」と「子育てに関する経済的負担の軽減を図ってほしい」で、約6割に達しています。子どもの健康等に関する施策の展開に加えて、経済的な負担の軽減が求められています。

④企業に対しては法律の周知や企業と行政の連携による多様な支援が求められています。

- 『次世代育成支援対策推進法』について「法律名と内容を知っている」企業は2割に満たず、また「知らなかった」企業も約3割となっています。また、「一般事業主行動計画」策定の予定については、「今のところ策定する予定はない」が最も多い状況にあります。
- 仕事と子育ての両立を考える上では、子育てしやすい労働環境の整備等、企業による取り組みも欠かせないことから、企業と行政の連携による多様な支援策の推進が必要と考えられます。

5 ヒアリング調査結果

(1) ヒアリング調査の概要

①ヒアリングの目的

アンケート調査では把握できない市民のニーズをすくいあげることが目的として、ヒアリング調査を実施しました。今後5年間、少子化対策、次世代育成支援対策において何が求められているか、何をすべきなのか、関係する団体や市民の方の意見を伺い、その結果を計画に反映することとします。

②ヒアリング対象団体

ヒアリングは以下の団体に協力いただき、平成21年7月3(金)及び7月4日(土)の2日間の日程で実施しました。

部門	対象	団体数
A. 教育関連団体	・スポーツ関連団体	1 団体
B. 保健・福祉関連団体	・私立保育園	3 団体
C. 子育てサークル	・子育て中の保護者	2 団体
D. 中学生・高校生	・中学生 ・高校生	2 団体
E. ボランティア団体	・市内子育てボランティア団体 ・家庭児童相談員 ・主任児童委員	5 団体
計		13 団体

③ヒアリング調査項目

ヒアリングは以下の質問項目を基本に、対象団体により個別の質問項目を設定し実施しました。

《質問項目》

1. 現在取り組んでいる子育て支援活動等に関する課題・問題点
2. 少子化対策として最も必要と考えること
3. 地域ぐるみの子育て支援について
4. 稲敷市の子育て支援に望むこと、後期計画に盛り込んでほしい施策

(以下は、中学生・高校生への質問項目)

1. 将来なりたい職業
2. 「仕事をする」ことについてのイメージ
3. 結婚についてのイメージ
4. 稲敷市で交通安全や防犯の面で感じる不安、改善した方が良くと思う点

(2) ヒアリング結果の詳細

①「A 教育関連団体（スポーツ関連団体）」ヒアリング結果

◇市の施設について

- ・市の体育館は、日曜に利用がある場合、金・土は使えなくなる。年末も同じ状況である。こういった仕組みは望ましくない。例えば指定管理者制度を活用して対処できるはず。行政がきちんと対応しないと、市内で活動する側にとっては困る。
- ・公園（遊び場）が少ない。小学校では生徒数が減っており、遊び場として利用できる施設が余っているので積極的に活用すべき。

◇スポーツ活動について

- ・競技によっては全国大会まで行くものもあるが、子どもが少なくなっており（4年後には新生児は270人）選手が少ないため、種目によっては団体競技を続けることが難しくなっている。

◇子育て支援策について

- ・少子化対策というのは<①産まれる前と②子育ての支援>で分けて考える必要がある。また、サービス利用は<①行政側の提供と②民間側の提供>の区分も必要。
- ・前期計画ではスポーツの振興のことが書かれていない。
- ・計画書など作ったものはきちんとPRをしていくことが必要だ。こういった計画があることは全く知らなかったし、計画の内容も初めて聞いた。
- ・文章表現は分かりやすい表現が必要だ。子育て支援の対象は親でもあるし、子どもでもある。

◇小学校の統廃合の問題について

- ・学校はかつて地域のコミュニケーションの場だった。現在ではそういった場が失われ、また小学校では放課後が無くなった。
- ・地域で施設（小学校）を管理することに伴う課題として、責任（問題があったときの責任の所在）問題がある。方策としては定年後の人々の積極的な活用などがあげられる。

◇子どもの教育について

- ・学力テストなどの結果を見ると、子どもの学力レベルが低くなっている。稲敷市で子育てはしたくないという人もいる。幼児教育の充実を図る必要がある。
- ・小中一貫教育など、教育の連続性も図っていく必要があると感じる。教育産業は多くあるのに地域によって学力レベルが大分違うという課題もある。

◇少子化対策について

- ・まず結婚が最優先事項だ。そのため、例えば結婚相談の充実などを図ることが必要。
- ・子育て世代が市外に流出するのを食い止めることも必要。そのためには教育の充実を図っていくべき。

◇その他

- ・子どもには今「感性」が足りないと思う。感性を養うのは重要で、スポーツを通して、喜び、泣き、笑う、といった経験ができると良い。
- ・親が忙しくて余裕が無くなると、その子どもも余裕がなくなる。
- ・小中高で空手を指導していて感じるが、子どもには何でも教え与えるのではなく、「我慢する」ということを身につけさせるべきだ。
- ・スポーツをする場所が救いの場になっているという子どもが10人に1人はいるというのが、今の子ども達の状況である。

②「B 保健・福祉関連団体（私立保育園）」ヒアリング結果

◇保育所運営上の問題点

- ・最近、保育士が確保しづらくなっている。60 人定員の場合は保育士 10 人でよかったものが、特別事業を実施すると 20 人は必要となる。しかも全員が資格を持ってなければならない。資格よりも子育ての経験があることを重視したほうが良いのではないか。
- ・サービスは増えるが、事業は現場にお任せとなっている現状は問題だと感じる。
- ・2 歳未満児の入所者も多くなっている。園児 3 人に対して保育士 1 人という形でやると、それなりの保育士の確保が必要。
- ・一時保育などについては、研修を受けた人なら担当できるというように柔軟化を図ったほうが良いと思う。
- ・病児・病後児保育も、看護師がいないと対応できない。（投薬の知識が必要なので）
- ・食育指導に関しては、「栄養士の係」のような部門を別個にしてほしい。保育所には必要だと思う。今の子どもは、調理をする場面を見る機会が少なくなっているが、子どもが実際に食事が出来あがる様子を見ながら育つようにしてほしい。

◇子どもの遊び場について

- ・公園などの遊び場には子どもがほとんどいない。公園で遊ぶ子どもがいないと、公園デビューなどの機会が無く、コミュニティの形成が困難である。車で行かないと、公園にも行けない。

◇児童の受け入れについて

- ・虐待にかかわる子も入園する。また障害児の受け入れにも困難を感じている。

◇少子化対策について

- ・少子化の要因は、金銭的な問題が大きいと思う。
- ・結婚しない人がたくさんいることが問題。
- ・若い人たちへの支援が必要。結婚をフォローするような制度があると良い。

◇その他

- ・核家族化が進み、色々な人とのふれあいができない。地域に開かれたボランティアがあると良い。社会に出たときのギャップが無いような環境が望ましい。
- ・母親同士のコミュニケーションの促進が図られるような活動が必要。
- ・子育てでストレスを抱えたり、鬱傾向にある母親と、その子どもは重点的にサポートするべきだ。
- ・障害のある人が気軽に集まれるような場所があると良い。（居場所づくり）

③「C子育てサークル（子育て中の保護者）」ヒアリング結果

◇子育て支援センター「あいアイ」について

- ・東地区の人からは、距離が遠いという声も聞かれる。

◇不妊治療費について

- ・1人目で不妊治療をした人が2人目の子どもが欲しくても、不妊治療を続けるには経済的に厳しいものがある。市で不妊治療や出産費等に関して半分以上の支援があれば良いと思う。
- ・年々不妊率は上がってきており、不妊治療を受けたいという夫婦は、現在では10組に1人はいる状態なので、治療費の支援を受けたいという人たちは多いだろう。支援は年収によって制限されるため、年収が低くないともらえない実状に問題があると感じる。
- ・他市で10万円くらい助成しているところもあるようだ。

◇お祝い金について

- ・出産後のお祝い金は一時的なので、教育費についても継続的に支援してほしい。

◇出産後の社会復帰について

- ・収入がないと子どもが育てられないのが現状である。育児休業制度がきちんと整備されており、仕事と子育てが両立できるような環境が望ましい。
- ・育児休業については、子育ての見通しが立つよう、少なくとも3年間の取得期間がほしい。望ましいのは、子どもの就学時まで取得できると良い。
- ・国が3年間は働いてはだめだ、という風にすればよい。法律でそうしないと取得できない。自分で申請して取得するという手続きは周りの目も気になる。また、父親でも取得しやすい環境とすべきだ。
- ・パートは103万円限度があるので（扶養から外れる）、月に7~8万円程度の収入が限界である。もう少し控除されるとよい。限度額を上げるようにしてほしい。
- ・祖父母がいないと、保育サービスを利用するのでまたお金がかかる。

◇子どもの安全について

- ・通学・帰宅時間帯に地域のお年寄りによる見守りがあると安心だ。他の自治体ではそういうことをやっている。小学校では、交通安全週間と称して「母の会」が見守りを実施しているが、これも毎日のことではない。親だけでなく、地域の人との協力のもとで実施できると良いと思う。人の少ない小学校だと保護者1人あたりの負担が大きくなるため実施は難しいだろうが、理想ではある。
- ・地域によって、人口の少ないところでは周りの住宅が4~5軒程度しかなく、子どもの安全に不安がある。
- ・通学時の安全を確保するためには、スクールバスがあると良い。

◇小学校の統廃合について

- ・小学校では最低でも30人の学級で2～3クラスはあるとよい。クラスに女の子が2人だけというケースも実際にあったようだ。(教育環境として問題がある)
- ・小学校の運動会は、人が少ないため、地域の運動会と一緒にするという学校もあったようだ。10年先は遅かれ早かれ全体的にそういう風になるだろう。

◇子育て支援センター「あいアイ」について

- ・外の遊び場では遊具が全然ない状態である。ブランコとすべり台などが設置され、ちょっとした公園みたいになると良い。
- ・子どもを2人連れてくると、外の遊具が室内から見えない場所にあるため、1人が室内で遊んでいると外で遊ばせることができない。
- ・図書館があるが、ここでも貸し出しができるようにしてほしい。
- ・新利根公民館の児童書は充実していない。

◇ブックスタートについて

- ・ブックスタートは本を読むきっかけにはなると思う。良い事業だと思う。

◇他市の子育て支援に関する比較

- ・住んでいる自治体によってサービスに違いがあるというのは良くない。子どもはどこに住んでいても一緒なのになってしまう。

◇本市の特徴、良い点

- ・子育て支援センター「あいアイ」が使えるようになったことは、子育てにとって良いことだと感じている。イベントへの参加だけでなく、相談をするにも良い場所で、安心できる場所である。
- ・センターで開かれている講座は、市内で産まれた児童が集まることになっているので、地域が限られず、いろんな人と会う良い機会になる。

④「D 中学生・高校生（中学生）」ヒアリング結果

◇将来就きたい職業

- ・消防士。社会に役立つ仕事をしたい。
- ・野球に関すること。仕事は生きがいだと思う。
- ・音楽に興味があり、そういった仕事（音楽療法士）がしたいが、現実的には難しいかもしれない。現実には、介護士の資格が取れば、医療不足の時代だから職業安定になると考える。
- ・自分のできる範囲で、社会に貢献したい。
- ・子どもと接する仕事ができれば良いと思う。
- ・ゲームクリエイターになりたい。上下関係は大変そうだと思うが、自分でやりたいことがある。

◇職業体験を通しての仕事に対するイメージは変わったか

- ・2年生の2学期に職業体験がある。保育園やファミリーレストラン、スーパーなどでの実習であった。達成感はある。2回目以降は自分で勤務先を決めることがある。
- ・消防署で体験した。働いてみると大変だと思った。
- ・車の整備工場に行ったが、楽しいだけではなく、実際の仕事は大変だと感じた。
- ・幼稚園に行った。小さい子どもを相手にするのは大変だと思った。

◇結婚のイメージについて

- ・あまり見当がつかないが、3~4人家族が普通なのではないか。（家族構成は、両親・姉）
- ・男女1人で4人家族が理想。
- ・結婚は夢の妨げだと感じるが、子どもを産む場合は、5人くらいが良いと思う。（家族構成は、両親、弟。近所に祖父母がいる）
- ・できれば結婚したい。子どもは2~3人。（家族構成は弟と妹）
- ・楽しいことも大変な事も出てくるだろう。（家族構成は、弟、両親、祖父・祖母）
- ・結婚は大変だと思う。子どもがいると、母親は大変だ。自分以外の他人と一緒に暮らすと自由度は少ない。だが、結婚には憧れる。子どもは2人が良い。（家族構成は、両親・弟）

◇どうすれば稲敷市で子どもが産まれるようになるか

- ・人と人が支え合っていくことが大事で、支えあうことにより不安がなくなり明るくなっていくと思う。
- ・不景気だと子どもが多いと負担も増える。生活が安定しない。そこが改善されれば。
- ・子どもが大学まで行くのに2,000万くらいかかるらしい。国全体でのサポートが必要だと思う。
- ・独身者を減らすのが大事だと思う。
- ・子どもができて中絶などしないようにすれば良い。
- ・子どもが産まれても、大人が育てないと子どもは死んでしまう。産んだ人は責任を持って産んでほしい。
- ・子どもを育てることは、経済的に大変だと思う。産んだあとに仕事に復帰できるような環境

が必要だと思う。

◇市内で危ないと思うこと

- ・一人ひとりが挨拶をするようになれば安全になるし、事故や犯罪がなくなるのではないかな。
- ・信号機の間隔が短いため、信号無視が多く危ない。
- ・自転車に乗っている時、通学路でカーブミラーが無いので、車とぶつかりそうになる。
- ・狭い道での路上駐車は危険。車との間から出てくるところで危ない目があった。
- ・マナーの悪いドライバーが多い。
- ・部活は午後6時30分に終わるが、帰りの道が暗く危ない。

◇普段の遊び場

- ・まっすぐ家に帰る。休みは友達の家に行く。
- ・自転車が通学手段。バスはあまり使わない。遠くに遊びに行くことは少ない。
- ・中学生くらいまでは、自分の町から出たことが無い人が多い。

◇市の現状の中でここが不満ということはあるか

- ・安全で誰でも入れるような施設がないこと。
- ・東地区の図書館に勉強するスペースがほしい。
- ・江戸崎にも勉強できるスペースがほしい。
- ・屋内で、中学生や高校生に開放されるような場所があると良い。
- ・信号無視が不満。車道は歩車分離をすべきだし、歩道も整備すべきだ。
- ・休日に友達と遊べる場所がほしい。
- ・ショッピングセンターの周りに不良が多い。治安を良くしてほしい。
- ・図書館がバスで結ばれて、どの地区からも相互に行きやすいようにすると良いと思う。

⑤ 「D 中学生・高校生（高校生）」ヒアリング結果

◇将来どのように働きたいか

- ・親が公務員で安定しているように感じる。将来は正社員となる方が良いと感じている。
- ・将来はフルタイムで働き、結婚した後はパートで働きたい。
- ・バイトをしていて感じるが、正社員じゃないと将来的に厳しいと思う。
- ・父の仕事が不規則である。父親を見ていると安定した仕事に就きたいと思う。

◇結婚についてどう考えるか

- ・結婚は大変そうだ。片親であれば、子どもを育てるのは厳しいと思う。結局は金銭的な問題なんだろうという気がする。子どもはほしいが、幸せに育てられる自信がない。
- ・家族を養う必要があるため、一人の自由というものがなくなる。
- ・子どもは2人ほしい。
- ・お金がなくても、好きな人と生涯一緒にいられればよい。親とは友達のような関係で、名前で呼びあっている。そのような家族が良い。
- ・結婚するのは大事だと思うが、父子家庭なので実際のところはあまりよく分からない。

◇少子化を食い止めるために何が必要か

- ・教育費も含めていろいろお金がかかる。小さい時から大学に入るまでお金はかかる。
- ・出産費はお金がかかる。不景気なので、一人で子育てするのは限界だと思う。

◇遊びに行くところで不安を感じる場所はあるか

- ・高校はバイク通学が可能。身近で大きな事故はない。
- ・放課後の過ごし方として、江戸崎公民館、商店街をよく利用する。
- ・東地区にはショッピングセンターがあるが、東方面へは、足がないので行かないし、バスもない。
- ・車の免許は行動範囲が広がるので取るつもりだ。（車がないと不便）

◇稲敷市にほしいもの

- ・街灯がほしい。バイトをしており、午後8時までには切り上げるが、冬場は途中から車に乗っている。（高校周辺の）坂道にも街灯がなくて、車にひかれそうになる。

◇稲敷市にほしい施設

- ・コンビニがあるとよい。（もっとたくさん）
- ・高校生のバイト先は、コンビニに散らばっている傾向にある。

◇子育て支援について何を望むか

- ・大きな病院がないと思う。病院があると良い。
- ・空き店舗の周辺で、小さい子どもが遊んだりしている。ガラスの破片が割れたままで危ない。片付けて危なくない場所にしてほしい。店舗を開放しても良いが、誰かが管理するようにするとよい。
- ・商店街の裏や、近くのパチンコ屋も危ないと感じる。

◇携帯の使用について

- ・携帯によるインターネットなどのトラブルは多い。
- ・プロフィールサイト（プロフサイト）で中傷を書かれることが多い。友達も被害にあった。「書かないように」という呼びかけでなく、もっと強力に対処をしないといけない。先生たちがやめるように呼びかけをしても、パスワードをかけて公開を限定して書くという人が多い。
- ・こういうことで悩んでいる高校生は多い。携帯料金の支払いはバイトをしているため自分で払うことができ、親も無関心で全然知らない状態である。
- ・フィルタは外さないほうが良い。無料サイトでも登録すると出会い系に流されるということがある。
- ・サイバー警察に取り締まってほしい。
- ・保健室に相談しに行くと、カウンセラーがいる。悩みなどを聞いてもらったりする。
- ・メールアドレスを変更したが、以前のアドレスをネット上に貼られたことがある。
- ・メールのトラブルについて友達から相談を受けることが個人的にある。
- ・学校全体や家に帰ってからも取り組まないといけない。

⑥「E ボランティア団体（市内子育てボランティア団体）」ヒアリング結果

◇ボランティア活動について

- ・現在、公民館や、小学校の朝の時間に読書体験の指導をしている。
- ・活動に対するバックアップはしっかりしていると感じる。新利根公民館や東の図書館は借りて返せるという仕組みが良い。また、市内を巡回するバスがあることも活動にはプラスだ。
- ・公民館で実施するときは、母親から子どもの育て方の相談を受けることがある。相談には自分の実体験から分かる範囲で応えるようにしている。
- ・この活動には後継者不足を感じている。現在は、少ないメンバーで何とかやりくりをしている状態。宣伝不足が課題だと思う。
- ・活動の担い手は普段は月～金で働いているので、平日の朝に学校に行くということができない。しかしその発想を転換して、「地域活動のために仕事を休む、抜けることは当たり前」といった考え方も必要だと思う。

◇子どもの環境について

- ・核家族家庭は高齢者に触れる機会がもっとあると良いと思う。自分の母親とは違う人と触れ合うため、勉強する機会にもなる。
- ・小さい頃には紙芝居などに触れられるとよい。かつて読書体験の指導をした児童が中学生となり、クリスマス会を手伝って子どもに読み聞かせをしてあげることがある。
- ・中学校の授業でも子どもと触れあうことができるボランティア体験の場を設けることが必要。
- ・児童館があると良い。児童館で読み聞かせをすれば、子どもを見てくれる人もいるし、終わった後で遊ぶこともできる。

◇親の子育てに関する考え方について

- ・子どもを預けた方が楽だと感じたり、自分の休日のために預けるという考えの親が多く、育児放棄につながっていると思う。
- ・最近は健常者と障害者の間の「グレーゾーン」の子どもが多いように感じる。こういった子どもの親は、自分の子どもがそうだと認めない。
- ・こういった子どもは新しい環境になるとパニックになるようなことが多く、周りもすぐには気づかない。
- ・親がかわいがってあげれば、子どもに多少問題があっても良いのではないかと思う。
- ・社会情勢の変化から、共働き、片親が増えてきた。(幼稚園でも)
- ・今やっていることが、10年後どうなっているのかわからないのが育児だ。子育ての方法がわからないという親が多いので、指導できる人を育てたり、気軽に相談できる場所を増やすことが必要。子育てに自信が持てるようにすることが大事。
- ・母親学級（保健センター）を年1～2回でも実施すると良い。みんな働いているので、平日実施への参加は厳しい。
- ・親の「伝承遊び（わらべ歌）」のようなことをできる人を育てる機会や、やる場所が必要。
- ・子育ては周りの環境の影響が大きい。自由保育や家庭教育の充実が必要。
- ・児童館でもあればよいと思うが。例えば群馬には子ども遊び場をシルバーに管理委託してい

るようだ。小学校高学年や中学生が遊べるような場所があると良い。

- ・昔は小学校で遊んでいたが、現在は、管理者がいないと危険という考えから、学校で遊べなくなっている。これからは学校の開放は課題だと感じる。

◇少子化対策について

- ・不景気なので、子育て用具のレンタルやリサイクルが活発になると良い。
- ・行政からの経済的な援助も必要だと思う。
- ・女性の働き方と福利厚生ギャップを解消する必要がある。託児所などがあると良いが。

⑦「E ボランティア団体（家庭児童相談員）」ヒアリング結果

◇ボランティア活動の問題点

- ・ボランティアをやりたいという声は多い。この活動を立ち上げるときにも17人が集まり、忙しい中でも活動をしようという気持ちを持った人がいて実現した。また地域の中でお祭りを自費で企画したりして、地域の中で子どもを育てようという気概が感じられる。
- ・しかし、そういった人たちが実際に活動できるような場所や企画が無い。活動する人と、活動の機会の両方をつなげるシステムが必要だと思う。
- ・読書体験の指導のボランティアは3つの小学校で月に1回ずつ活動している。活動している人の中には、ボランティアを初めてやったが、やってみたらうまくできた、または、最初は戸惑ったけれど徐々にできるようになったという人が多い。
- ・ボランティアのなり手もいるのだろうが、やりたいと思える内容でないと継続は難しいだろう。
- ・今後は地域の力を使わないとだめだと思う。

◇子どものセーフティネット

- ・家庭児童相談の対象は生活水準の低い家庭が主である。
- ・徐々に良くなってはいるが、障害児を預かってくれる施設がまだまだ少ないと思う。例えば、障害があると児童クラブへの入所も難しい。今後はそういった弱者に対してのフォローが必要だと思う。稲敷市には子どものための施設として利用できるような、利用率の低い公共施設はいっぱいあるのだから、それをうまく使えばどうかと思う。
- ・相談員をやっていることは、家庭内暴力、ネグレストなどを抱えた家庭が多くなったこと。
- ・鬱の母親が非常に増えている。
- ・どこにも頼れない、回るところが無いという母親が多い。

◇少子化対策について

- ・独身の人が多いのが原因。結婚をさせないといけないと思う。産む子どもの数は多いと思う。
- ・また、晩婚化も同様に問題だと思う。
- ・一部地域では離婚率が高い。原因としては、地域コミュニティのつながりが強い分、そこに入っていけない若い人々がいるということがあげられる。
- ・三世代だと、祖父母世代・父母世代の両方とも負担に感じるということもあるようだ。
- ・子育て支援のボランティアと、活動の場であるサービスを繋いでいくことが必要。

⑧「E ボランティア団体（主任児童委員）」ヒアリング結果

◇子育て支援サービスについて

- ・子育て支援センターあいアイは、母親同士や同世代人たちのコミュニケーションも図れる場となっており、まさに望まれた施設だと思う。
- ・しかし、こういう施設に来られる人はいいが、来られない人にも支援できる体制をつくる必要があると思う。

◇子育て家庭に関する情報の取得について

- ・子育て家庭の情報の取得については、民生委員と連携したいと感じている。地域の中で相互に情報が共有できるようにするとよい。
- ・最近の子育て家庭を見ると専業主婦と就業者では、専業主婦の方がストレスは大きいそうだ。

◇配布されたアンケート結果について

- ・子育て支援センターや一時保育などについて認知度が低いことは問題だと感じる。市としてもっとPRする活動が必要。
- ・子ども教育相談事業はどこに、また誰に相談すればよいのか分からないということが（今回の）アンケート結果にも表れていると思う。
- ・育児講座を利用している人が少ない。母親のストレスは子どもへのやつあたりなどにつながる。子育てを楽しむように手助けする必要があるだろう。

◇子どものセーフティネット

- ・母子家庭が増えている（学校によっては、全国平均を上回っているところもある）。母子家庭では、母親はゆとりが持てないため、家庭教育相談事業などでの対応が必要。
- ・深刻な家庭を訪問してきめ細かく支援していくには、家庭教育相談員が足りないと思う。
- ・色々な事業が統合されることによって、人が減らされたり、活動範囲も限られてくるような状況になっている。こういう人たちにもっとスポットライトをあててPRを積極的にしてもらいたい。
- ・ネグレストが増えているようだが、通常は表に出てくるようなことはない。訪問事業などをもっと充実させ状況の把握に努めるべき。
- ・母親の子育てをフォローする教室が必要。「地域による子育て」とは言われるが、何よりも母親による子育てが基本だ。生活面での知識が必要。
- ・子どもの叱り方の理由にも変化がみられる。「公共の場だからやってはいけない」では無く「怖いおじいちゃんに怒られるからやってはいけない」という言い方が増えている。

◇その他

- ・空き店舗などを活用した、高齢者も集まれる「つどいの広場」があると良い。
- ・アメリカ・フランス・スウェーデンと比べると母親の育児負担が大きい。
- ・市内の事務所で託児所を設けたり、育児期間中は勤務の時間短縮を図るようにしなければならない。また、父親の育児参加なども検討してもらえよう働きかけることも必要。

- ・市内のどこに住んでいても、ベビーカーを押していける範囲に利用できるような子育て支援サービスがあると、母親の負担も軽減されるだろう。
- ・他所から地元に移ってきた母親が、周りの環境が分からず、孤立してしまうという事態を避けるため、母親のネットワークを広げられるようにすることが必要。

◇少子化対策として

- ・全国的に晩婚化が問題となっている。国レベルで考える必要がある問題だ。
- ・収入の保障や経済的負担の軽減が必要。
- ・夜間医療などについても対策が必要。こういったことは全てどこかでリンクしていることだと思う。
- ・家庭教育相談事業は、相談をしたいという人が実際に多くいるので、そういう場がもっとたくさんあってほしい。誰でも相談に行ける場所があるとよい。さらにPRし、今後どうしていくのかを検討していく必要がある。

(3) ヒアリング結果のまとめ

①教育関係団体（スポーツ関連団体）ヒアリングのまとめ

■市のスポーツ施設利用について

- ・市民の利便を考慮して柔軟な貸出しができるよう指定管理者の導入を含めて対応すべき。
- ・子どもの遊び場が少ないため小学校などを含めて活用すべき。

■子育て支援について

- ・市の計画のPR、周知が足りない。サービスの周知が必要。分かりやすい表現も必要。

■少子化対策について

- ・晩婚化・未婚化への対応として結婚相談所の充実。
- ・子育て世代の流出を食い止めるには教育環境の向上が必要。

②保健福祉関連団体（私立保育園）ヒアリングのまとめ

■保育サービスについて

- ・保育士の確保が難しい時代になっている。
- ・保育士の仕事は多様化しており、資格より経験を重視すべき部分があるのではないか。
- ・昨年から0～2歳児の入所が増えている。

■少子化対策について

- ・結婚したい若い人たちへの支援。
- ・若者の金銭的な自立が必要。

■子育て支援全般について

- ・核家族化が進行し、ふれあいが希薄。地域に開かれたボランティア活動が必要。
- ・母子のコミュニケーションの促進。
- ・障害のある子どもの居場所づくりが必要。

③子育てサークル（子育て中の保護者）ヒアリングのまとめ

■少子化対策について

- ・不妊治療費の補助など産みたい人への支援。
- ・出産後の社会復帰に向けて、休業期間の長期化や父親の取得など育児休業制度の充実。

■子育て支援センターについて

- ・イベントや遊び場として活用できるとともに相談できる場所でもあり非常に良い。
- ・広い範囲で同年代の子どもが集まるので仲間づくりに有効。

④中学生・高校生ヒアリングのまとめ

■将来の夢や働き方、結婚や子育てについて

- ・フルタイムで正社員として働きたい。
- ・自分の好きなことを仕事にしたい。
- ・社会貢献したい。
- ・結婚や子育てにはお金がかかる。
- ・結婚はしたい。子どもは自由を束縛するがほしい。

■少子化対策について

- ・教育費を国全体でサポートする。
- ・出産後に社会復帰ができるシステムづくり。

■その他

- ・携帯の使用についてトラブルが多い、プロフや出会い系サイトなどでもトラブルがある。

⑤ボランティア団体（市内子育てボランティア）ヒアリングのまとめ

■子育て支援について

- ・本当に相談が必要な人をフォローできる体制づくりが必要。
- ・家庭内暴力、ネグレスト、母親のうつなどは増えている。
- ・親の子育てに関する考え方が変わってきている。子育ての放棄は子の成長に影響する。心のケアなどの支援が必要。

■少子化対策について

- ・子育て支援のボランティアと活動の場であるサービスをつないでいくことが必要。
- ・晩婚化、未婚化対策が必要。
- ・既婚者が産む子どもの数は意外と多いという印象がある。

⑥ボランティア団体（家庭児童相談員・主任児童委員）ヒアリングのまとめ

■子育て支援について

- ・子育て支援センター「あいアイ」はまさに望まれた施設だと思う。
- ・施設に来られない人への対応を強化する必要がある。

■セーフティネットについて

- ・母子家庭などが増えており家庭教育相談事業の充実が必要。
- ・きめ細かな対応をするためには、家庭教育相談員が不足している。
- ・ネグレストなどは訪問事業などで積極的に把握しなくてはならない。
- ・地域の子育ても必要だが、母親による子育てが重要。母親教室などの充実が求められる。

■少子化対策について

- ・国レベルでの若者の「収入の保障、経済的負担の軽減」。
- ・夜間の救急医療の充実。

6 稲敷市次世代育成支援地域行動計画進行管理表による事業達成度の評価

前期行動計画では、

「活気・安心・快適さのなかで健やかに子どもが生まれ育つ環境を」

を計画の基本理念として、計画の「視点」を設定して7つの「基本目標」を掲げています。また「基本目標」に対応する「施策目標」、さらに「施策目標」に対して「個別事業」を定めています。

本節では、個々の「個別事業」の達成度について評価したものを「施策目標」ごとに束ね、前期計画で掲げた施策の達成度を評価することとします。

具体的には、施策目標ごとに設定された個別事業の達成度を、「達成」「未達成」「(他事業)への移管」の3段階で評価し、「個別事業」の達成度評価を束ねたものを「施策目標」及び「基本目標」の達成度としてみていくこととします。

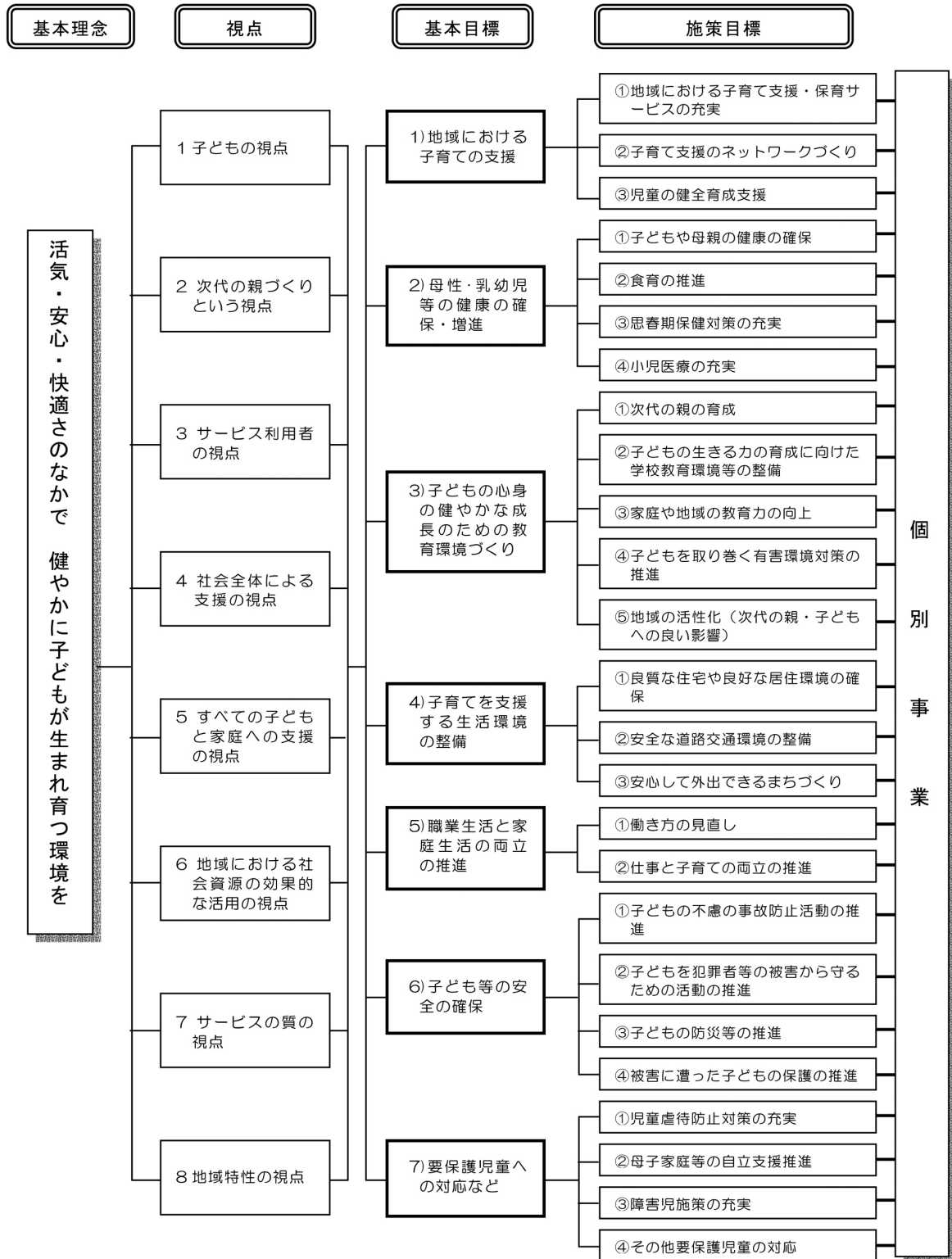
(1) 分析結果の概要

「施策目標」の達成度から見た「基本目標」の評価としては、おおむね8割～10割の達成度となっています。

特に達成度が100%の基本目標は、「2) 母性・乳幼児等の健康の確保・増進」、「4) 子育てを支援する生活環境の整備」、「5) 職業生活と家庭生活の両立の推進」、「6) 子ども等の安全の確保」及び「7) 要保護児童への対応など」の5つとなっており、後期計画では事業拡充の検討が想定されます。

また、達成度が約85～95%の基本目標は、「1) 地域における子育ての支援」、「3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり」の2つとなっており、中でも「1) -①地域における子育て支援・保育サービスの充実」、「1) -③児童の健全育成支援」、「3) -④子どもを取り巻く有害環境対策の推進」の施策における事業について、未達成の事業が見られることから、施策目標を含めた事業の見直しを検討する必要があると考えられます。

【前期行動計画の施策体系】



●分析結果の概要

基本目標及び施策目標	事業数 移管事業除く	達成度 (単位：事業)		達成率 (%)	移管 事業
		達成	未達成		
1) 地域における子育ての支援	23	20	3	87.0	2
①地域における子育て支援・保育サービスの充実	17	15	2	88.2	0
②子育て支援のネットワークづくり	1	1	0	100.0	1
③児童の健全育成支援	5	4	1	80.0	1
2) 母性・乳幼児等の健康の確保・増進	24	24	0	100.0	1
①子どもや母親の健康の確保	22	22	0	100.0	1
②食育の推進	1	1	0	100.0	0
③思春期保健対策の充実	0	0	0	0.0	0
④小児医療の充実	1	1	0	100.0	0
3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり	23	22	1	95.7	0
①次代の親の育成	9	9	0	100.0	0
②子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	7	7	0	100.0	0
③家庭や地域の教育力の向上	3	3	0	100.0	0
④子どもを取り巻く有害環境対策の推進	3	2	1	66.7	0
⑤地域の活性化（次代の親・子どもへの良い影響）	1	1	0	100.0	0
4) 子育てを支援する生活環境の整備	1	1	0	100.0	0
①良質な住宅や良好な居住環境の確保	0	0	0	0.0	0
②安全な道路交通環境の整備	1	1	0	100.0	0
③安心して外出できるまちづくり	0	0	0	0.0	0
5) 職業生活と家庭生活の両立の推進	3	3	0	100.0	0
①働き方の見直し	0	0	0	0.0	0
②仕事と子育ての両立の推進	3	3	0	100.0	0
6) 子ども等の安全の確保	4	4	0	100.0	0
①子どもの不慮の事故防止活動の推進	1	1	0	100.0	0
②子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進	1	1	0	100.0	0
③子どもの防災等の推進	1	1	0	100.0	0
④被害に遭った子どもの保護の推進	1	1	1	100.0	0
7) 要保護児童への対応など	15	15	0	100.0	0
①児童虐待防止対策の充実	2	2	0	100.0	0
②母子家庭等の自立支援推進	4	4	0	100.0	0
③障害児施策の充実	6	6	0	100.0	0
④その他要保護児童の対応	3	3	0	100.0	0

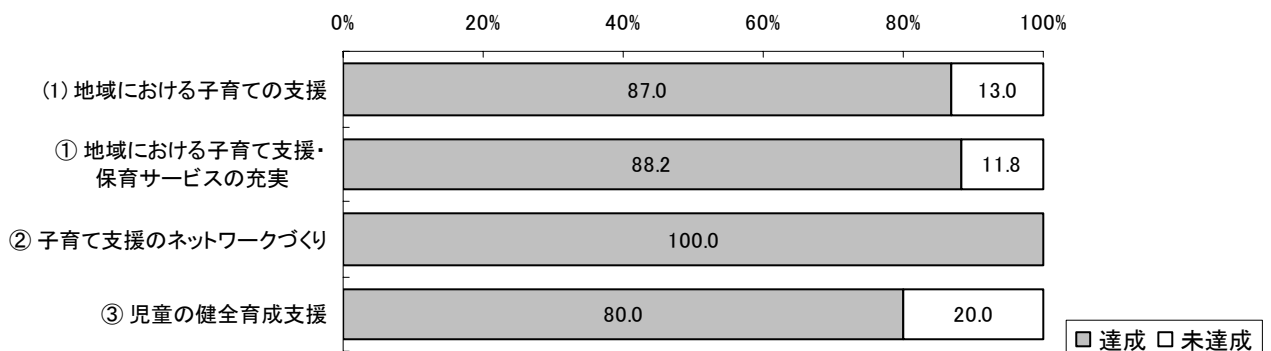
(2) 基本目標及び施策目標ごとの達成度評価

1) 【基本目標】地域における子育ての支援（25 事業、うち移管事業 2 事業）

【施策目標】

- ①地域における子育て支援・保育サービスの充実（17 事業）
- ②子育て支援のネットワークづくり（2 事業、うち移管 1）
- ③児童の健全育成支援（6 事業、うち移管 1）

- ・基本目標「地域における子育ての支援」では 25 事業が位置づけられています。また、移管事業を除く 23 事業について見ると、全体の達成度としては、87.0%となっています。
- ・施策を個別にみると、「子育て支援のネットワークづくり」の達成度が 100%となっているのを除いて、「地域における子育て支援・保育サービスの充実」の達成度が 88.2%、「児童の健全育成支援」の達成度は 80.0%と約 8 割となっています。

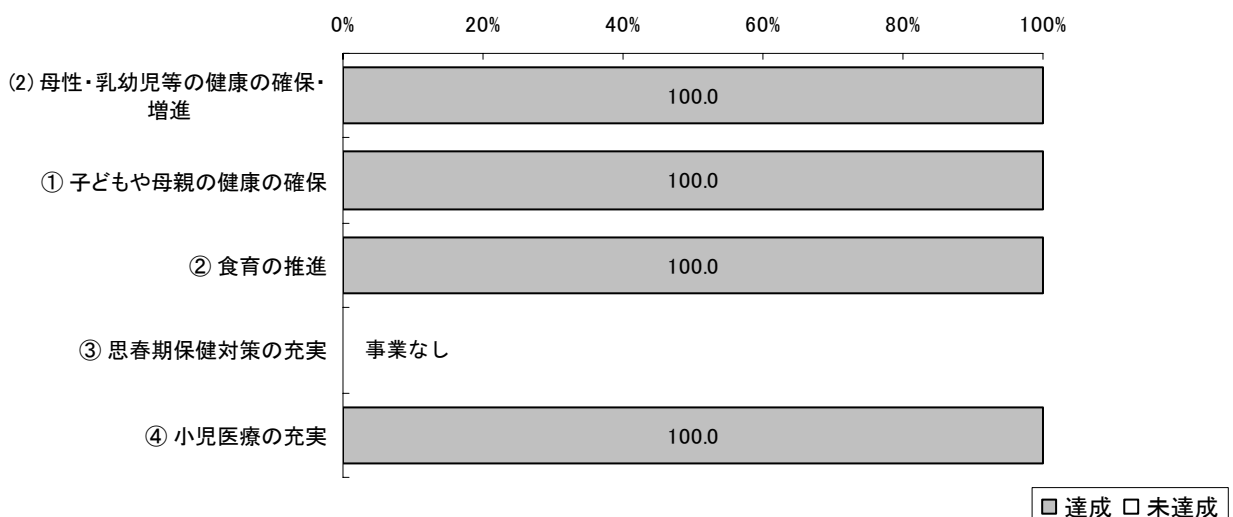


2) 【基本目標】母性・乳幼児等の健康の確保・増進（25 事業、うち移管事業 1 事業）

【施策目標】

- ①子どもや母親の健康の確保（23 事業、うち移管 1）
- ②食育の推進（1 事業）
- ③思春期保健対策の充実（なし）
- ④小児医療の充実（1 事業）

- ・基本目標「母性・乳幼児等の健康の確保・増進」では 25 事業が位置づけられています。また、移管事業を除く 24 事業について見ると、全体の達成度は、100%となっています。
- ・事業の定められていない「思春期保健対策」を除き、すべての施策で達成度は 100%となっています。

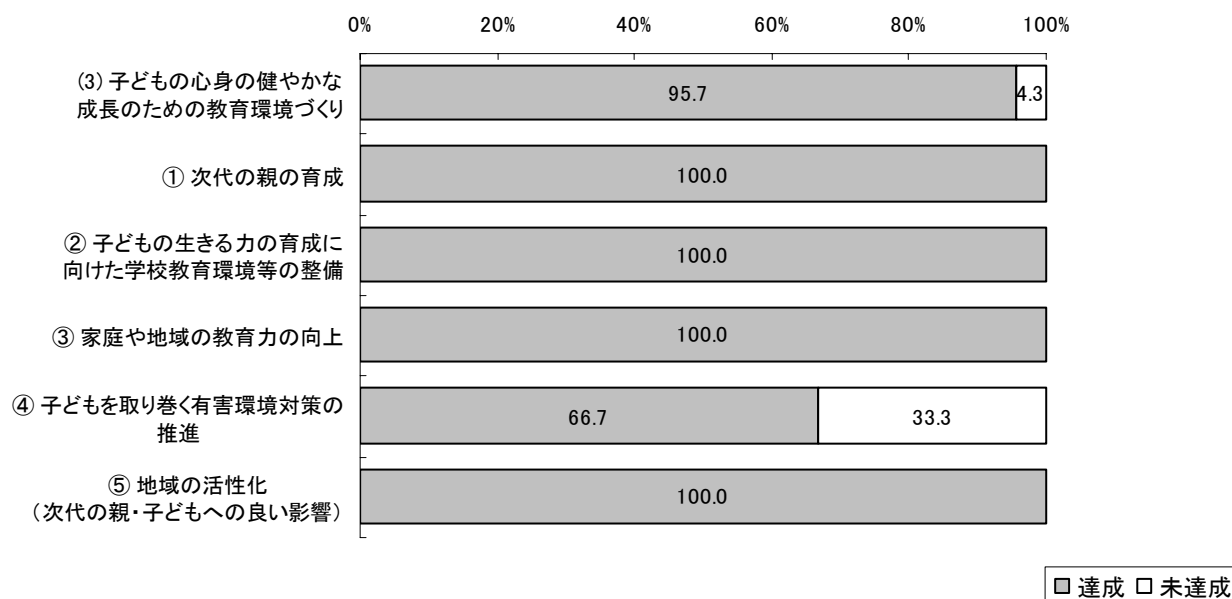


3) 【基本目標】子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり (23 事業)

【施策目標】

- ①次代の親の育成 (9 事業)
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備 (7 事業)
- ③家庭や地域の教育力の向上 (3 事業)
- ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進 (3 事業)
- ⑤地域の活性化 (次代の親・子どもへの良い影響) (1 事業)

- ・基本目標「子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり」では 23 事業が位置づけられています。また、全体の達成度は、95.7%となっています。
- ・施策を個別にみると、「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」で達成度が 66.7%と約 7 割となっているのを除き、他の施策においては 100%の達成度となっています。

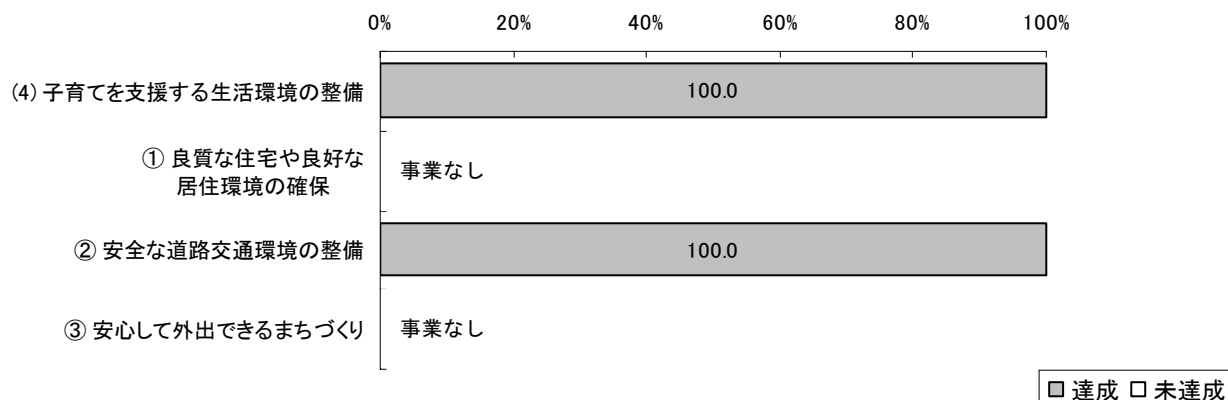


4) 【基本目標】子育てを支援する生活環境の整備（1事業）

【施策目標】

- ①良質な住宅や良好な居住環境の確保（事業なし）
- ②安全な道路交通環境の整備（1事業）
- ③安心して外出できるまちづくり（事業なし）

- ・基本目標「子育てを支援する生活環境の整備」では1事業が位置づけられています。また、全体の達成度は、100%となっています。
- ・施策を個別にみると、「安全な道路交通環境の整備」の達成度が100%となっています。

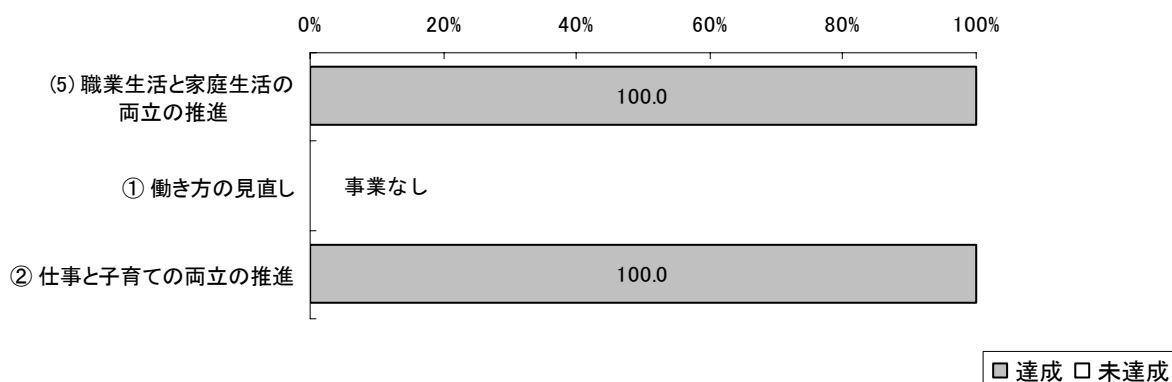


5) 【基本目標】職業生活と家庭生活の両立の推進（3事業）

【施策目標】

- ①働き方の見直し（事業なし）
- ②仕事と子育ての両立の推進（3事業）

- ・基本目標「子育てを支援する生活環境の整備」では3事業が位置づけられています。また、全体の達成度は、100%となっています。
- ・施策を個別にみると、「働き方の見直し」は事業がなく、「仕事と子育ての両立の推進」の達成度が100%となっています。



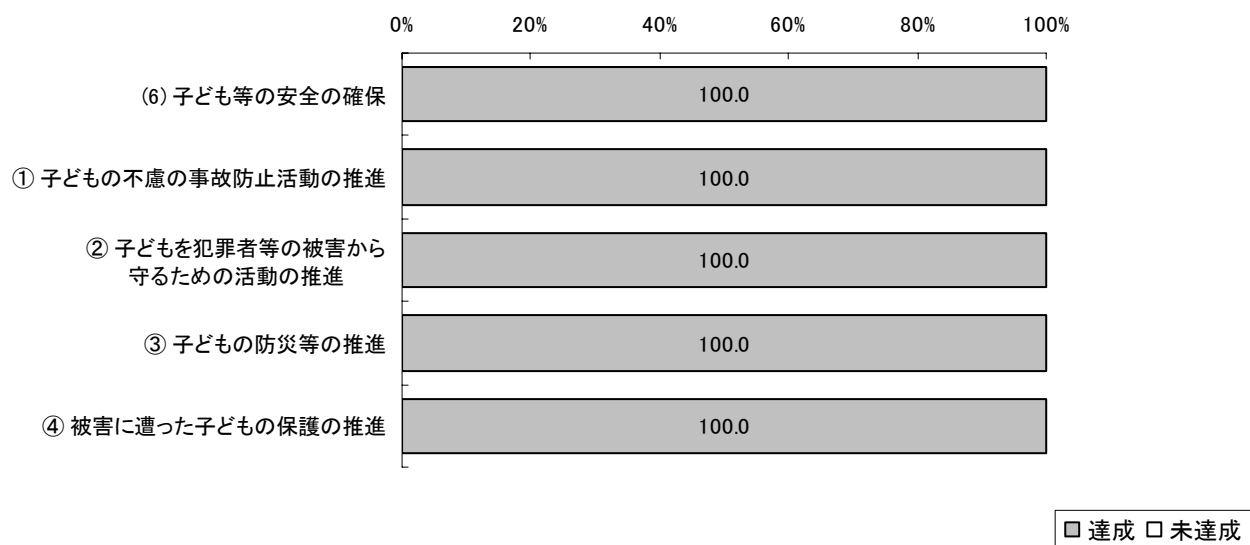
6) 【基本目標】子ども等の安全の確保（4事業）

【施策目標】

- ①子どもの不慮の事故防止活動の推進（1事業）
- ②子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進（1事業）
- ③子どもの防災等の推進（1事業）
- ④被害に遭った子どもの保護の推進（1事業）

・基本目標「子ども等の安全の確保」では4事業が位置づけられています。また、全体の達成度は、100%となっています。

・全ての施策において100%の達成度となっています。

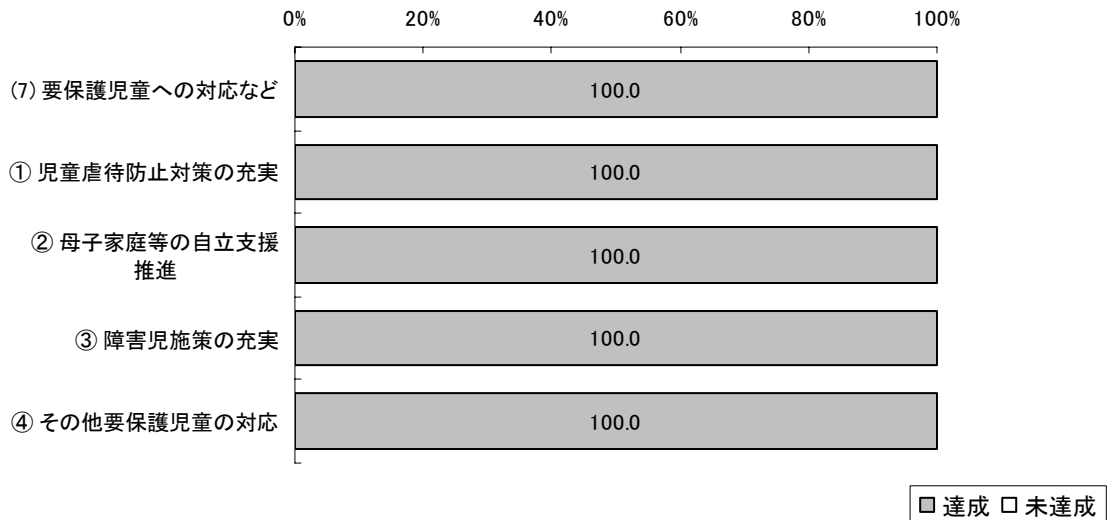


7) 【基本目標】 要保護児童への対応など (15 事業)

【施策目標】

- ①児童虐待防止対策の充実 (2 事業)
- ②母子家庭等の自立支援推進 (4 事業)
- ③障害児施策の充実 (6 事業)
- ④その他要保護児童の対応 (3 事業)

- ・基本目標「子ども等の安全の確保」では 15 事業が位置づけられています。また、全体の達成度は、100%となっています。
- ・全ての施策において 100%の達成度となっています。



———第3章 次世代育成の将来像———

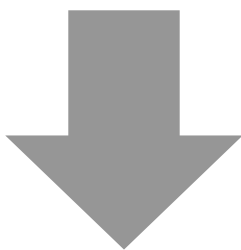
第3章 次世代育成の将来像

1 基本理念

子育て支援は、子どもが地域の中で幸せに育つことを第一に考えることが重要です。

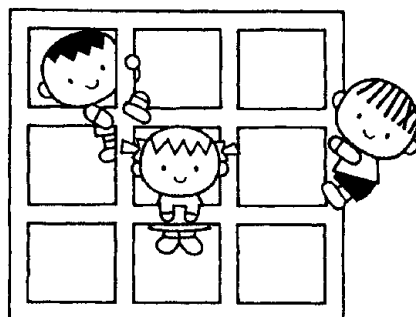
そのため、「人と人との豊かな繋がりを大切にしながら、地域ぐるみで子育てに取り組むこと（活気）」、「まちの環境整備や地域の見守り体制の充実などにより、安全で安心な環境で子育てを進めること（安心）」、「交通環境や公園、公共施設の利用しやすさなど、生活環境の整備に取り組むこと（快適さ）」などが必要であると考えられます。

すべての家庭を総合的に支援する観点から、子どもが健やかに育つ環境を目指し、多様な保育ニーズへの対応、子育てに関する相談体制の充実、母子の健康づくりや小児医療体制の整備、さらに企業の子育て支援に対する啓発などを図りながら、本市の次世代育成を総合的に推進します。（健やかに生まれ育つ環境）



稲敷市次世代育成支援後期行動計画の基本理念を以下のように定めます。

活気・安心・快適さのなかで、
健やかに子どもが生まれ育つ環境を



2 計画の基本的な視点

基本理念を受けて、8つの基本的な視点を定めます。

(1) 子どもの視点

「児童の権利に関する条約」に基づき、すべての子どもは、生存、保護、発達、参加という包括的権利が保障されています。これらを踏まえ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを目指します。

(2) 次代の親づくりという視点

長期的な視野に立った子どもの健全育成を目指します。

(3) サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに柔軟に対応できる総合的な取り組みを目指します。

(4) 社会全体による支援の視点

国や地方公共団体、企業や地域社会など、様々な担い手の協働作業を目指します。

(5) すべての子どもと家庭への支援の視点

広くすべての子どもと家庭への支援という観点からの子育て支援を目指します。

(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体、地域の高齢者、民間事業者、自然環境、伝統文化、既存公共施設等の充分かつ効果的な活用を目指します。

(7) サービスの質の視点

人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを目指します。

(8) 地域特性の視点

本市の地域特性に沿った施策の推進を目指します。

3 基本目標

基本理念及び計画の基本的な視点を踏まえ、7つの「基本目標」を定めます。後期行動計画の視点も踏まえながら、基本目標は継承し、分野別に子育て支援に取り組みます。

(1) 地域における子育ての支援

保育施設の整備や利用者のニーズに即した多様な保育サービスの提供により、子育て支援・保育サービスの充実を図ります。また、子育てに対する親の不安や悩みを解消するため、各種相談体制の充実やボランティアを含めた地域ぐるみの子育て支援ネットワークづくりを推進します。さらに、放課後児童の健全育成を推進します。

(2) 母性・乳幼児等の健康の確保・増進

各種健診の充実や予防接種事業、乳児の子育てに関する相談支援体制の充実など、子どもや母親の健康の確保に努めるとともに、乳幼児期からの「食べる力」を育むため食育を推進します。また、乳幼児の医療費助成や安心して医療が受けられる小児医療の充実を目指します。

(3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

青少年に対しては、体験活動などを通じて次代の親の育成を図るとともに、思春期保健の充実を図ります。また、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を通して子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実を図ります。さらに、親子のふれあいや地域ぐるみの子育てなど家庭や地域における教育力の向上に努めるとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭がゆとりを持って安心して子どもを産み育てることができるよう、良質な住宅や良好な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備や交通安全対策を推進します。また、歩道の整備やバリアフリー化の推進などにより、安心して外出できるまちづくりを目指します。

(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進

子育てを楽しく喜びにあふれたものとするためには、男女ともに子育てに積極的に参加できるような体制を整備する必要があります。そのため、市内企業の子育て支援策を積極的に支援するとともに、男性を含めた働き方の見直しを図りながら、職業生活と家庭生活の両立のための支援・啓発を推進します。

(6) 子どもの安全の確保

子どもを犯罪から守るための活動を推進するとともに、災害など緊急時において子どもの安全が確保されるよう防災対策の推進に努めます。

また、犯罪や事故などの被害に遭った子どもの精神的なダメージを軽減するため、きめ細かな相談支援体制の充実を図ります。

(7) 要保護児童への対応など

児童虐待防止のためのネットワーク体制の整備など、要保護児童対策の充実を図ります。また、母子家庭等の生活の安定と自立支援に努めます。さらに、障害児については、障害となる疾病の早期発見・治療を推進します。いじめや不登校などに対しては、関係機関の連携によりきめ細かな対策を推進します。

基本理念

活気・安心・快適さのなかで 健やかに子どもが生まれ育つ環境を

視点

- 1) 子どもの視点
- 2) 次代の親づくりという視点
- 3) サービス利用者の視点
- 4) 社会全体による支援の視点
- 5) すべての子どもと家庭への支援の視点
- 6) 地域における社会資源の効率的な活用の視点
- 7) サービスの質の視点
- 8) 地域特性の視点

基本目標

- (1) 地域における子育ての支援
保育施設の整備や利用者のニーズに即した多様な保育サービスの提供により、子育て支援・保育サービスの充実を図ります。また、子育てに対する親の不安や悩みを解消するため、各種相談体制の充実やホランティアを含めた地域ぐるみの子育て支援ネットワークづくりを推進します。さらに、放課後児童の健全育成を推進します。
- (2) 母性・乳幼児等の健康の確保・増進
各種健診の充実や予防接種事業、乳児の子育てに関する相談支援体制の充実など、子どもや母親の健康の確保に努めるとともに、乳幼児期からの「食への力」を育むための食育を推進します。また、乳幼児の医療費助成や安心して医療が受けられる小児医療の充実を目指します。
- (3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり
青少年に対しては、体験活動などを通じて次代の期の育成を図るとともに、思春期の充実を図ります。また、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を通して子どもの生き生きとした育ちに向けた学校教育の充実を図ります。さらに、親子のふれあいや地域ぐるみの子育てなど家庭や地域における教育力の向上に努めるとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
子育て家庭がゆとりを持って安心して子どもを産み育てることができるよう、良質な住宅や良好な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備や交通安全対策を推進します。また、歩道の整備やバリアフリー化の推進などにより、安心して外出できるとまらづくりを目指します。
- (5) 職業生活と家庭生活の両立の推進
子育てを遂行し、喜びにあふれたものとするためには、男女ともに子育てに積極的に参加できるような体制を整備する必要があります。そのため、市内企業の子育て支援策を積極的に支援するとともに、男性を含めた働き方の見直しを図りながら、職業生活と家庭生活の両立のための支援・啓発を推進します。
- (6) 子どもの安全の確保
子どもを犯罪から守るための活動を推進するとともに、災害など緊急時において子どもの安全が確保されるよう防災対策の推進に努めます。また、犯罪や事故などの被害に遭った子どもの精神的なダメージを軽減するため、きめ細やかな相談支援体制の充実を図ります。
- (7) 要保護児童への対応など
児童虐待防止のためのネットワーク体制の整備など、要保護児童対策の充実を図ります。また、母子家庭等の生活の安定と自立支援に努めます。さらに、障害児については、障害となる疾病の早期発見・治療を推進します。いじめや不登校などに対しては、関係機関の連携によりきめ細かな対応を推進します。

施策目標

- ① 地域における子育て支援・保育サービスの充実
- ② 子育て支援のネットワークづくり
- ③ 児童の健全育成支援
- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 小児医療の充実
- ① 次代の親の育成
- ② 思春期保健対策の充実
- ③ 子ども生き生きの育成に向けた教育環境等の整備
- ④ 家庭や地域の教育力の向上
- ⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ① 良質な住宅や良好な居住環境の確保
- ② 安全な道路交通環境の整備と交通安全対策
- ③ 安心して外出できるまらづくり
- ① 働き方の見直し
- ② 仕事と子育ての両立の推進
- ① 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進
- ② 子どもへの防犯・防災等の推進
- ③ 被害に遭った子どもの保護の推進
- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② 母子家庭等の自立支援推進
- ③ 障害児施策の充実
- ④ その他要保護児童の対応

重点プロジェクト

- いなしき育てプロジェクト
- ★子育ての不安解消プロジェクト
- ★子育て情報発信プロジェクト
- ★子育て応援プロジェクト
- ★子どもの居場所づくりプロジェクト
- ★少子化対策プロジェクト
- ★安全・安心な環境づくりプロジェクト
- ★仕事と家庭の両立プロジェクト

4 施策の体系

5 重点プロジェクト

基本理念、基本目標、施策目標を踏まえ、全庁的、施策横断的な取り組みとして、特に重点的に推進していく施策・事業を「いなしき子育てプロジェクト」と位置づけます。

本プロジェクトは市民・地域・事業者と行政が連携を図りながら推進していくものです。

いなしき子育てプロジェクト

★子育ての不安解消プロジェクト

- ・ 子育て支援センターを核とした相談体制の充実・強化【(1)-①,③ (3)-④,⑤ (7)-①】
- ・ 子育て・家庭教育の啓発【(1)-② (2)-③ (3)-①,②,③】

★子育て情報発信プロジェクト

- ・ 子育てに関する施策を総合的に周知する情報誌の発行【(1)-②】
- ・ インターネットを活用したリアルタイムな情報発信【(1)-②】

★子育て応援プロジェクト

- ・ 子育て家庭への経済的支援の充実【(1)-① (2)-①,③】
- ・ 市民のニーズを含めた保育サービスの拡充【(1)-①】

★子どもの居場所づくりプロジェクト

- ・ 小・中・高校生が地域の中で楽しく、意欲的に活動できる居場所づくり【(3)-①】

★少子化対策プロジェクト

- ・ 全庁的な連携による少子化対策の推進【(3)-①】

★安全・安心な環境づくりプロジェクト

- ・ 地域ぐるみで目指す子どもが安全・安心に暮らせる地域づくり【(4)-②(6)-①】

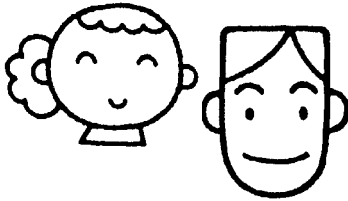
★仕事と家庭の両立プロジェクト

- ・ 仕事と家庭の両立を支援する企業のバックアップ【(5)-②】

※【 】内は、対応する基本目標及び施策目標を表しています。例えば【(1)-①】は「基本目標(1)地域における子育ての支援」の「①地域における子育て支援・保育サービスの充実」を示しています。

★子育ての不安解消プロジェクト (相談体制の整備・充実、子育て・家庭教育の啓発)

◆子育て支援センターを核とした相談体制の充実・強化◆

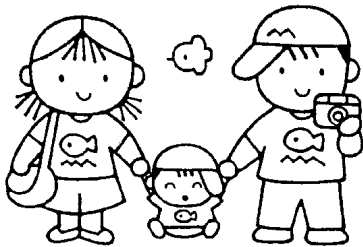


地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行に伴い、「子育ての悩みを気軽に相談できる人が身近にいない」、「精神的、肉体的に辛いときに助けてくれる人がいない」などの悩みを抱えた子育て家庭が増えています。

子育てに不安を持つすべての母親・父親などが安心して子育てができるよう、子育て支援センターを核とした相談体制の更なる充実を目指します。

- ★「必要としている人に確実に届く支援」を目指した各種相談事業の充実
- ★教育や子育ての経験を持ち適切なアドバイスができる家庭児童相談員の充実
- ★子育て講習会などを受講した市民がボランティアとして実施する相談広場への支援

◆子育て・家庭教育の啓発◆



子育てを取り巻く様々な環境は、めまぐるしく変化しており、これらの流れに対応していくことが困難な時代になっています。

そのため、乳幼児期から思春期まで、あらゆる段階での切れ目ない子育て及び家庭教育に関する支援が求められています。

子育て・家庭教育の啓発に努め、それぞれのステージにあった講座や教室の充実や、国・県などで実施する県民運動など多様な活動のPRを目指します。

- ★子育てに関する講座や教室、家庭教育に関する講座や教室の充実
- ★親業講座と家庭教育学級の連携
- ★国・県などで実施する施策や県民運動などの積極的なPR

●国・県などで実施する運動などの事例

◇親が変われば、子どもも変わる運動（茨城県）

- ・次代を担う青少年が、豊かな情操と、優れた創造性、社会性、国際性に富み、心身ともにたくましい人間として育つためには、まず親の自覚が大切です。「子は親の鏡」と言われるように、子どもは親の姿勢や態度を見て育ちます。私たち親は、これらのことを自覚して自らの生き方を見直し、姿勢を正していかなければなりません。親が、子ども達のよい手本となるよう親自身が変わっていく必要があるのです。
- ・このため、県では、社団法人青少年育成茨城県民会議と連携して「親が変われば、子どもも変わる」運動を県民運動として推進しています。

◇あいさつ・声かけ運動（茨城県）

- ・地域社会での人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下などから、青少年の様々な課題や問題が生じています。こうした課題や問題を解決するためには、先ず、地域の大人と子ども、大人同士、子ども同士のコミュニケーションを広げることが大切です。そのきっかけづくりとして、青少年育成茨城県民会議は、青少年育成市町村民会議、大好きいばらき県民会議、茨城県の関係機関とともに、平成 16 年度から「あいさつ・声かけ運動」を展開しています。

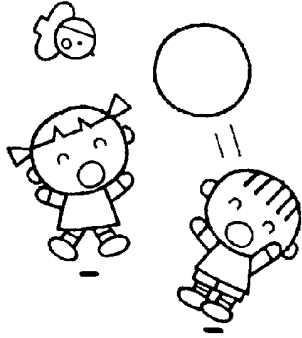
◇子育てを支える「家族・地域のきずな」国民運動（内閣府）

- ・少子化が急速に進行している中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備や、社会全体で働き方の改革を通じた仕事と生活の調和の推進など、少子化対策をさらに効果的・総合的に推進していくことが求められています。これらの対策に加え、生命を次代に伝え育んでいくことや、家族の大切さ、家族を支える地域の力が国民に広く認識されることが必要です。
- ・生命を次代に伝え育んでいくことや家族の大切さの理解を深めることは「少子化社会対策大綱」の中で示されており、「新しい少子化対策について」においては、長期的な視点に立った、社会の意識改革のための国民運動（「家族・地域の絆を再生する国民運動」）の展開が決定されました。



★子育て情報発信プロジェクト

◆子育てに関する施策を総合的に周知する情報誌の発行◆



子育てに関する行政サービスは福祉、医療、保健、学校教育、生涯学習など複数のセクションにまたがって実施されており、各種支援やイベントなどの事業の内容も多岐にわたっています。

そのため、子育て支援として市が実施している事業が肝心の子育て家庭に十分に周知されていない状況にあります。

子育てに関する施策、基本情報を一元管理し、子育て家庭にわかりやすく周知することにより、より多くの子育て家庭がニーズにあった行政サービスを受けることができるよう、情報発信の強化に努めます。

★子育て関連施策の一元的な管理とわかりやすい周知の徹底

★子育ての基本情報の提供（子育てハンドブック・子育てマップ・子育てカレンダー）

●子育てパンフレットの事例

△山梨県須坂市



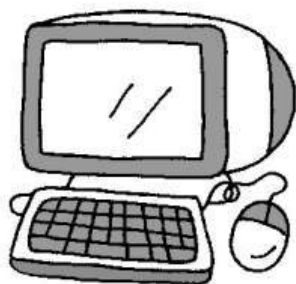
△静岡県掛川市



△神奈川県小田原市



◆インターネットを活用したリアルタイムな情報発信◆



インターネットの普及に伴い、子育てに関する情報は、世界中から入手できる時代になってきました。その反面、情報が氾濫し、必要な情報を選び取るのが困難になってきています。

子育て家庭にとって必要な情報が的確にリアルタイムに発信できるよう、インターネットを活用した情報提供の充実に努めます。また、個別のステージ、ニーズに限定した情報発信を目指します。

- ★市ホームページにおける総合的な子育て情報の充実
- ★茨城県子育て情報サイト、周辺他都市の情報サイトとの連携
- ★子育てメルマガの発信—子育て情報の定期的な配信

●子育て情報サイト・子育てメルマガの事例

△子育てメルマガ—静岡県森町

森町子育てメールマガジン

10月から配信開始

☆ enjoy 子育て ☆ サポートします

「子育て」楽しんでますか？
楽しい子育てでも、「あれ？」「どうしよう・・・」「困ったな」等必ず悩むことありますよね？
子育てメールマガジンでは、子育て中の皆さんが楽な気持ちで楽しく子育てできるようないろいろな情報をお届けします！気軽に登録してメルマガ体験してくださいね。
☆☆今年度は子育て講座も開催します！お楽しみに☆☆

◆申込は随時受け付けます◆

登録いただいたメールアドレスなどの個人情報は、本誌の運営に必要な範囲内で利用するものとし、本人の同意なく利用目的を超えて利用することはありません。

【訂正】子育て講座 (3回開催)
☆ 産科心理士、産科、カウンセラーとの相談会
☆ 食育、発育、発達に関する説明や相談
☆ 子どもを取り巻く環境や家庭教育のあり方について
※ 日時、場所等はメルマガでご案内します。

お問い合わせ先
森町教育委員会社会教育部
TEL 0538-85-1112
FAX 0538-85-1116
E-mail kosodat@town.morimachi.shizuoka.jp
http://www.town.morimachi.shizuoka.jp/

△子育て情報サイト—千葉県

ちばっ子育て — 子育て広場 — Last up date 09/6/25

HOME ご利用規約 子育てQ&A 特別講座 子育て情報

ご利用規約
子育てQ&A
子育て特別講座
子育て情報
メールマガジン
子供のことを知ろう
お問い合わせ

Illustrations by またろう

★メール相談室運用開始のお知らせ★
平成20年12月1日より、千葉県教育委員会が運営するメール相談室が開始されます。以下のURLからどうぞ。
http://www.kplaza.pref.chiba.lg.jp/emanabi_pc/

さわやかには県民プラザ
千葉県教育委員会

0048551

copy right(c) 2005-2007, kosodate_hiroba.All rights reserved.

★子育て応援プロジェクト

◆子育て家庭への経済的支援の充実◆

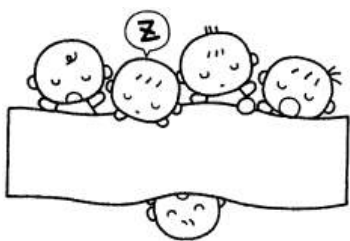


子育てに係る経済的負担は高学歴化などを背景により大きくなってきています。また、近年の経済不況の影響により、子どもの医療費や学費が支払えないなどのケースも出てきています。

このような状況に対応し、子どもの健やかな成長を確保するための妊婦及び子どもの医療費無料化や、教育機会の平等を確保するための子ども手当等の拡充などについて、国・県の施策・事業と整合を図りながら推進します。

- ★未就学児の医療費無料化の継続・拡大（市独自で所得制限の範囲を超えた世帯を含む）
- ★幼稚園の就学補助、児童手当などの適正な実施
- ★出産一時金や不妊治療の支援など、子育てを応援する支援策の拡充

◆市民のニーズを含めた保育サービスの拡充◆



子育て家庭の保育ニーズを見ると、実際に就業していない母親の多くが「機会があれば働きたい」と考えており、保育サービスの拡充が望まれています。また、共働き家庭などでは、緊急時の対応などを中心に通常の保育サービスを越えた支援を必要としています。

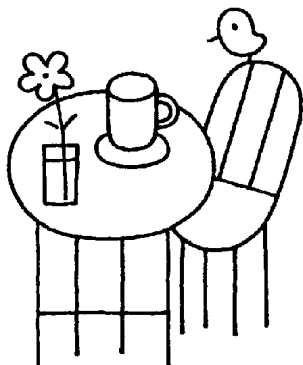
さらに、核家族化が進行した現在では、買い物や通院、地域活動、冠婚葬祭など、子どもを預けて外出したい時に、子どもの世話をしてくれる家族や知り合いが身の回りにいない家庭が増えています。そのため、子育て経験のある地域のボランティア（子育てサポーター）などの協力を得ながら、不定期に子どもを預けられる場所の整備が求められています。

子育て支援センターを拠点としたファミリーサポートセンター事業や、病児・病後児保育事業を推進するなど、多様な保育サービスの充実を目指します。

- ★ファミリーサポートセンターの開設
- ★病児・病後児保育事業の充実

★子どもの居場所づくりプロジェクト

◆小・中・高校生が地域の中で楽しく、意欲的に活動できる居場所づくり◆



社会情勢や地域環境の変化など子どもを取り巻く環境の安全性が低下しており、子どもがのびのびと戸外で遊ぶ姿は見られなくなってきました。また、少子化の影響で放課後に、近所の子ども同士で集まって遊ぶことも珍しくなっています。

子ども達が安心して遊べる場所、集う場所、あるいは学びあう場所などの整備が必要です。

中・高生など青少年が集う居場所づくり、小学生が安心して遊べる、または学べる居場所づくりに取り組むとともに、子ども達の活動拠点である公園の再整備を促進します。

★放課後子ども教室の拡充（小学生の居場所づくり）

★夏休み・冬休みを活用した課外キャンプやセミナーなど（イナシキッズ）

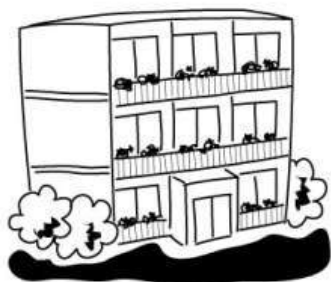
★公園の再整備（かぼちゃ公園、和田公園のリニューアル、遊具の補修やメンテナンス）

●かぼちゃ公園（リバーサイド公園）のリニューアル（整備イメージ）



★少子化対策プロジェクト

◆全庁的な連携による少子化対策の推進◆



本市の人口は近年減少傾向にあり、急速な少子化傾向が続いていることから、人口の流出に歯止めをかけるための定住促進策を推進していくことが求められています。

平成 19 年度に発足した若手職員で構成する「人口問題プロジェクトチーム」においては、これまで本市を転出し他都市に移住した元稲敷市民に対し「ふるさとエール便（ふるさと交流情報誌）」などを実施してきました。人口問題プロジェクトチームを中心に、市独自の少子化対策を全庁的な取り組みとして推進していきます。

★人口問題プロジェクトチームなどを中心とした市独自の少子化対策の推進

（ふるさとエール便の発送によるＵＩターンの促進）

★出会いの場の拡充（マリッジサポート事業、いばらき出会いサポートセンターとの連携）

●参考：合計特殊出生率と三世帯同居率

合計特殊出生率と関連のある指標の中で、未婚率、三世帯同居率の動向は特に合計特殊出生率の動向に影響があると考えられます。

全国的に見ても合計特殊出生率が高い福井県では、「少子化と合計特殊出生率について～統計的分析～（平成 12～17 年間データの分析）」において、平成 17 年、全国で唯一合計特殊出生率が上昇した要因として、未婚率が減少したこと、三世帯同居率の減少率が全国一少なかったことをあげています。

また、女性の就業率、共働き率、地域活動参加率が高いことも合計特殊出生率と相関関係があると分析しています。福井県が、今後取り組むべき施策としてあげているのは、以下の 4 つの施策です。

- 1 結婚を促進する施策
- 2 3 世代同居（または 3 世代近居）の促進につながる施策
- 3 働く女性の育児環境・労働環境を整備する施策
- 4 地域のつながりを強める施策

●参考：茨城県定住促進プロジェクト

子どもの出生数の増加を図ることの他に必要なことは、現在流出超過傾向にある人口を増加傾向に転じるが必要となっています。

茨城県においては、定住促進プロジェクトを掲げ、「段階の世代、若者等のU・ターン希望者に対して、田舎での健康的な生活の場、自己実現や社会還元を図る場を提供することにより、定住促進に取り組む自治体を支援」しています。想定される事業として以下の事業を掲げています。

「空き家バンクの整備」

「長期滞在型生活体験プログラムの実施」

「地域の生活環境・魅力等の情報発信」

「首都圏での田舎暮らし説明会の開催」など

★安全・安心な環境づくりプロジェクト

◆地域ぐるみで目指す子どもが安全・安心に暮らせる地域づくり◆



交通環境の改善や交通安全施策の推進によって、交通事故の件数は年々減少傾向にあります。しかし、交通事故の当事者は子どもや高齢者などの交通弱者の割合が高くなっています。

また、地域における犯罪抑止力の低下により、かつては安全と思われていた地域でも子どもの安全を確保することが困難になってきています。

このような状況に対応するため、交通安全対策のより一層の充実を図るとともに、地域ぐるみの防犯ネットワークの充実を引き続き促進します。

★通学路等の安全確保（街灯の整備・歩道や交通安全施設の整備・交通安全教室）

★防犯ネットワークの充実（子どもを守る110番の家、防犯ステッカー・登下校時の見守り隊）

★仕事と家庭の両立プロジェクト

◆仕事と家庭の両立を支援する企業のバックアップ◆



「仕事をしたいけれど、家庭との両立ができない」、「母親ばかりに育児・家事の負担がかかる」などの理由から、フルタイムで就業することは子育て中の女性にとってまだまだ難しい状況です。

また、フルタイムで就業する共働きの子育て家庭では、男性を含めた仕事と家庭の両立が課題となっており、企業を含めた支援策が必要となっています。

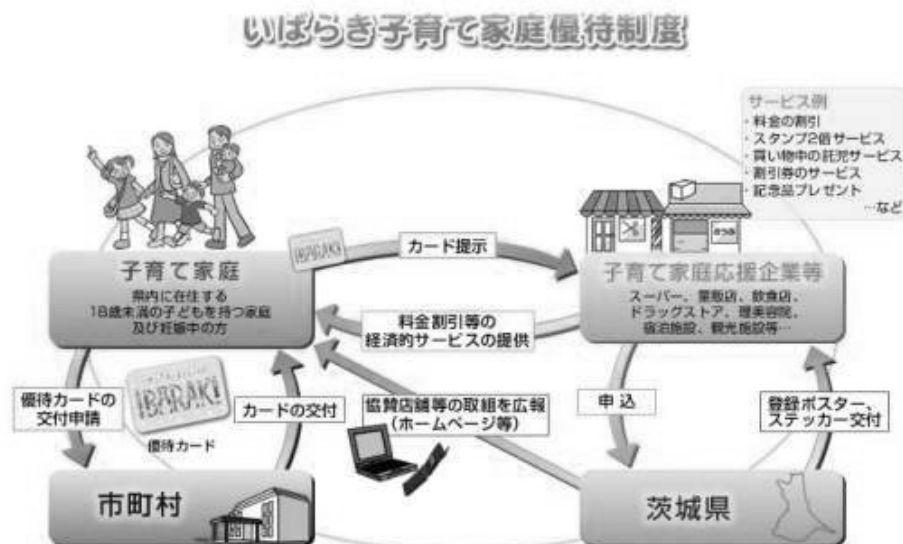
本市の企業において仕事と子育ての両立支援の充実が図られるよう、各種啓発事業を推進するとともに、いばらき子育て家庭優待制度の啓発に努めます。

- ★優良企業の表彰制度の検討（取り組み内容を広報特集でPR）
- ★いばらき子育て家庭優待制度の積極的なPRと活用
- ★企業に対する啓発事業の推進（啓発紙や各種優待施策の検討）

●参考：いばらき子育て家庭優待制度の概要

県内に在住する妊娠中の方や18歳未満の子どものいる家庭を「いばらき Kids Club」会員とし、県（市町村）が配付する「いばらき Kids Club」カードを、協賛店舗等で提示すると、料金割引や粗品進呈等、協賛店舗等が独自に設定した優待サービスが受けられるという制度です。

協賛店舗等には、「いばらき Kids Club」カードをデザインしたポスターやステッカーが貼ってあります。



6 人口の見通し（フレーム）

（1）人口推計の基本的な考え方

①人口データについて

人口データについては、住民基本台帳の値（平成 18 年、平成 19 年、平成 20 年 1 月 1 日現在）を用いました。

②推計期間

推計期間については、本計画の目標年次である平成 21 年度～平成 26 年度までの 6 年間及び、新待機児童ゼロ作戦の最終年次である平成 29 年度としました。

③推計方法

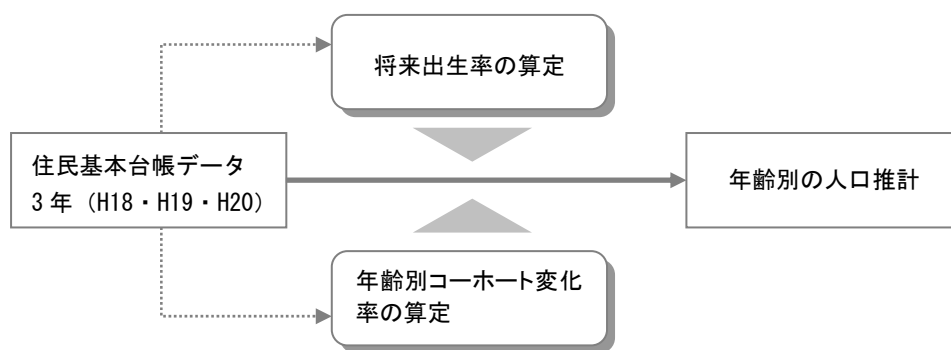
コーホート変化率法としました。

※コーホートとは、同年（又は同じ時期）に出生した集団のことをいう。

※コーホート変化率法とは、コーホートごとの人口増減を変化率として捉え、その率が将来も大きく変化しないものと仮定して人口を推計する。

0～4 歳の子ども人口は、15～49 歳女子人口との比率（将来出生率）により推計する。

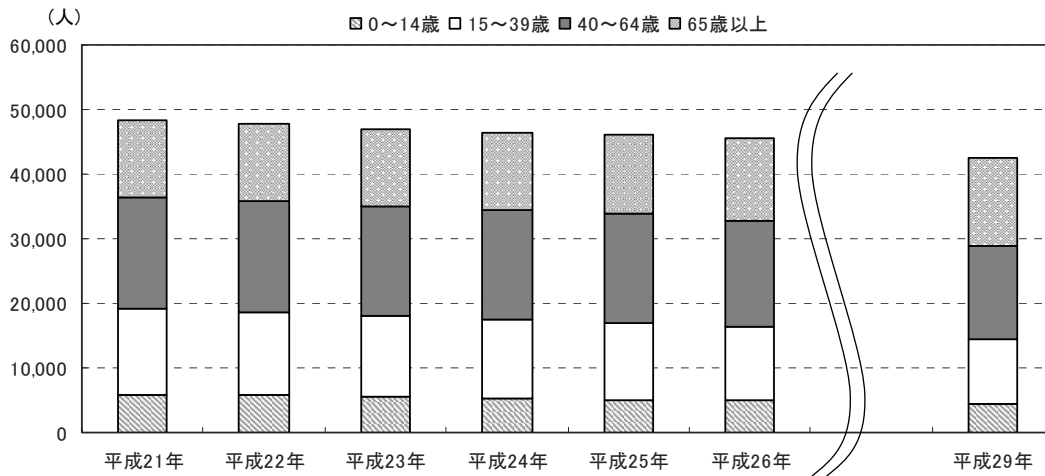
④作業手順



(2) 人口推計

① 総人口の推計

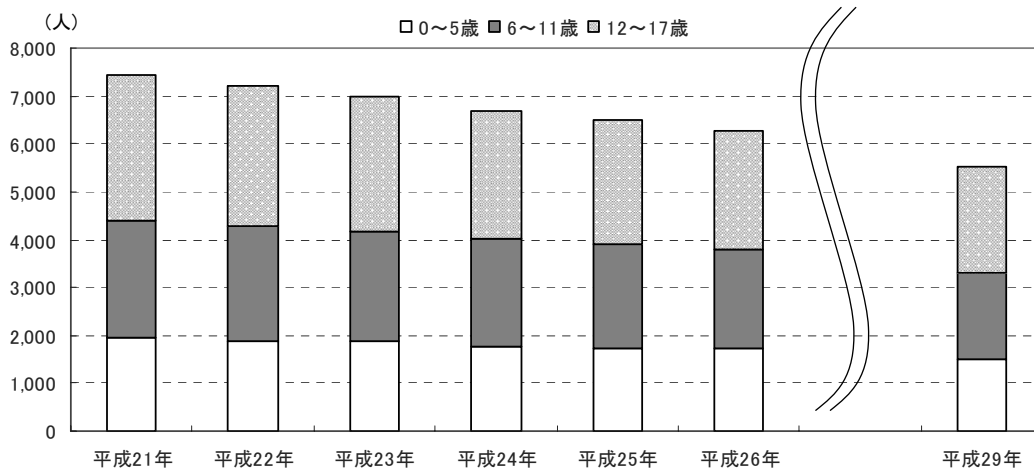
人口の推移と将来推計



	推計値						
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
0～14歳	5,842	5,696	5,474	5,302	5,127	4,981	4,366
15～39歳	13,205	12,849	12,512	12,115	11,744	11,323	9,997
40～64歳	17,403	17,215	17,091	17,087	16,888	16,495	14,652
65歳以上	11,750	11,895	11,993	12,010	12,255	12,885	13,449
総人口	48,200	47,655	47,071	46,514	46,014	45,685	42,464

② 児童人口の推移と推計

児童人口の推移と将来推計



	推計値						
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
0～5歳	1,966	1,896	1,866	1,770	1,733	1,713	1,510
6～11歳	2,446	2,386	2,291	2,252	2,158	2,064	1,782
12～17歳	3,008	2,919	2,813	2,670	2,602	2,477	2,222
児童人口計	7,420	7,201	6,970	6,691	6,493	6,254	5,514

——第4章 行動計画——

第4章 行動計画

1 主要保育サービスの目標事業量について

地域における子育ての支援の施策のうち、主要保育サービスの目標量は以下のとおりです。
主要保育サービスのニーズ量は、一部を除きアンケート調査の結果を用い、厚生労働省が示すワークシートを使用して算出しています。

また、目標事業量は、このニーズ量と本市の財政状況等を勘案し、設定しています。
なお、ニーズ調査結果は平成29年のサービスニーズ量を想定して算出しました。

①平日昼間の保育サービス

①-1 認可保育所

事業の内容

保護者の労働または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保育を実施します。

現在の状況

現在定員590人ですが、定員の弾力化に基づき、定員を超えての受け入れを行っています。

今後の対応

公立の保育所全体では、待機児童はいませんが、私立の保育園へ入園希望が定員枠に比べ多いことから、待機児童が発生しないよう対策を検討していきます。

現状	H26 目標事業量（定員数）
定員（H21 見込み）	
590人	615人

①-2 家庭的保育事業

事業の内容

保育者の居宅で、保育所または児童入所施設と連携を図りながら少人数の低年齢児の保育を行う事業です。

現在の状況

現在は実施していません。

今後の対応

他の通常保育に対するニーズから勘案して、計画期間内に実施することとします。

現状	H26 目標事業量（利用児童数）
定員（H21 見込み）	
—	6人

①-3 幼稚園の預かり保育

事業の内容

地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する児童を対象に行う教育活動です。

現在の状況

平成20年度は36人/月（5園にて）の利用実績がありました。

今後の対応

拡充を図ります。

現状		H26 目標事業量（利用児童数）
利用実績（H21 見込み）		
36人/月		39人/月

②夜間帯の保育サービス

②-1 延長保育事業

事業の内容

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間以外にも保育を行います。

現在の状況

現在、1時間延長を2か所、30分延長を3か所で実施中です。

今後の対応

今後とも継続的に実施していきます。

現状		H26 目標事業量
定員	か所数	
50人	5か所	75人（5か所）

②-2 夜間保育事業

事業の内容

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所において夜間保育を行います。

現在の状況

現在は実施していません。

今後の対応

ニーズ調査の結果30人（平成29年）に希望がありましたが、実情を勘案して目標量は設定していません。今後はその他の保育サービスを活用しニーズに合うように対応していきたいと考えます。

ニーズ調査 結果（H29）	現状		H26 目標事業量
	定員	か所数	
30人	—	—	—

②-3 トワイライトステイ

事業の内容

保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、一時的に預かります。

現在の状況

現在は実施していません。

今後の対応

ニーズはないと判断されるため実施の予定はありません。

ニーズ調査 結果（H29）	現状		H26 目標事業量
	定員	か所数	
—	—	—	—

③休日保育事業

事業の内容

日曜、祝日などに休日の保育ニーズに対応するため、保育所において休日保育を行います。

現在の状況

現在は土曜日のみの実施で、日曜、祝日は実施していません。

今後の対応

ニーズ調査結果を勘案して、1か所で受け入れを検討します。

ニーズ調査 結果（H29）	現状		H26 目標事業量
	定員	か所数	
10人	—	—	6人（1か所）

④病児・病後児保育事業

事業の内容

保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、保育所内の医務室などで看護師等が緊急的に対応する事業です。

現在の状況

現在、市内1か所で実施中です。

今後の対応

ニーズ調査結果を勘案して、2か所設置します。

ニーズ調査 結果（H29）	現状		H26 目標事業量
	利用人日	か所数	
1,820 人日	1,040 人日	1 か所	1,138 人日(2か所)

⑤一時預かり事業

事業の内容

家庭で子育て中の保護者が就労、通院、研修などで週1日から3日程度の保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合、さらに子育て家庭の手助けのため、就学前の子どもが一時的に保育を受けられる制度です。

現在の状況

現在、保育所3か所で実施中です。

今後の対応

ニーズ調査からみても、今後、大幅な拡大は必要ないと考え、平成26年度の目標量は、現在のか所数で対応可能と考えます。

ニーズ調査 結果（H29）	現状		H26 目標事業量
	利用人日	か所数	
9,360 人日	2,735 人日	3 か所	6,104 人日（3か所）

⑥ショートステイ事業

事業の内容

保護者が病気になった場合などに、児童養護施設において一時的に児童を短期間(7日間程度)預かります。

現在の状況

現在は実施していません。

今後の対応

ニーズはないと判断されるため実施の予定はありません。

ニーズ調査 結果(H29)	現状		H26 目標事業量
	定員	か所数	
—	—	—	—

⑦放課後児童健全育成事業

事業の内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館や学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。登録制で毎日学校から直接行くことができます。

現在の状況

現在、定員182人で、8か所開設しています。

今後の対応

ニーズ調査では、250人(平成29年)の利用希望が認められます。平成26年度には4地区9か所で開設し、定員枠を現在の182人から225人に増やす予定です。(土曜日児童クラブを含む)

ニーズ調査 結果(H29)	現状		H26 目標事業量
	定員	か所数	
250人	182人	8か所	225人(9か所)

⑨放課後子ども教室

事業の内容

小学校の余裕教室等を活用して、地域住民の参画のもと、子ども達の学習やスポーツ・文化活動、地域の交流活動等に取り組む事業です。

現在の状況

現在、市内6か所で実施中です。

今後の対応

全小学校（13か所）で実施します。

現状		目標事業量
定員	か所数	
—	6か所	13か所

⑩地域子育て支援拠点事業

事業の内容

子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

現在の状況

市内3か所で実施中です。

今後の対応

市内5か所で実施します。

現状		目標事業量
定員	か所数	
—	3か所	5か所

⑪ファミリーサポートセンター事業

事業の内容

地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。設置基準は原則として、人口5万人以上です。

現在の状況

現在は実施していません。

今後の対応

子育て支援センター内に1か所の設置を検討します。

現状		目標事業量
定員	か所数	
—	—	1か所

2 施策の展開（具体的施策・個別事業）

（1）地域における子育ての支援

保育施設の整備や利用者のニーズに即した多様な保育サービスの提供により、子育て支援・保育サービスの充実を図ります。また、子育てに対する親の不安や悩みを解消するため、各種相談体制の充実やボランティアを含めた地域ぐるみの子育て支援ネットワークづくりを推進します。さらに、放課後児童の健全育成を推進します。

①地域における子育て支援・保育サービスの充実

核家族化の進行、女性の就業率の高まり等の就労環境の変化、近隣関係の希薄化などにより、子育てに対する不安や負担感が強まり、家族で協力して子育てをしていく意識や子育てを支える地域社会との結びつきも希薄になり、子育て家庭が孤立しているのが昨今の状況です。そのため、多様なニーズに対応した保育サービスの拡充に努めます。また、子どもの一時的な預かりへのニーズの高まりに対し、きめ細かな対応が図れるよう、ファミリーサポートセンターの開設を目指すとともに、地域の資源・人材の活用を図ります。さらに、子育てに関する専門家やボランティア団体・サークル等と市が協働し、子育てに対する快適な環境づくりを目指し、身近な社会的資源を有効に活用した、子どもの視点に立ったサービス供給体制の充実に努めます。

今後とも多様な子育てニーズに対応できるよう、子育て支援センターを拠点として、保育サービスが適切に選択できるような体制の充実と、保育所（園）の施設整備も推進していきます。また、放課後児童クラブの定員枠の拡充や子育て家庭への支援体制の基盤整備を推進強化していきます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
1	重点・拡充	出産一時金等の支援						健康増進課 保険課 児童福祉課
2	重点・新規	ファミリーサポートセンターの開設						子育て支援センター
3	重点・継続	幼稚園就園奨励補助事業						学校教育課
4	重点・拡充	病児・病後児保育事業						児童福祉課
5	重点・拡充	子育て支援センター						児童福祉課
6	継続	放課後児童健全育成事業						児童福祉課
7	継続	通常保育事業						児童福祉課
8	継続	延長保育事業						児童福祉課
9	継続	子育てサポーター						生涯学習課
10	拡充	一時保育事業						児童福祉課
11	新規	特定保育事業						児童福祉課
12	継続	土曜日保育						児童福祉課

事業 No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
13	継続	0歳児保育						児童福祉課
14	継続	障害児保育						児童福祉課
15	継続	預かり保育						学校教育課
16	継続	管外保育の委託・受託事業						児童福祉課
17	継続	子ども手当(児童手当)						児童福祉課
18	継続	保育料の軽減措置						児童福祉課
19	継続	私立保育園助成						児童福祉課
20	新規	家庭的保育事業						児童福祉課
21	新規	民間保育園施設整備事業			H26までに実施予定			児童福祉課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 1	★出産一時金等の支援(拡充)		健康増進課 保険課 児童福祉課
事業内容	出産一時金や不妊治療の支援等、子育て家庭を応援する支援策の拡充を目指す。	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	保護者		

NO. 2	★ファミリーサポートセンターの開設(新規)		子育て支援センター
事業内容	子育て支援センターあいアイを拠点として、ファミリーサポートセンターを開設し、既存の保育サービスでは対応しきれない保育ニーズに応じ、女性の社会参加を促進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指す。保育サービス、送迎サービス、家事援助サービスなどを実施する。	【H21年度末】 未実施	【H26年度】 1か所設置
対象	保護者・市民		

NO. 3	★幼稚園就園奨励補助事業		学校教育課
事業内容	保育料の減免措置として、世帯の市民税課税状況に応じ補助金を交付することにより就園を奨励し教育の振興充実を図る。	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	3歳児から5歳児(幼稚園児)		

NO. 4	★病児・病後児保育事業(拡充)		児童福祉課
事業内容	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う。	【H21年度末】 1か所 体調不良時型のみ 民間保育園1か所 で実施中、公立での実施等を検討	【H26年度】 2か所
対象	0歳児からの就学前児童		

NO. 5	★子育て支援センター(拡充)		児童福祉課
事業内容	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	【H21 年度末】	【H26 年度】
対 象		3 か所	5 か所
	子育て家庭		

NO. 6	放課後児童健全育成事業		児童福祉課
事業内容	放課後、保護者が就労等で適切な保護が得られない児童を預かり、適切な遊び場、生活の場を提供する。	【H21 年度末】	【H26 年度】
対 象		8 か所 (H21 年度 1 か所増)	9 か所
	小学校 1 年生～3 年生の児童		

NO. 7	通常保育事業		児童福祉課
事業内容	市内保育所において保育にける児童の保育を実施する。	【H21 年度末】	【H26 年度】
対 象		公立 2 か所 民間 3 か所	公立 2 か所 民間 3 か所
	生後 6 か月からの就学前児童(民間は生後 3 か月から)		

NO. 8	延長保育事業		児童福祉課
事業内容	入所の決定を受けている者のうち満 1 歳以上の児童のうち延長保育が必要な児童について 19 時まで保育する。	【H21 年度末】	【H26 年度】
対 象		公立 2 か所 民間 3 か所	公立 2 か所 民間 3 か所
	満 1 歳からの就学前児童(保育所(園)に入所の決定を受けている児童)		

NO. 9	子育てサポーター		生涯学習課
事業内容	家庭教育支援の充実を目指し、保護者への子育てに関する助言や子育て交流事業の企画・推進を始め、子育てネットワークの運営などの活動を担う人材(子育てサポーター)の養成を行う。子育てサポーターは子育ての環境づくりに積極的に関わる。	【H21 年度末】	【H26 年度】
対 象		江戸崎地区を除く 3 地区で「養成講座」を実施(過去 3 年間登録者 1 名)	実施
	保護者・市民		

NO. 10	一時保育事業(拡充)		児童福祉課
事業内容	家庭で子育て中の保護者が就労、通院、研修などで週 1 日から 3 日程度の保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合、さらに子育て家庭の手助けのため、就学前の子どもを一時的に保育する。	【H21 年度末】	【H26 年度】
対 象		公立 1 か所 民間 2 か所	公立 1 か所 民間 3 か所
	満 1 歳からの就学前児童		

NO. 11	特定保育事業(新規)		児童福祉課
事業内容	短時間勤務や隔日勤務などで、週 2～3 日程度または午前か午後のみなど、保護者の就労の状況に応じた保育を実施する。	【H21 年度末】	【H26 年度】
対 象		未実施	実施予定
	満 1 歳からの就学前児童		

NO. 12	土曜日保育		児童福祉課
事業内容	土曜日に通常保育と同じ時間帯で保育を実施する。	【H21 年度末】 公立 2 か所 民間 3 か所	【H26 年度】 公立 2 か所 民間 3 か所
対 象	満 1 歳からの就学前児童		
NO. 13	0 歳児保育		児童福祉課
事業内容	生後 6 か月から 1 歳児までの乳児の保育を行う事業。	【H21 年度末】 公立 2 か所 民間 3 か所	【H26 年度】 公立 2 か所 民間 3 か所
対 象	生後 6 か月～1 歳児までの乳児(民間は 3 か月から)		
NO. 14	障害児保育		児童福祉課
事業内容	介助員や専門スタッフの配置及び専門機関と連携しながら、発達の遅れや障害のある児童の保育を行う。	【H21 年度末】 公立 2 か所 民間 3 か所	【H26 年度】 公立 2 か所 民間 3 か所
対 象	障害のある就学前児童		
NO. 15	預かり保育		学校教育課
事業内容	午前 7 時 30 分より通常保育開始時間までの保育、もしくは午後 6 時までの保護者が希望する時間帯の保育を行う。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	3 歳児から 5 歳児(幼稚園児)		
NO. 16	管外保育の委託・受託事業		児童福祉課
事業内容	市内在住の方が他市町村に入所する場合の委託事業及び他市町村の方が市内の保育所(園)に入所する受託事業を行う。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	0 歳児からの就学前児童		
NO. 17	子ども手当(児童手当)		児童福祉課
事業内容	中学校修了までの児童を養育している世帯の保護者に対し、児童一人あたり月額 26,000 円を支給する。(H22 年度は 13,000 円)	【H21 年度末】 実施中 (H21 年度までは児童手当として実施)	【H26 年度】 実施
対 象	中学校修了までの児童を養育している者。		
NO. 18	保育料の軽減措置		児童福祉課
事業内容	保育料の一部負担の軽減を図る。(国、県の事業により実施)	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	0 歳からの就学前児童		
NO. 19	私立保育園助成		児童福祉課
事業内容	入園児童の健全な保護育成と保育園の円滑な運営を図るため、運営費を助成する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	私立保育園		

NO. 20	家庭的保育事業(新規)		児童福祉課
事業内容	保育者の居宅で、保育所または児童入所施設と連携を図りながら少人数の低年齢児の保育を行う。	【H21 年度末】 未実施	【H26 年度】 実施予定
対 象	乳幼児		

NO. 21	民間保育園施設整備事業(新規)		児童福祉課
事業内容	民間保育園の増改築整備を行う。	【H21 年度末】 未実施	【H26 年度】 実施予定
対 象	私立保育園		

②子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭の孤立感や不安感を防ぎ、住み慣れた地域で安心して子育てができる、地域全体で子育て家庭を応援する仕組みづくりが必要です。

子育て支援センターを中心として、子育て支援団体や子育てに関心を持つ人が自主的、積極的に活動できる環境を整え、市民の協力や地域で様々な活動を行っている団体等と協働し、子育て家庭を応援するとともに、子育て中の親子の交流、仲間づくりの促進を図るため、子育てに関する情報発信機能を強化し、各種事業やサークル活動等の情報発信を推進することにより、子育てのネットワークづくりを図ります。また、子育てに関する悩みに対し、きめ細かな相談支援体制を充実させていきます。

さらに、幼稚園、保育所(園)、学校、医療機関など、複数の機関がお互いの情報を交換し合いながらネットワークを形成することで、速やかに必要な支援を受けることができるよう推進していきます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
22	重点・拡充	子育て・家庭教育等のPR						児童福祉課
23	重点・新規	子育て関連施策の一元的管理・周知の徹底						児童福祉課
24	重点・新規	子育て基本情報の提供						児童福祉課
25	重点・新規	子育て情報総合サイトの開設						児童福祉課
26	重点・新規	子育て関連情報サイトとの連携						児童福祉課
27	重点・新規	子育てメルマガの発信						児童福祉課
28	重点・拡充	育児講座						児童福祉課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 22	★子育て・家庭教育等のPR(拡充)		児童福祉課
事業内容	国・県などで実施する施策や県民運動などの積極的なPRを実施し、子育て・家庭教育の啓発に努める。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	保護者		
NO. 23	★子育て関連施策の一元的管理・周知の徹底(新規)		児童福祉課
事業内容	子育てに関する施策、基本情報を一元管理し、子育て家庭にわかりやすく周知することにより、より多くの子育て家庭がニーズにあった行政サービスを受けることができるよう努める。	【H21 年度末】 未実施	【H26 年度】 実施予定
対 象	保護者		
NO. 24	★子育て基本情報の提供(新規)		児童福祉課
事業内容	子育て支援サービスの利用者への周知を図るため、子育てガイドブックの作成や子育てに関する情報を一括して提供する子育てカレンダー等による情報の提供に努める。	【H21 年度末】 未実施	【H26 年度】 実施予定 (平成 22 年度)
対 象	保護者		
NO. 25	★子育て情報総合サイトの開設(新規)		児童福祉課
事業内容	子育てに関する情報を一括して掲載する情報サイトをホームページ内に開設し、子育て情報の周知拡大を図る。	【H21 年度末】 未実施	【H26 年度】 実施予定
対 象	保護者		
NO. 26	★子育て関連情報サイトとの連携(新規)		児童福祉課
事業内容	茨城県子育て情報サイト、周辺他都市の情報サイトとの連携により、子育て家庭のニーズに応じた情報を周知する。	【H21 年度末】 未実施	【H26 年度】 実施予定
対 象	保護者		
NO. 27	★子育てメルマガの発信(新規)		児童福祉課
事業内容	子育て関連イベントやサービスの情報を、メールマガジンで定期的に発信する。	【H21 年度末】 未実施	【H26 年度】 実施予定
対 象	保護者		
NO. 28	★育児講座(拡充)		児童福祉課
事業内容	保育所(園)や子育て支援センターにおいて、育児に関する各種講座を開催する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	就園前児童とその保護者		

③児童の健全育成支援

次代を担う子ども達が、たくましく心豊かに成長することは、国の将来を支えるための基本といえます。子どもの豊かな心と健やかな体を育成し、個性を活かし、自ら学び考える力を養うための環境整備が必要です。

また、児童・生徒の健全なこころづくりと身体づくりのためには、幼少期から青年期にいたる成長の過程での発達段階に応じた教育を地域ぐるみで推進していく必要があります。

そのため、子育て支援センターを核として、市民子育てボランティアの育成を図るとともに、地域社会において子どもが自主的に参加し、交流できる場の提供に努めます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
29	重点・新規	市民子育てボランティアの育成						児童福祉課
30	拡充	子育て支援事業						子育て支援センター
31	拡充	小野川探検隊						生活環境課
32	継続	あずまミルクィーン田植祭・収穫祭						農政課
33	継続	子育て学習講座 (就学前児童の保護者講座)						生涯学習課
34	追加	ボランティアセンター活動支援						社会福祉課
35	追加	社会人講師活用推進事業						学校教育課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 29	★市民子育てボランティアの育成(新規)		児童福祉課
事業内容	子育て講習会などを受講した市民がボランティアとして実施する相談広場への支援など、子育てボランティアを育成する。	【H21 年度末】 未実施	【H26 年度】 実施予定
対象	市民		

NO. 30	子育て支援事業(拡充)		子育て支援センター
事業内容	子育て支援センターを拠点に0歳児～就園前の子ども達とその保護者を対象に、交流の場の提供や子育てのサポート、育児不安等についての相談業務(電話・面接・訪問)・子育てに関する情報の提供・子育てサークル等の育成・支援を行う。	【H21 年度末】 約 20 組/日 (月～金) (9 時～16 時)	【H26 年度】 30 組/日
対象	就園前児童とその保護者		

NO. 31	小野川探検隊(拡充)		生活環境課
事業内容	小野川の水質調査や自然観察を通して、小野川と流入先の霞ヶ浦の水質浄化を考える。市民への周知を図りながら実施する。	【H21 年度末】 年 2 回実施	【H26 年度】 実施 年 2 回実施 30 人／年
対 象	小学生(4 年生以上)		

NO. 32	あずまミルクィーQueen田植祭・収穫祭		農政課
事業内容	地元の小学生に「米」づくりの体験を通し、市の主要特産物である「米」の重要性を理解して、環境保全型農業の啓発及び、食の安全安心に向けた食育を行う。	【H21 年度末】 各小学校 16 校で実施	【H26 年度】 小学校 5・6 年生 (毎年 1 地区の小 学校)を対象に田 植え、稲刈り体験
対 象	地元小学生 50 人から 60 人 首都圏の消費者(主に家族連れ)100 人から 150 人		

NO. 33	子育て学習講座(就学前児童の保護者講座)		生涯学習課
事業内容	入学前の子どもを持つ親に対し、不安を取り除き、しつけについての講話を行う。就学時健診の親の待ち時間を活用し、県で作成した「家庭教育ブック」を教科書に「子育て学習講座」を実施する。	【H21 年度末】 各小学校 16 校で実施	【H26 年度】 実施
対 象	就学前児童の保護者		

NO. 34	ボランティアセンター活動支援(追加)		社会福祉課
事業内容	福祉関係の機関・団体・施設、民間業者、NPO、ボランティア団体など、様々な組織が事業・活動を展開するため、福祉情報を共有し、相互に交換できるボランティアセンターを設け、連携・協力して事業や活動を行う相談窓口や体制づくりを実施する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	子育て等ボランティア団体		

NO. 35	社会人講師活用推進事業(追加)		学校教育課
事業内容	社会人講師や地域の学校支援ボランティアなどを積極的に活用し、学校外から幅広い経験、優れた知識・技術等を有する人材を迎えて実施する。	【H21 年度末】 実施中 (学校行事)	【H26 年度】 実施
対 象	幼稚園児、小・中学生		

(2) 母性・乳幼児等の健康の確保・増進

各種健診の充実や予防接種事業、乳児の子育てに関する相談支援体制の充実など、子どもや母親の健康の確保に努めるとともに、乳幼児期からの「食べる力」を育むため食育を推進します。また、乳幼児の医療費助成や安心して医療が受けられる小児医療の充実を目指します。

①子どもや母親の健康の確保

子どもの疾病・障害の確実な早期発見に加え、母親の健康保持の観点を強化し、医療・福祉・教育などの関連する分野と密接な連携を図りながら一貫性、連続性のある母子保健サービスを提供していきます。子育て支援及び育児不安等への対応として、子育て支援センターを拠点として相談事業や各種講座を実施するとともに、各種健診時において支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を図る仕組み・体制を整備していきます。

また、各種健診事業を通して、乳幼児の健康の保持に努め、心身ともに健やかな成長を促すとともに、母親の健康づくりのために、妊婦一般健康診査などの健康診査や健康教育等を実施していきます。

さらに、子育てにかかる負担の軽減を図るため、医療費等の助成制度事業を継続実施していきます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
36	追加	のびのびひろば						健康増進課
37	追加	子育てひろば						健康増進課
38	継続	赤ちゃん訪問						健康増進課
39	継続	親子相談						健康増進課
40	継続	母子健康手帳の交付						健康増進課
41	継続	妊婦一般健康診査受診票の交付						健康増進課
42	継続	マタニティスクール						健康増進課
43	継続	乳児一般健康診査受診票の交付						健康増進課
44	継続	3～4か月児健診						健康増進課
45	継続	1歳6か月児健診						健康増進課
46	継続	2歳児歯科健診						健康増進課
47	継続	3歳児健診						健康増進課
48	継続	育児相談						健康増進課
49	継続	乳幼児訪問						健康増進課
50	継続	妊産婦訪問						健康増進課
51	継続	視覚健診						健康増進課
52	継続	1歳6か月児及び3歳児精密健康診査						健康増進課
53	継続	予防接種						健康増進課
54	継続	妊産婦医療福祉費助成事業						保険課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 36	のびのびひろば(追加)		健康増進課
事業内容	集団での遊びを通して子どもの発達を促す。江戸崎保健センターにて年 12 回開催予定。1 歳 6 か月、2 歳、3 歳の各健診において、必要と思われる子どもに対し、約 1 時間程度の集団遊びを実施する。	【H21 年度末】 平成 20 年度より年 24 回(月 2 回)実施	【H26 年度】 実施
対 象	1 歳 6 か月児～3 歳児		
NO. 37	子育てひろば(追加)		健康増進課
事業内容	離乳食の調理実習、赤ちゃん体操、子育てに関する話等を行う。年 6 回、1 回 3 講座開催予定。講座を通して、母親同士の友達作りをメインとし、講座 3 回目にサークル作りを支援、母親の孤立化を防ぐ。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	生後 6 か月児～7 か月児		
NO. 38	赤ちゃん訪問		健康増進課
事業内容	新生児及び乳児の疾病や虐待の早期発見とその予防等のために訪問による相談を実施する。生後 1～2 か月の乳児を対象に育児不安の解消と予防接種、健診等の説明を行う。	【H21 年度末】 平成 20 年度より乳児全戸訪問を目標に実施	【H26 年度】 実施
対 象	生後 1～2 か月の乳児とその母親及び家族		
NO. 39	親子相談		健康増進課
事業内容	乳幼児健診時に発達に偏りや遅れの心配がある乳幼児を支援するため、個別に相談を実施する。その他、保護者からの相談に随時対応する。	【H21 年度末】 各保健センターにおいて、一人あたり月 1～2 回実施。現在 16 人継続実施	【H26 年度】 実施
対 象	乳幼児とその保護者		
NO. 40	母子健康手帳の交付		健康増進課
事業内容	妊娠届出書により、母子健康手帳を交付する。	【H21 年度末】 各総合窓口にて交付	【H26 年度】 実施
対 象	妊婦		
NO. 41	妊婦一般健康診査受診票の交付		健康増進課
事業内容	妊婦の健康管理を図るため、母子健康手帳交付時に 14 回分の医療機関健診費用を助成する受診票を交付する。(H21 年度から契約医療機関以外の受診者に対して償還払いを実施予定。)	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	妊婦		

NO. 42	マタニティスクール		健康増進課
事業内容	妊娠・出産・育児についての知識の普及啓発を行う教室。(午前助産師の講話、午後育児について、その他沐浴実習等。)	【H21 年度末】 江戸崎保健センターにて年 6 回実施	【H26 年度】 実施
対 象	妊婦とその夫		
NO. 43	乳児一般健康診査受診票の交付		健康増進課
事業内容	乳児の健康管理を図るため生後 6~7 か月までと 9~10 か月までに各 1 回の医療機関健診を助成する受診票を交付する。(赤ちゃん訪問時交付。契約医療機関にて健診費用の補助が受けられる。)	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	生後 6~7 か月までと 9~10 か月までの乳児		
NO. 44	3~4 か月児健診		健康増進課
事業内容	身体計測・内科診察・育児相談・離乳食の相談・絵本の読み聞かせ等を行う。診察、育児相談の他、子育て支援センター職員(保育士)の協力を得て、ブックスタート(絵本の読み聞かせ)及び子育て支援の周知を実施する。	【H21 年度末】 各保健センターにて年 17 回実施	【H26 年度】 実施
対 象	生後 3 か月から 4 か月までの乳児		
NO. 45	1 歳 6 か月児健診		健康増進課
事業内容	身体計測・内科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・歯みがき指導・子育て相談等を行う。	【H21 年度末】 各保健センターにて年 17 回実施	【H26 年度】 実施
対 象	1 歳 6 か月児から 1 歳 8 か月児		
NO. 46	2 歳児歯科健診		健康増進課
事業内容	歯科診察・育児相談・歯みがき指導(フッ素塗布)・栄養指導・身体計測を行う。	【H21 年度末】 各保健センターにて年 18 回実施	【H26 年度】 実施
対 象	2 歳児		
NO. 47	3 歳児健診		健康増進課
事業内容	尿検査・身体計測・内科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・歯みがき指導・子育て相談等を行う。	【H21 年度末】 各保健センターにて年 18 回実施	【H26 年度】 実施
対 象	3 歳児		
NO. 48	育児相談		健康増進課
事業内容	妊産婦の健康相談や乳幼児の発育や子育てについての相談等を行う。	【H21 年度末】 各保健センターにて年 12 回実施	【H26 年度】 実施
対 象	妊産婦、乳幼児(希望者)		
NO. 49	乳幼児訪問		健康増進課
事業内容	訪問により子育ての相談を行う。	【H21 年度末】 必要と思われる乳幼児に対し実施	【H26 年度】 実施
対 象	乳幼児(就学前児童)		

NO. 50	妊産婦訪問		健康増進課
事業内容	訪問により保健指導を行う。	【H21 年度末】 必要と思われる妊産婦に対し実施	【H26 年度】 実施
対 象	妊産婦		

NO. 51	視覚健診		健康増進課
事業内容	メディカルセンターの健診車で健診を行う。	【H21 年度末】 市内各幼稚園、保育園及び保健センターにて年 1 回実施	【H26 年度】 実施
対 象	4 歳児		

NO. 52	1 歳 6 か月児及び 3 歳児精密健康診査		健康増進課
事業内容	精密検査依頼票を発行し、検査費用を助成する。	【H21 年度末】	【H26 年度】
対 象	1 歳 6 か月児及び 3 歳児健診において精密検査を必要とした幼児	実施中	実施

NO. 53	予防接種		健康増進課
事業内容	BCG、三種混合、ポリオ、麻疹・風疹混合、日本脳炎、二種混合の予防接種を行う。	【H21 年度末】 契約医療機関及び各保健センターにて実施。麻疹・風疹混合 3 期のみ各中学校にて実施	【H26 年度】 実施
対 象	乳幼児から児童(予防接種の内容により対象年齢が異なる)。		

NO. 54	妊産婦医療福祉費助成事業		保険課
事業内容	妊産婦の医療費(入院・外来)の一部負担金を助成する。	【H21 年度末】 助成額 7,641,764 円・受給者 89 人	【H26 年度】
対 象	妊産婦(妊娠届出日の初日から出産の翌月末日までの期間)	10 月末	実施

②食育の推進

子どもの発達段階に応じた「食べる力」を育むため、各種健診時や講座等を開催する際に、引き続き食育を推進していきます。また、家庭において「食べる力」の習慣をつけるため、親が子どもに対して適切に指導できるよう、教育課題講座などを実施していきます。

さらに、保育所や学校においては、給食を通して食育の推進に努め、適切な習慣を身につけることができるよう対応を図っていきます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	重点・拡充	育児講座						児童福祉課
55	継続	教育課題講座「食育」は子ども達を救う						小学校
56	追加	早寝早起き朝ごはん国民運動奨励事業/ 望ましい食習慣奨励事業						学校教育課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

再掲	★育児講座(拡充)		児童福祉課
事業内容	保育所(園)や子育て支援センターにおいて、育児に関する各種講座を開催する。	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	就園前児童とその保護者		

NO. 55	教育課題講座「食育」は子どもたちを救う(追加)		小学校
事業内容	教育の今日的な課題について研修し、その考え方や方法について理解を深める。	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	小学生とその保護者		

NO. 56	早寝早起き朝ごはん国民運動奨励事業/ 望ましい食習慣奨励事業(追加)		学校教育課
事業内容	文部科学省が推進している「早寝早起き朝ごはん」国民運動の展開を積極的に進める。	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	幼稚園児、小・中学生		

③小児医療の充実

小児医療は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる社会基盤となるものであり、きめ細かな小児医療体制の充実が必要です。また、病気を抱える児童については早期発見・早期対応が求められることから、発病時にすみやかに受診できるよう支援していくことが重要です。

そこで、各医療機関の連携を促し、近隣地域を含めた救急医療や電話相談などのネットワークの構築を目指すとともに、子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、乳幼児医療福祉費助成事業等の拡充を図っていきます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
57	重点・拡充	乳幼児医療福祉費助成事業						保険課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 57	★乳幼児医療福祉費助成事業(拡充)		保険課
事業内容	乳児から未就学児までの医療費(入院・外来)の一部負担金を助成する。 茨城県の補助制度対象外となる市民について、市単独で助成する。 また、対象者を拡充していく。	【H21年度末】 助成額 16,224,703円・受給者 1,911人 10月末	【H26年度】 対象者を拡充の予定
対象	0歳～未就学児童		

(3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

青少年に対しては、体験活動などを通じて次代の親の育成を図るとともに、思春期保健の充実を図ります。また、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を通して子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実を図ります。さらに、親子のふれあいや地域ぐるみの子育てなど家庭や地域における教育力の向上に努めるとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

①次代の親の育成

これから親になる世代が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするためには、学校教育の充実はもとより、様々な機会を捉えた体験活動が重要です。今後は、子どもの健やかな成長のため、学校やまちなかの地域資源等を活用した子どもの居場所づくりを図っていきます。

また、将来子どもを育む親としての意識高揚を促進するため、男女平等意識の啓発を図るとともに、職業体験等を通じ、就業に対する意識啓発も引き続き推進していきます。

さらに、少子化対策及び次代の親の育成の観点から、青年期においては出会いの場の拡充を図ります。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
58	追加	青少年健全育成推進事業(青少年相談員)						生涯学習課
59	追加	子ども会育成活動						生涯学習課
60	重点・新規	親業講座と家庭教育学級の連携						生涯学習課 児童福祉課
61	重点・追加	公園の整備・活用等の検討		完成				都市計画課
62	重点・追加	出会いの場の拡充						秘書広聴課
63	重点・拡充	放課後子ども教室						生涯学習課
64	重点・継続	イナシキッズ(少年教室)						生涯学習課
65	重点・追加	人口問題プロジェクトチーム事業						企画課
66	継続	スキー教室						生涯学習課
67	継続	地域活動事業(地域交流事業)						私立保育園
68	継続	あそびの広場(あいアイ広場)						子育て支援センター

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 58	青少年健全育成推進事業(青少年相談員)(追加)		生涯学習課
事業内容	青少年の健全育成に市民のすべてが関心を持ち、市民総ぐるみの運動を展開し、行政に働きかけを行い、市民一体となって次代を担う青少年の健全育成を図る。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生、高校生		

NO. 59	子ども会育成活動(追加)		生涯学習課
事業内容	市内子ども会の普及発展を図り、児童の健全育成に寄与するとともに、単位子ども会及び子ども会指導者の指導育成を図る。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	子ども会会員		

NO. 60	★親業講座と家庭教育学級の連携(新規)		生涯学習課 児童福祉課
事業内容	親業講座と家庭教育学級の連携により、乳幼児期から思春期まで、あらゆる段階での切れ目ない支援を実施し、子育てを取り巻く環境の変化に対応する。	【H21 年度末】 未実施	【H26 年度】 実施予定
対 象	就学前児童、小・中学生、高校生及び就学前児童保護者		

NO. 61	★公園の整備・活用等の検討(追加)		都市計画課
事業内容	リバーサイド公園(カボチャ公園)の全面改修工事 H19～H23、和田公園改修工事(駐車場、グラウンド、遊具等)。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	市民及び来訪者		

NO. 62	★出会いの場の拡充(追加)		秘書広聴課
事業内容	結婚を希望する未婚の男女を対象に、いばらき出会いサポートセンターとの連携を図り、情報提供を行う。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	未婚の男女		

NO. 63	★放課後子ども教室(拡充)		生涯学習課
事業内容	小学校の余裕教室等を活用して、地域住民の参画のもと子ども達の学習やスポーツ・文化活動、地域の交流活動等に取り組む。	【H21 年度末】 市内 7 か所で実施中	【H26 年度】 13 か所
対 象	小学生		

NO. 64	★イナシキッズ(少年教室)		生涯学習課
事業内容	週末、夏・冬休みを利用し、創作、文化、野外体験を行う。学習体験を通し、異学年、学校間での交流を深める。(各公民館等 4 か所で、前後期合わせて 4 回実施。茶道、野鳥観察、お菓子作りなどを実施。)	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小学生		

NO. 65	★人口問題プロジェクトチーム事業(追加)		企画課
事業内容	本市における人口減少・少子高齢化などの人口問題は危機的な状況にあり、人口問題の特性を明確にし、その課題・問題点を的確に把握したうえで、地域に適した総合的かつ継続的な施策の展開を、全庁的な取り組みとして進める。市外転出者のUターンを促進していくために、稲敷市を離れ頑張る方々を応援していく情報誌「いなしきエール便」を発行する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	市外転出者並びに進学や就職等の理由により市内を離れた方・市内の大学生、高校生、中学生など		

NO. 66	スキー教室		生涯学習課
事業内容	友達や他校、他学年、地域の人との交流をスキー教室を通して深める。	【H21 年度末】 福島県会津高原たかつえスキー場にてスキー教室を37班に分けて実施。	【H26 年度】 実施
対 象	小学生とその保護者		

NO. 67	地域活動事業(地域交流事業)		私立保育園
事業内容	①野菜畑作り、くだもの狩り、老人ホーム訪問、クリスマス会、運動会、夕涼み会・遠足等を実施。 ②老人会、老人ホーム、祖父母との交流、小学生・中学生・高校生との交流、在宅乳幼児・未就園児との交流を図る。また、職場体験学習等による交流、各行事への参加案内を実施。 ③春・秋のお楽しみ会、運動会、野菜の収穫、竹とんぼ・竹ぽっくり・水鉄砲づくり、保育園祭等を実施。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	園児、卒園児とその保護者、地域住民、未就園児親子		

NO. 68	あそびの広場(あいアイ広場)		子育て支援センター
事業内容	親子で気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合いながら交流する場。「遊びの広場」・「ふれあいの広場」を開設。	【H21 年度末】 子育て支援センター及び各保健センターで実施	【H26 年度】 30 組
対 象	就園前児童とその保護者		

②思春期保健対策の充実

思春期は子どもが大人へ成長する大切な時期です。自他の生命を尊重し、生涯を通じて自らの健康を適切に管理できる力を育むことを支援していきます。

さらに、地域保健と学校保健の連携による、喫煙・飲酒・薬物依存・望まない妊娠・性感染症、さらに思春期の心の健康相談等に関する健康教育の仕組みづくりを推進していきます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業 No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
69	継続	教育相談事業						学校教育課
70	追加	思春期保健対策事業						学校教育課 健康増進課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 69	教育相談事業		学校教育課
事業内容	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等様々な相談に対応するため教育相談室を設置するとともに、カウンセラーの配置を行う。	【H21 年度末】 教育相談員 2 人、 スクールカウンセラー 2 人(中学校 2 校に配置)	【H26 年度】 実施
対 象	就学前児童、小・中学生		

NO. 70	思春期保健対策事業(追加)		学校教育課 健康増進課
事業内容	地域保健と学校保健の連携により、喫煙・飲酒・薬物依存・望まない妊娠・性感染症、さらに思春期の心の健康相談等に関する健康教育の仕組みづくりを推進する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	中学生・高校生		

③子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

学校教育が十分にその機能を果たすためには、学校教育の中で様々な体験活動を通して、子どもが自ら考え自ら行動できる「生きる力」を育成していくことが必要不可欠です。

確かな学力の定着を目指した教科教育の強化を図るとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導により、個性を尊重した教育を進めます。

また、子ども達の豊かな心を育成するために、国際理解教育、郷土教育、人権教育など、多様な教育活動を積極的に推進するとともに、家庭と地域、学校の連携を強化した地域ぐるみの教育を推進します。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
71	継続	就学援助事業						学校教育課
72	継続	特別支援教育就学奨励事業						学校教育課
73	継続	教育に関する研究、研修の推進						学校教育課
74	継続	国際理解教育の推進						学校教育課
再掲	継続	教育相談事業						学校教育課
再掲	継続	子育て学習講座 (就学前児童の保護者講座)						生涯学習課
75	追加	若者自立支援対策事業						学校教育課
76	追加	人権教育推進事業						学校教育課
77	追加	戸外体験活動等推進事業						学校教育課
78	追加	不登校児童生徒解消事業						学校教育課
79	追加	スクールソーシャルワーカー活用事業						学校教育課
80	追加	外国語指導助手配置事業						学校教育課
81	追加	児童生徒体力向上事業						学校教育課
82	追加	特別支援教育事業						学校教育課
83	追加	読書活動奨励事業						学校教育課
84	追加	ティーム・ティーチング、 少人数指導員配置事業						学校教育課
85	追加	学力診断調査研究事業						学校教育課
86	追加	理科支援員配置事業						学校教育課
87	追加	学校教育支援員配置事業						学校教育課
88	追加	みんなにすすめたい一冊の本推進事業						学校教育課
89	追加	体験活動・ボランティア活動推進事業						学校教育課
90	追加	青少年健全育成事業(市民会議)						生涯学習課
91	追加	社会環境浄化推進事業						生涯学習課
92	追加	啓発活動と福祉教育の充実						社会福祉課
93	追加	水辺の楽校						生涯学習課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 71	就学援助事業		学校教育課
事業内容	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対して援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	【H21 年度末】 小学生 74 名 中学生 59 名	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		
NO. 72	特別支援教育就学奨励事業		学校教育課
事業内容	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために就学に必要な経費の一部を援助し、特別支援教育の普及、奨励を図る。	【H21 年度末】 小学生 16 名 中学生 11 名	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		
NO. 73	教育に関する研究、研修の推進		学校教育課
事業内容	教育基本方針に応じた適切な指導の実施に向け、研究活動研修会への参加の支援を行う。	【H21 年度末】 市教育研究会による事業経費への補助金交付及び指導を実施。	【H26 年度】 実施
対 象	幼稚園、小・中学校		
NO. 74	国際理解教育の推進		学校教育課
事業内容	異なる文化や考え方を尊重することのできる豊かな国際感覚を身につけた児童生徒の育成を目指す。国際化社会に対応できる能力を身につけるよう英語指導助手を市立幼稚園、小・中学校に派遣する。	【H21 年度末】 7 人の英語指導助手を中学校を拠点に幼稚園、小学校への派遣を実施	【H26 年度】 実施
対 象	幼稚園児、小・中学生		
再掲	教育相談事業		学校教育課
事業内容	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等様々な相談に対応するため教育相談室の設置するとともに、カウンセラーの配置を行う。	【H21 年度末】 教育相談員 2 人、 スクールカウンセラー 2 人(中学校 2 校に配置)	【H26 年度】 実施
対 象	就学前児童、小・中学生		
再掲	子育て学習講座(就学前児童の保護者講座)		生涯学習課
事業内容	入学前の子どもを持つ親に対し、不安を取り除き、しつけについての講話を行う。就学時健診の親の待ち時間を活用し、県で作成した「家庭教育ブック」を教科書に「子育て学習講座」を実施する。	【H21 年度末】 各小学校 16 校で実施	【H26 年度】 実施
対 象	就学前児童の保護者		

NO. 75	若者自立支援対策事業(追加)		学校教育課
事業内容	学校教育活動の中で、職業能力の向上につながる学習機会を提供することにより、働くことの意義や多様な職業についての関心を高めるとともに、勤労観や職業観の育成に努める。さらに、これらのことを通して、人間として、また、社会の一員としての生き方について自覚を深めさせ、自分に出来ることを考えたり、実践したりする力を伸ばしていく。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	中学生		

NO. 76	人権教育推進事業(追加)		学校教育課
事業内容	各学校において、児童生徒の発達段階や地域の実情に応じて、各教科、道徳、特別活動など、それぞれの特質に応じ学校教育全体を通じ、人権尊重の意識を高め、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの生きる力を育む教育が、人権尊重の精神を涵養していくという観点から、人権教育の推進体制の充実を図り、豊かな人権感覚や人権意識の醸成に努める。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		

NO. 77	戸外体験活動等推進事業(追加)		学校教育課
事業内容	幼児の発達の特性に配慮し、家庭や地域社会を含めた幼児の生活全体を視野に入れ、幼児の興味や関心、必要な経験などの教育を推進していく。また、幼児の主体的な活動としての「遊び」を通じた総合的な指導、発達や学びの連続性を踏まえた教育について、地域の人材を活用した屋外体験や自然体験などを取り入れ、その充実を図るとともに、異年齢交流も推進していく。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	幼稚園児		

NO. 78	不登校児童生徒解消事業(追加)		学校教育課
事業内容	児童生徒一人一人の考え方や感じ方などに対応すべく、校内相談体制の確立や定期相談の実施などを推進する。さらに、専門的な見地からのサポートやアドバイスができる相談員の配置や臨床心理等の専門家を有効に活用する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		

NO. 79	スクールソーシャルワーカー活用事業(追加)		学校教育課
事業内容	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒がおかれている様々な環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを有効に活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う「スクールソーシャルワーカー」を配置する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		

NO. 80	外国語指導助手配置事業(追加)		学校教育課
事業内容	国際理解に関する体験的・実践的な学習を通じた国際理解教育の充実を図る。また、外国語指導助手(ALT)を効果的に活用し、生きた英語等にふれさせることにより、国際社会を生きていく資質や能力を育成する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		

NO. 81	児童生徒体力向上事業(追加)		学校教育課
事業内容	学校教育活動全体を通じた体育・スポーツ活動の充実と体力の向上を目指し、週3日、各1時間程度の運動や外遊び時間の確保、学校の特色を生かした体力づくりの実践、体力向上をねらいとした体育行事の計画的実践、自然体験活動等の積極的な実施、中学校における運動部活動の奨励・充実などに取り組んでいく。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		

NO. 82	特別支援教育事業(追加)		学校教育課
事業内容	保護者に対する早期からの就学に関する支援や相談援助の拡充、関係機関との連携強化、専門性を身につけた教職員の配置、校内支援体制の充実などを目指す。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	幼稚園児、小・中学生		

NO. 83	読書活動奨励事業(追加)		学校教育課
事業内容	幼児期からの読書活動を積極的に進めていくため、親子に本の楽しさを伝える運動として、福祉部門で進められている「ブックスタート事業」との連携を図り、また地域の子育て支援運動としての広がりを目指していく。幼稚園教育においては、読み聞かせなどを通して読書の楽しさと出会える機会を積極的に進めていく。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	幼稚園児小・中学生		

NO. 84	チーム・ティーチング、少人数指導員配置事業(追加)		学校教育課
事業内容	児童・生徒の個性を生かし、主体的な学習を促すためチーム・ティーチングによる指導や少人数指導体制の充実を図るとともに、地域の教育力を活かした社会人講師を活用し、個人に応じた指導方法の工夫改善を図る。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		
NO. 85	学力診断調査研究事業(追加)		学校教育課
事業内容	子ども達の基礎・基本的な知識や技能、学習意欲、思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力の習得状況を把握し、それらを育む授業の展開、個人に応じた指導体制の工夫などに役立てる。市内の小学生全員を対象として、学力診断テストを実施する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		
NO. 86	理科支援員配置事業(追加)		学校教育課
事業内容	学生、退職教員、企業技術者等の外部人材を小学校の理科授業に活用し、観察・実験活動等における教員の支援や先端科学技術に関する実験や理科体験的学習を実践する。	【H21 年度末】 1 人配置	【H26 年度】 実施
対 象	小学生		
NO. 87	学校教育支援員配置事業(追加)		学校教育課
事業内容	児童・生徒の個性を生かし、主体的な学習を促すためチーム・ティーチングによる指導や少人数指導体制の充実を図るとともに、地域の教育力を活かした社会人講師を活用し、個人に応じた指導方法の工夫改善を図る。	【H21 年度末】 5 人配置	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		
NO. 88	みんなにすすめたい一冊の本推進事業(追加)		学校教育課
事業内容	感性を磨き創造力豊かに自己を見つめ、自らの生き方を考えていくことができるよう、さらに、児童・生徒の豊かな心を育むため、読書の定着を進める。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		
NO. 89	体験活動・ボランティア活動推進事業(追加)		学校教育課
事業内容	家庭や地域との連携を図りながら、総合的な学習の時間や教科教育と適切に組み合わせ、自然や文化とのふれあい、異年齢、異世代、地域とのふれあい交流、自然体験、奉仕体験などの体験活動を、学校教育活動の中へ計画的に取り入れていく。人間として、また、社会の一員としての生き方について自覚を深めさせていき、自分にできることを考えたり、実践したりする力を伸ばしていく。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	幼稚園児・小・中学生		

NO. 90	青少年健全育成事業(市民会議)(追加)		生涯学習課
事業内容	三つの基本姿勢として、『子どもや青少年をしっかり見つめる』、『大人が変われば子どもも変わる』、『さんかけ運動の推進』を市民会議事業の柱として、街頭活動や各種キャンペーン及び大会等に積極的に参加する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	市民		

NO. 91	社会環境浄化推進事業(追加)		生涯学習課
事業内容	青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為や環境から青少年を守るとともに常によりよい環境をつくることに努める。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	市民		

NO. 92	啓発活動と福祉教育の充実(追加)		社会福祉課
事業内容	まちづくり施策や男女共同の社会づくりに向けて、地域住民を対象に、地域福祉に関する講演会や学習の機会、福祉コミュニティづくりなどの支援を行ない、また、学校との連携により、お互いが認め合い尊重する意識や自らが生きる喜びを感じ取ることができるよう、大人と一緒に福祉の学習を深めていく機会の提供を展開していく。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	市民		

NO. 93	水辺の楽校(追加)		生涯学習課
事業内容	豊かな人間性を育てるために環境学習や自然体験学習を行う。(国土交通省で砂浜を築くため、護岸堤の設置工事实施。)和田公園でキャンプ(小学生高学年)・木工教室(小学生)・流しそーめんとアイスクリーム作り(小学生親子)・オカリナコンサートを実施する。	【H21 年度末】 参加数延べ 133 人、 応募数 283 人	【H26 年度】 実施
対 象	小学生及び市民		

④家庭や地域の教育力の向上

少子化、核家族化、女性の社会進出など、急激な社会構造の変化に伴って家庭・地域環境は大きく変化し、家庭教育や地域のあり方の見直しが迫られています。学校教育だけではなしえない、親子のふれあい、兄弟姉妹のかかわり、祖父母との交流など日常生活の中で協調性、創造性、自主自立、自律の精神を身につけていくことが大切です。

そのため、乳幼児から高校生にいたる成長の中で、家庭や地域の果たす役割を再認識し、よりよい教育環境づくりに取り組みます。

また、子育てにかかわる家庭や地域の教育力向上につながるよう意識啓発を行っていきます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
94	重点・継続	家庭教育相談						生涯学習課
再掲	継続	親子相談						健康増進課
再掲	継続	あずまミルクィーQueen田植祭・収穫祭						農政課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 94	★家庭教育相談		生涯学習課
事業内容	子育てや家庭教育についての悩みを家庭教育アドバイザー(臨床心理士)が相談に応じる。	【H21年度末】 年 20 回開催	【H26年度】 実施
対 象	主に就学前児童の保護者		

再掲	親子相談		健康増進課
事業内容	乳幼児健診時に発達に偏りや遅れの心配がある乳幼児を支援するため、個別に相談を実施する。その他、保護者からの相談に随時対応する。	【H21年度末】 各保健センターにおいて、1人あたり月1～2回実施。現在16人継続実施	【H26年度】 実施
対 象	乳幼児とその保護者		

再掲	あずまミルクィーQueen田植祭・収穫祭		農政課
事業内容	地元の小学生に「米」づくりの体験を通し、市の主要特産物である「米」の重要性を理解して、環境保全型農業の啓発及び、食の安全安心に向けた食育を行う。	【H21年度末】 収穫祭のみ実施	【H26年度】 小学校 5・6 年生(毎年 1 地区の小学校)を対象に田植え、稲刈り体験
対 象	地元小学生 50 人から 60 人 首都圏の消費者(主に家族連れ) 100 人から 150 人		

⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進

一般書店やコンビニエンスストア、自動販売機や携帯サイトなどにおける性や暴力に関する有害情報は、思春期の子ども達に多大な悪影響を及ぼしています。

これらの状況に対応するため、関係機関・団体やPTA、ボランティア等との連携協力のもと、事業者に対して自主的措置をとるよう働きかけるとともに、販売機の立ち入り調査などを実施し、子ども達にとって有害な環境の改善に努めます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	重点・継続	家庭教育相談						生涯学習課
95	追加	販売機立ち入り調査						生涯学習課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

再掲	★家庭教育相談		生涯学習課
事業内容	子育てや家庭教育についての悩みを家庭教育アドバイザー(臨床心理士)が相談に応じる。	【H21年度末】 年20回実施	【H26年度】 実施
対象	主に就学前児童の保護者		

NO. 95	販売機立ち入り調査(追加)		生涯学習課
事業内容	業者・管理者・警察・青少年相談員立ち会いで実施することで、青少年が安全で健やかに育つことができる環境を整備する。	【H21年度末】 市内2か所(江戸崎甲、高田)で立ち入り調査の実施	【H26年度】 実施
対象	青少年		

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭がゆとりを持って安心して子どもを産み育てることができるよう、良質な住宅や良好な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備や交通安全対策を推進します。

また、歩道の整備やバリアフリー化の推進などにより、安心して外出できるまちづくりを目指します。

①良質な住宅や良好な居住環境の確保

子育て家庭がゆとりを持って安心して子どもを産み育てるためには、子育てに関するバリアを取り除いた良質な住宅や居住環境の確保が必要です。地域の特性や、子育て家庭のライフスタイルに対応した住環境の整備が望まれます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
96	追加	重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業				未定	未定	社会福祉課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 96	重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業(追加)		社会福祉課
事業内容	重度障害者(児)の居住する住宅・設備を、その障害者に適するように改善する際に要する経費について助成する。	【H21 年度末】 2 件 (H21.10 月末現在)	【H26 年度】 未定
対 象	下肢及び体幹機能障害 1 級、2 級手帳保持者又は療育手帳マル A の重度障害者(児)		

②安全な道路交通環境の整備と交通安全対策

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるように、安全で歩きやすい歩道やゆとりのある歩行者空間をつくるのが大事です。また、児童生徒に対しては交通安全に対する意識を醸成し、自ら危険を回避できるような力を身につけさせる必要があります。

そのため、道路反射鏡の設置、区画線の引き直しなど、交通安全施設の整備を推進するとともに、通学路の安全確保に努めます。

また、交通安全教室など、交通事故防止に向けた安全対策を推進していきます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
97	重点・追加	通学路等の安全確保						建設課
98	継続	交通安全教育事業						生活環境課
99	追加	チャイルドシート普及促進等事業						生活環境課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 97	★通学路等の安全確保(追加)		建設課
事業内容	道路の拡幅に伴う交通安全施設(歩道)整備を行う。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		

NO. 98	交通安全教育事業		生活環境課
事業内容	交通安全教室を、警察官や交通安全推進員の協力を得て、保育園、幼稚園、小学校で開催し、交通安全に対する講話や自転車の乗り方の実技指導を行う。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	幼稚園・保育園児、小学生		

NO. 99	チャイルドシート普及促進等事業(追加)		生活環境課
事業内容	乳児の健全育成の一環として、チャイルドシート購入に助成金を交付することにより交通安全対策及び少子化対策に寄与する。	【H21 年度末】 申請者について 交付済 80 件 (H21.12 月現在)	【H26 年度】 実施
対 象	チャイルドシートを購入した1歳児未満の親権者(新生児1人につき1回限り)		

③安心して外出できるまちづくり

子ども達がいきいき育つための生活基盤として、公共空間の確保や住環境の整備、防犯の強化による見守り体制の整備が必要です。また、親子が安心して外出できる歩道の設置などの環境整備や安全かつ快適に暮らすためのバリアフリー化が求められています。

そのため、歩道の設置や段差解消など人にやさしい道路づくりを推進するとともに、地域の協力のもと地域防犯活動の充実に努めます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業 No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
100	追加	地域防犯環境改善事業						生活環境課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 100	地域防犯環境改善事業(追加)		生活環境課
事業内容	防犯連絡員や地域の協力により、子どもを取り巻く環境の安全性向上に努める。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	幼児～青少年		

(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進

子育てを楽しく喜びにあふれたものとするためには、男女ともに子育てに積極的に参加できるような体制を整備する必要があります。そのため、市内企業の子育て支援策を積極的に支援するとともに、男性を含めた働き方の見直しを図りながら、職業生活と家庭生活の両立のための支援・啓発を推進します。

①働き方の見直し

職業の有無にかかわらず、すべての子育て家庭が子どもの成長を喜び、子育てが楽しいと感じ、子育てに取り組みたいと思える環境を目指した取り組みが求められています。

そのため、職場においては、仕事と家庭生活の両立に向けた雇用環境の整備や、働く男性が子育てに取り組めるような意識啓発などが図られるよう、企業の支援を図っていきます。

また、関係機関と連携を進めながら、育児休業取得の促進や、男性の子育てと家事等の奨励について意識啓発を図るとともに、適切な情報の提供に努めます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業 No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
101	追加	労働関係法・制度の情報提供						商工観光課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 101	労働関係法・制度の情報提供(追加)		商工観光課
事業内容	労働者を支援するために、現行の法律・制度の周知を徹底し、広報誌等へ掲載する。	【H21 年度末】 随時広報誌に掲載	【H26 年度】 実施
対 象	市民		

②仕事と子育ての両立の推進

これまでの仕事と子育ての関係を見ると、家庭生活よりも職場での仕事が優先され、子育ては母親任せの傾向が強く、男女共同で子育てに参加する意識は希薄でした。このような状況において仕事を持つ女性が増えたため、未婚化、晩婚化の流れに拍車がかかり、結婚後も子どもがいない家庭が増えています。

この流れを変えるため、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や家庭における男女の役割分担の見直しに向けた啓発に努めます。また、子育ての大切さ・楽しさを実感できるように働きかけるとともに、家事・育児に対する社会的な支援の充実に努めます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
102	重点・新規	優良企業の表彰制度の検討						児童福祉課
103	重点・追加	いばらき子育て家庭優待制度の積極的なPRと活用						児童福祉課
104	重点・追加	制度普及啓発事業						商工観光課
105	継続	男女共同参画講座の開催						秘書広聴課
106	継続	男女共同参画講演会、フォーラムの開催						秘書広聴課
107	継続	男女共同参画に関する広報活動						秘書広聴課
108	追加	仕事と家庭の両立支援						秘書広聴課
109	追加	家庭生活・地域社会への男性の参画促進						秘書広聴課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 102	★優良企業の表彰制度の検討(新規)		児童福祉課
事業内容	育児休暇の取得率の高い企業や子育て支援に積極的に取り組む企業を取り上げて表彰する制度を検討する。	【H21年度末】 未実施	【H26年度】 実施予定
対象	子育て家庭、市内企業		
NO. 103	★いばらき子育て家庭優待制度の積極的なPRと活用(追加)		児童福祉課
事業内容	広報誌、ホームページ等を活用して、「いばらき子育て家庭優待制度」の周知を図るとともに、協賛店舗の拡大を促進する。	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	子育て家庭、市内企業		
NO. 104	★制度普及啓発事業(追加)		商工観光課
事業内容	育児休業、介護休業等の意識啓発を行い、事業所に対し情報の提供をする。	【H21年度末】 随時広報誌に掲載	【H26年度】 実施
対象	市内企業		

NO. 105	男女共同参画講座の開催		秘書広聴課
事業内容	男女共同参画の視点に立ったテーマを設定し、市民を対象に学習の機会を提供することにより、男女共同参画に関する正しい理解の促進と意識の醸成を図る。	【H21 年度末】 講座を 3 回/年開催	【H26 年度】 3 回/年
対 象	市民		

NO. 106	男女共同参画講演会、フォーラムの開催		秘書広聴課
事業内容	多くの市民が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の理解と認識を深めることを目的に開催する。	【H21 年度末】 11 月の推進月間にフォーラムを開催	【H26 年度】 1 回/年
対 象	市民		

NO. 107	男女共同参画に関する広報活動		秘書広聴課
事業内容	広報誌、ホームページ等へ男女共同参画に関する記事やお知らせを掲載し、市民の意識啓発を図る。	【H21 年度末】 毎月広報誌に啓発記事や情報を掲載	【H26 年度】 12 回/年
対 象	市民		

NO. 108	仕事と家庭の両立支援(追加)		秘書広聴課
事業内容	男女がともに仕事上の責任と家事・育児・介護などの家庭的責任を両立できるよう、市民や事業所に働きかけるとともに、家事・育児・介護に対する社会的な支援の充実や就業条件の整備を図る。(広報誌、HPを利用して男女共同参画に関する啓発記事を掲載。)	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	市民		

NO. 109	家庭生活・地域社会への男性の参画促進(追加)		秘書広聴課
事業内容	男性向け家事・育児・介護講座等の開催など、男性への啓発や学習機会の提供などにより、男性の家庭生活・地域活動への参画を促進する。(講座やフォーラムへの参加、県内で開催されるセミナーへの参加、または情報提供。)	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	市民		

(6) 子どもの安全の確保

子どもを犯罪から守るための活動を推進するとともに、災害など緊急時において子どもの安全が確保されるよう防災対策の推進に努めます。

また、犯罪や事故などの被害に遭った子どもの精神的なダメージを軽減するため、きめ細かな相談支援体制の充実に努めます。

①子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進

本市に住むすべての人が犯罪に巻き込まれないよう、家庭、学校、行政、警察等の緊密な連携が重要です。また小中学生の登下校の際には、地域における見守り活動が大切です。

子どもを犯罪から守るための緊急避難所として「子どもを守る 110 番の家」の周知に努めるとともに、児童生徒への防犯ブザーの貸与、自転車通学の児童生徒に対するヘルメット費用の助成などを実施します。また、学校では不審者対応マニュアルを活用した安全対策を推進します。

さらに、PTA等の学校関係者やボランティアと連携したパトロール活動など学校安全対策事業を推進し、犯罪の抑止に努めていきます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業 No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
110	重点・継続	通学時の安全対策の推進						学校教育課
111	追加	学校安全対策事業						学校教育課
再掲	追加	チャイルドシート普及促進等事業						生活環境課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 110	★通学時の安全対策の推進		学校教育課
事業内容	「子どもを守る 110 番の家」の設置や防犯ブザーの携帯の指導を行い、登下校時の安全対策を推進する。(自転車通学児童生徒にヘルメット補助金。「子どもを守る 110 番の家」の協力世帯に対し、表示プレートを配布。)	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生のいる世帯		

NO. 111	学校安全対策事業(追加)		学校教育課
事業内容	児童生徒が、安全確保のための必要な事柄を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通し安全な生活を送ることができ、進んで安全・安心な社会づくりに参加・貢献できるような資質や能力の育成に努める。また、学校内外における子ども達の安全確保について、スクールガードリーダーの巡回指導を通し推進し地域との連携を密に図っていく。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		

再掲	チャイルドシート普及促進等事業(追加)		生活環境課
事業内容	乳児の健全育成の一環として、チャイルドシート購入に助成金を交付することにより交通安全対策及び少子化対策に寄与する。	【H21 年度末】 申請者について 交付済 80 件 (H21.12 月現在)	【H26 年度】 実施
対 象	チャイルドシートを購入した 1 歳児未満の親権者(新生児 1 人につき 1 回限り)		

②子どもの防犯・防災等の推進

災害時においては、子どもだけでなく、障害者、高齢者、妊婦等を含めた災害時要援護者が避難することに遅れることの無いよう、緊急時のマニュアル作成や普段からの避難訓練等で災害時要援護者の参加を促し、防災体制等の整備を推進していきます。

また、子どもにとって安全な地域づくりを目指し、地域ぐるみの防犯対策を推進します。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業 No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
112	継続	防犯等避難訓練						学校教育課
再掲	追加	地域防犯環境改善事業						生活環境課
113	追加	防犯活動推進事業(団体育成事業)						生活環境課
114	追加	防犯灯維持管理事業						生活環境課
115	追加	子どもの安全確保事業						生活環境課
116	追加	防犯マップ作成支援事業						生活環境課
117	追加	児童・生徒通学支援事業						学校教育課
118	継続	新入学児童対策事業						生活環境課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 112	防犯等避難訓練		学校教育課
事業内容	学校、園への不審者侵入時の安全確保と誘導及び避難方法を実践を通して確認し、関係機関の協力を得て、防犯・防災の推進に努める。(全学校・幼稚園にサスマタを配布。不審者対応マニュアルを作成。)	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	幼稚園児、小・中学生		

再掲	地域防犯環境改善事業(追加)		生活環境課
事業内容	防犯連絡員や地域の協力により、子どもを取り巻く環境の安全性向上に努める。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	幼児～青少年		

NO. 113	防犯活動推進事業(団体育成事業)(追加)		生活環境課
事業内容	犯罪の未然防止のため、警察・市・稲敷地区防犯協会・市防犯連絡員協議会と市民が一体となって犯罪防止に努めるため、各団体へ負担金や補助金を交付し、自主的な防犯活動を推進する。(防犯パトロール及びキャンペーン活動。)	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 パトロール 年 200 回 キャンペーン 年 3 回
対 象	青少年		
NO. 114	防犯灯維持管理事業(追加)		生活環境課
事業内容	安全なまちづくりのため、計画的かつ効果的な防犯灯の設置及び適切な維持管理を行う。また、道路、公園・共同住宅、駐車場など公共的場所の見通しや明るさを確保する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	市民		
NO. 115	子どもの安全確保事業(追加)		生活環境課
事業内容	ガソリンスタンドや商店など「子どもを守る110番の家」への協力を教育委員会より要請し、子どもが逃げ込むことができる場所の拡大を図る。また、警察・防犯連絡員と子どもを守る110番の家が連携をし、子どもの安全を守る。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		
NO. 116	防犯マップ作成支援事業(追加)		生活環境課
事業内容	各行政区・各小学校やPTA単位で作成する地域安全・防犯マップの作成について、作成支援を行う。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		
NO. 117	児童・生徒通学支援事業(追加)		学校教育課
事業内容	遠距離通学の児童生徒への支援策として通学バスの運行を実施する。	【H21 年度末】 東中、沼里小、江戸崎小にスクールバスを運行中	【H26 年度】 実施
対 象	小・中学生		
NO. 118	新入学児童対策事業		生活環境課
事業内容	新入学児童に、ランドセルカバーや交通安全ワークブック等を配布し、児童やその保護者に交通安全に対する意識を持ってもらうとともに、ドライバーに対しては、新入学児童に対する注意を喚起する。	【H21 年度末】 実施中	【H26 年度】 実施
対 象	小学校 1 年生		

③被害に遭った子どもの保護の推進

被害を受けた子どもの精神的なダメージを軽減するためには、子どもだけでなく、その家族に対してもきめ細かな支援が必要です。

関係機関との迅速な連携を図ることにより相談支援体制を充実させていきます。

また、学校や地域、団体等との連携を図りつつ、防犯・防災に対する知識を普及させるための環境整備を推進します。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業 No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	継続	教育相談事業						学校教育課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

再掲	教育相談事業		学校教育課
事業内容	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等の相談に対応するため教育相談室の設置、カウンセラーの配置を行う。	【H21 年度末】 教育相談員 2 人、 スクールカウンセラー 2 人(中学校 2 校 に配置)	【H26 年度】 実施
対 象	就学前児童、小・中学生		

(7) 要保護児童への対応など

児童虐待防止のためのネットワーク体制の整備など、要保護児童対策の充実を図ります。また、母子家庭等の生活の安定と自立支援に努めます。さらに、障害児については、障害となる疾病の早期発見・治療を推進します。いじめや不登校などに対しては、関係機関の連携によりきめ細かな対策を推進します。

①児童虐待防止対策の充実

子どもの虐待に対しては、要保護児童の安全確保の観点から、迅速に対応することが大変重要です。また、支援にあたっては、家族が抱える問題を長期にわたって見守る必要があることから、関係機関の連携のもと総合的な取り組みが求められます。

そのため、家庭児童相談員配置の拡充に努め、相談体制の整備を図るとともに、児童虐待防止のためのネットワーク体制の充実を図ります。

また、「稲敷市要保護児童対策地域協議会」の定期的な開催により関係機関との円滑な連携・協力を引き続き実施し、虐待を受けている児童等の早期発見や適切な保護に努めていきます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
119	重点・継続	家庭児童相談業務						児童福祉課
120	継続	要保護児童への対応						児童福祉課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 119	★家庭児童相談業務		児童福祉課
事業内容	児童養育・福祉の向上を図るため家庭児童相談員による相談・指導を行う。(午前8時30分～午後4時まで実施。平成22年度から家庭相談員を2名体制で毎日行う。)	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	0歳～18歳未満の児童もしくは保護者		

【個別事業】

NO. 120	要保護児童への対応		児童福祉課
事業内容	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために稲敷市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との円滑な連携・協力を確保する。(年3回実施。)	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	0歳～18歳未満の児童		

②母子家庭等の自立支援推進

一人親家庭の生活の安定と自立の促進を図るためには、職業相談や職業訓練、各種の助成等を適切に実施することが必要です。

そのため、母子相談業務、児童扶養手当、一人親医療福祉費助成事業等を引き続き実施していきます。また、一人親家庭とその子ども達が、豊かで充実した生活が営めるよう、さらなる支援体制の充実を図り、家庭の生活の安定と自立支援に努めます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
121	継続	児童扶養手当	■	■	■	■	■	児童福祉課
122	追加	乳幼児医療福祉事業	■	■	■	■	■	保険課
123	継続	一人親医療福祉費助成事業	■	■	■	■	■	保険課
124	継続	母子相談業務	■	■	■	■	■	児童福祉課
125	継続	母子寡婦福祉会	■	■	■	■	■	児童福祉課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

NO. 121	児童扶養手当		児童福祉課
事業内容	母子世帯等の生活の安定を図るため児童扶養手当を支給する。	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	18歳までの児童がいる母子家庭等		
NO. 122	乳幼児医療福祉事業(追加)		保険課
事業内容	乳幼児(未就学児)及び妊産婦に対する所得制限をなくし、県内の市町村の動向を見ながら対象年齢等を上げる。	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	乳幼児		
NO. 123	一人親医療福祉費助成事業		保険課
事業内容	母子・父子家庭の医療費(外来・入院)の一部負担金を助成する。	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	母子・父子家庭で18歳未満の子どもを扶養している母・父親及びその子ども		
NO. 124	母子相談業務		児童福祉課
事業内容	相談員を配置し相談業務を行う。母子自立支援員の配置をやめ、家庭相談員や児童福祉担当者が母子相談業務を行う。(午前9時～午後4時まで。)	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	母子家庭、父子家庭		
NO. 125	母子寡婦福祉会		児童福祉課
事業内容	生活及び福祉を向上させる事業・相互の親睦に関する事業・子女の養護、育成に関する事業を行う。(年1回「親子すこやか事業」を開催。)	【H21年度末】 実施中	【H26年度】 実施
対象	母子家庭		

③障害児施策の充実

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが、その子の持つ能力や可能性を最大限に伸ばしていくための地域環境づくりを進め、ともに生きる心を育成します。

また、障害のある子ども達が地域の中で健やかに成長できるよう、その程度に応じた適切な支援に努めます。

さらに、保健活動の一環として、妊産婦・乳幼児健診の場において、障害につながる疾病の早期発見に努めます。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	継続	障害児保育						児童福祉課
126	継続	障害児福祉手当						社会福祉課
127	継続	特別児童扶養手当						社会福祉課
128	継続	在宅心身障害児福祉手当						社会福祉課
129	継続	身体障害児補装具給付						社会福祉課
130	継続	重度身体障害児日常生活用具給付						社会福祉課
再掲	追加	重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業				未定	未定	社会福祉課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

再掲	障害児保育		児童福祉課
事業内容	介助員や専門スタッフの配置及び専門機関と連携しながら、発達の遅れや障害のある児童の保育を行う。	【H21 年度末】 公立 2 か所 民間 3 か所	【H26 年度】 公立 2 か所 民間 3 か所
対 象	障害のある就学前児童		

NO. 126	障害児福祉手当		社会福祉課
事業内容	日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度の障害児(20歳未満)に対して、手当を支給する。(広報誌に制度の内容等掲載するとともに、身体・療育手帳交付時に制度について案内。)	【H21 年度末】 平成 21 年度:障害児福祉手当受給者数 28 名/新規申請者 2 件/支給額 3,508,720 円	【H26 年度】 実施
対 象	20 歳未満の障害児		

NO. 127	特別児童扶養手当		社会福祉課
事業内容	障害のある 20 歳未満の児童を家庭で養育している父母等の養育者に対して、障害児の生活向上のために手当を支給する。(所得状況届のお知らせと制度の内容について広報誌に掲載。)	【H21 年度末】 平成 21 年度:手当受給者数 83 名/新規申請者 7 件	【H26 年度】 実施
対 象	20 歳未満の障害児		

NO. 128	在宅心身障害児福祉手当		社会福祉課
事業内容	心身に障害のある在宅の20歳未満の障害児の養育者に、手当を支給する。(制度の内容について広報誌に掲載。)	【H21年度末】 手当受給者数 50名 新規申請者 1件 支給額 1,455,000円	【H26年度】 実施
対象	20歳未満の障害者(児)		

NO. 129	身体障害児補装具給付		社会福祉課
事業内容	身体に障害のある児童が将来社会人として独立自活するための素地を育成助長する。(新規で手帳を取得された方には各種制度について説明。)	【H21年度末】 21件 (H21.10月末現在)	【H26年度】 実施
対象	身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の児童		

NO. 130	重度身体障害児日常生活用具給付		社会福祉課
事業内容	在宅の重度障害児が家庭生活を営むうえで不便を解消し、容易に日常生活ができるようにするために、必要な生活用具を給付・貸与する。	【H21年度末】 15件 (H21.10月末現在)	【H26年度】 実施
対象	重度身体障害者(児)(給付世帯の所得に応じて自己負担あり)		

再掲	重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業(追加)		社会福祉課
事業内容	重度障害者(児)の居住する住宅・設備を、その障害者に適するように改善する際に要する経費について助成する。	【H21年度末】 2件 (H21.10月末現在)	【H26年度】 未定
対象	下肢及び体幹機能障害1級、2級手帳保持者又は療育手帳マルAの重度障害者(児)		

④その他要保護児童の対応

いじめや不登校などの問題を抱える児童に対しては、関係機関の連携を強化するとともに、家庭への相談事業の充実など、きめ細かな対策を推進します。

◆事業の種別とスケジュール(継続:前期からの継続事業、追加:前期からの追加事業、新規:後期新規事業、重点:重点プロジェクト)

事業 No.	種別	事業名	スケジュール					担当課
			H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	継続	教育相談事業						学校教育課

◆事業内容及び事業目標(★:重点事業)

再掲	教育相談事業		学校教育課
事業内容	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等の相談に対応するため教育相談室の設置、カウンセラーの配置を行う。	【H21 年度末】 教育相談員 2 人、 スクールカウンセラ ー2 人(中学校 2 校 に配置)	【H26 年度】 実施
対 象	就学前児童、小・中学生		

—————第5章 計画の推進のために（実現方策の検討）—————

第5章 計画の推進のために（実現方策の検討）

1 計画推進にあたって

（1）計画の着実な進行管理

計画を効果的に推進していくためには、計画の進行管理を着実に推進していくことが大切です。そのため、前期行動計画においても実施してきたように、計画の進捗状況について年度毎に達成度状況調査を実施していくことが重要です。また、その結果については、透明性の確保の観点から、市民に公表していくことも大切です。

さらに、将来的には達成度評価を実施する際には、担当課による自己評価はもとより、外部評価の実施などを検討していく必要があります。

（2）子育て支援に係る庁内推進体制の強化

乳幼児期から青少年期に至る子育て支援を切れ目なく推進するため、全庁的な子育て支援の推進が求められています。そのため、保健・児童福祉、教育など子育て支援の中核を担うセクションはもとより、まちづくり全般において子育て支援・少子化対策を念頭においた施策展開を図っていくことや、複数の課がかかわる施策の有機的な連携を図っていくことが必要となっています。

将来的には、子育て支援推進のための庁内組織の創設や「こども課」など子育て支援をワンストップで実施できる課の創設なども考えられます。

（3）市民・地域・市政の協働による計画の推進

子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策については、地域の実情を踏まえながら、効果的かつ着実な施策の推進を図るため、行政施策の展開と併せ、市民や民間の団体の理解と自主的な取り組みを促進するなど、市民・地域と市政が一体となって施策を推進していくことが大切です。

また、地域で活動する子育て支援団体をはじめ、行政区やPTA、ボランティア団体などと市政が協働することは、より効果的で実効性のあるプランの推進につながります。

そのため、地域活動団体への支援やボランティアネットワークの強化に向けた支援などを積極的に推進するとともに、市民が参加しやすい体制づくり、迅速な情報提供などを図っていくことが重要です。

2 計画推進のための各主体の役割

この計画を推進し、基本理念に沿ったまちづくりをするためには、行政だけでなく、家庭、地域、保育所（園）、幼稚園、学校、企業といった社会全体で取り組むことが必要です。

そのため、本市を取り巻く人々がそれぞれの立場で、役割を果たしていくことが求められています。

（1）市民の役割

子育てを、市民がそれぞれ自分の問題として捉え、その重要性についての理解を深めながら、個人個人の置かれた状況に応じた責任や役割を果たしていくよう努力することが大切です。さらに、子どもだけでなく、子育て中の親（保護者）に対しても、温かな手をさしのべていくことが望まれます。

（2）家庭の役割

家庭は子どもにとって社会そのものであり、家庭の中で、親（保護者）自らの温かな手で子どもを育てることが大切です。親（保護者）から子どもへの正しい働きかけが、子どもの豊かな人間形成に大きく影響すると考えられます。未来を担う子どもを健やかに育てることは親（保持者）の基本的な義務であり、家庭における役割は大変重要です。

（3）地域の役割

地域においては、近隣同志の連帯を深め、各種組織・団体が相互の連携を保つとともに、行政区や各種地域活動団体と市が協働することが重要です。地域の様々な組織が、相互に補完し合い、よりスムーズで効果的な施策の展開が図られるよう、情報交換を密にした協力体制を推進する役割が求められています。

（4）企業の役割

子育てと仕事の両立支援に取り組み、ゆとりのある働き方を保障する労働環境の整備を進めることが企業の役割と考えられます。地域社会の一員として、地域社会への貢献と参画をより一層進める必要があります。

（5）稲敷市の役割

社会全体で子育てを支援するためには、市政が市民、家庭、地域、企業に対して、パートナーシップの視点に立って連携することが大切です。また、庁内の関係部局をはじめ、関係機関・団体などと連携を深め、市政の果たすべき役割を認識し、子育て支援の様々な施策を計画的・総合的に推進していくことが求められています。

——資料編——

1 稲敷市次世代育成支援対策推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第8条第1項に基づく稲敷市次世代育成支援後期行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するに当たり、市民及び識見を有する者等（以下「市民等」という。）の意見を聴取するため、稲敷市次世代育成支援対策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討協議するものとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) その他行動計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 社会教育・学校教育関係者
- (4) 市民代表
- (5) 関係行政職員
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から平成27年3月31日までとし、特定の地位又は職により委嘱又は任命された委員は、任期満了日前において当該地位又は職を失ったときは、委員の職を失うものとする。なお、この場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて会議を招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、懇話会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、児童福祉担当課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

2 稲敷市次世代育成支援対策推進懇話会委員名簿（敬称略）

No.	役 職	氏 名
1	議会教育福祉常任委員会委員長	根 本 光 治
2	教育委員会委員長	吉 田 薫
3	主任児童委員会委員長	野 村 由 紀 子
4	母子寡婦福祉会代表	墳 崎 由 美 子
5	P T A連絡協議会会長	永 長 康
6	子育てサークル代表	大 内 貴 佳 子
7	子育てサークル代表	清 水 美 香
8	江戸崎保育園長	本 橋 洋 一
9	沼里小学校長	和 田 克 典
10	認定こども園えどさき園長	秋 元 美 津 子
11	新利根幼稚園長	鳥 羽 美 代 子
12	教育委員会教育部長	中 澤 幸 一
13	保健福祉部長	大 島 功

3 策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 21 年 2 月 5 日 (火) ～平成 21 年 2 月 20 日 (金)	就学前児童保護者及び就学児童保護者へのニーズ調査実施
平成 21 年 2 月 20 日 (金) ～平成 21 年 3 月 3 日 (火)	市内企業へのニーズ調査実施
平成 21 年 7 月 3 日 (金) 平成 21 年 7 月 4 日 (土)	子育て関連団体へのヒアリング実施
平成 21 年 8 月	「広報いなしき」にニーズ調査概要版を掲載
平成 21 年 8 月 25 日 (火)	国、県への目標事業量の報告
平成 21 年 9 月 4 日 (金)	第 1 回推進懇話会 ・次世代育成支援後期行動計画の策定方針について ・子どもと家庭を取り巻く現状と課題について ・ニーズ調査及びヒアリング調査の結果について ・前期計画の評価及び目標事業量の設定について
平成 21 年 10 月 16 日 (金)	第 1 回ワーキングチーム会議 ・次世代育成支援後期行動計画について ・後期行動計画事業シート記入について
平成 21 年 10 月 29 日 (木)	第 2 回推進懇話会 ・次世代育成の将来像について ・行動計画について
平成 22 年 1 月 22 日 (金)	第 2 回ワーキングチーム会議 ・次世代育成支援後期行動計画（素案）について ・具体的施策について
平成 22 年 1 月 29 日 (金)	第 3 回推進懇話会 ・次世代育成支援後期行動計画（素案）について ・具体的施策について
平成 22 年 2 月 12 日 (金) ～平成 22 年 2 月 25 日 (木)	パブリックコメント実施
平成 22 年 3 月	計画の決定

4 関係法令・憲章

(1) 次世代育成支援対策推進法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなつたと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。)であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)

- については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。
- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
 - 3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

(権限の委任)

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則
(平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百三十四条(理事等の特別背任)の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則
(平成二〇年一二月三日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
- 二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日
- 四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二条及び第十六条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二十三年四月一日

(一般事業主行動計画の公表に関する経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法(次項及び次条において「新法」という。)第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置)

第七条 新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(2) 少子化社会対策基本法

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾(ぞ)有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立った的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(施策の基本理念)

第二条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配意し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の施策の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第十条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育てで支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療(助産を含む。)が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第十七条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

第三章 少子化社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第十八条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第七条の大綱の案を作成すること。

二 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

第十九条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「高齢化」を「少子化及び高齢化」に改め、同条第三項第四十三号の次に次の一号を加える。

四十四の二 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第七条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「高齢社会対策会議高齢社会対策基本法」を「少子化社会対策会議少子化社会対策基本法高齢社会対策会議高齢社会対策基本法」に改める。

理由

我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立つて的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(3) 児童の権利に関する条約（概要）

第一条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第二条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第三条 子どもにとってもっとも良いことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっとも良いことは何かを第一に考えなければなりません。

第四条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できる限りのことをしなければなりません。

第五条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第六条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できる限りのことをしなければなりません。

第七条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第八条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみに奪われることのないように守らなくてはなりません。もし、これが奪われたときには、国はすぐにそれを元通りにしなければなりません。

第九条 親と引き離されない権利

子どもは、親と一緒に暮らす権利をもっています。ただし、それが子どもにとって良くない場合は、離れて暮らすことも認められます。離れて暮らすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

第十条 他の国にいる親と会える権利

国は、離ればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度一緒に暮らしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親が違う国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第十一条 よその国に連れさらられない権利

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国に戻れなくなったりしないようにしなければなりません。

第十二条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければなりません。

第十三条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、他の人に迷惑をかけるはなりません。

第十四条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

第十五条 結社・集会の自由

子どもは、他の人々と自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、他の人に迷惑をかけるはなりません。

第十六条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたいくときは、それを守ることができます。また、他人から誇りを傷つけられない権利があります。

第十七条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第十八条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第十九条 虐待・放任からの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第二十条 家庭を奪われた子どもの保護

子どもは、家族と一緒に暮らせなくなったときや、家族から離れた方がその子どもにとって良いときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第二十一条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっとも良いことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第二十二条 難民の子ども

違う宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのこされた子ども(難民の子ども)は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第二十三条 障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実して暮らせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第二十四条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できる限りのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第二十五条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康を取り戻すために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとって良いものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第二十六条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのに十分なお金がないときには、国がお金を払うなどして、暮らしを手助けしなければなりません。

第二十七条 生活水準の確保

子どもは、心やからだの健やかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どもの暮らしが守れないときは、国も協力します。

第二十八条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方から外れるものであってはなりません。

第二十九条 教育の目的

教育は、子どもが自分の持っている良いところをどんどん伸ばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなと仲良くすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第三十条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第三十一条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第三十二条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、無理矢理働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだに良くない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第三十三条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第三十四条 性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守られなければなりません。

第三十五条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守られなければなりません。

第三十六条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せを奪って利益を得ることから子どもを守らなければなりません。

第三十七条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問やむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯して逮捕されても、人間らしく年齢にあった扱いを受ける権利があります。

第三十八条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第三十九条 犠牲になった子どもを守る

子どもが放っておかれたり、むごい仕打ちを受けたり、戦争に巻き込まれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会に戻れるようにしなければなりません。

第四十条 子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会に戻ったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われなければなりません。

※日本ユニセフ協会ホームページ掲載の概要を、ひらがなを漢字に変えて掲載

5 稲敷市次世代育成支援行動計画 前期事業見直しシート記入要項

- シートの項目は「次世代育成支援行動計画」前期事業の7つの「基本目標」の順に掲載されています。

【シート記入の手順】

1. 御課のシート名を選択して下さい。
2. 記入いただきたい内容は「前期施策の変更」・「新規施策として展開するもの」の2点です。
以下、シートの記入方法について示していますので、こちらに従って記入して下さい。

A. 前期施策（「事業内容」）に変更がある場合》

1. 「**事業名**」「**事業内容**」「**対象**」（前期計画における記載事項）の項目について確認の上、前期計画から内容に変更がある場合、変更点を赤字で記入。変更のない場合、ご記入いただかなくても結構です。
2. 「**H21 末の事業実施内容**」の欄について、前期に掲げた目標の達成状況について記入して下さい。（数値目標の達成状況、進捗状況、今後の目標など）。
3. 「**事業種別**」の欄について、平成21年末での事業に対する判断を以下の5区分で記入して下さい。

【事業目標】

1 継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 新規

例1：今年度以降も「継続」の場合、「1」を記入

例2：今後5年の間に廃止する予定のあるものについては「4」を記入

例3：上記「2.」で記入した事業内容について、今後5年の間で「拡充」の意向がある場合は「2」を、「縮小」の場合は「3」を記入

5. 「**事業スケジュール**」の欄について、着手する年度についてセルを塗りつぶして下さい。

例1：H26まで継続する事業の場合

H22	H23	H24	H25	H26

例2：H23に拡充しH26まで継続する事業の場合

H22	H23	H24	H25	H26

例3：H23まで継続してH24に廃止の場合

H22	H23	H24	H25	H26

B. 新規施策として展開するもの

1. 施策目標ごとに記入してある「黄色いセル」には、今後5年の間に新たに取り組む子育て支援に関する施策を**必ず**記入して下さい。「事業名」、「事業内容」、「対象」、「事業実施スケジュール」の欄について、「A. 前期施策（「事業内容」）に変更がある場合」と同様の方法で記入して下さい。
 2. なお「No.」欄に「実施計画」と記載されている施策は、『3ヵ年実施計画(H22~24)』における事業からいくつかをピックアップし、後期計画での展開が可能と思われるものについて掲載しているものです。こちらの施策についても、今後5年間の事業内容として変更がある場合は、上記「1.」と同様に記入して下さい。
- ※前期事業と同じ内容の施策が掲載されている場合は、「**事業内容**」の欄に、該当する施策の「**No.**」を記入の上、「再掲」と記入して下さい。

例：実施計画の施策が「事業No.」の20と同じ場合

No.	事業No.	事業名	事業内容
20	**	(事業名)	(文章)
⋮	⋮	⋮	⋮
実施計画	**	(事業名)	20再掲

↑
「20再掲」と記入

6 稲敷市次世代育成支援後期行動計画 前期事業見直しシート一覧

■基本目標(1)地域における子育ての支援
 施策目標(1)①地域における子育て支援・保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール				
							H22	H23	H24	H25	H26
1	★出産一時金等の支援(拡充)	出産一時金や不妊治療の支援等、子育て家庭を応援する支援策の拡充を目指す。	保護者	健康増進課 保険課 児童福祉課	実施中	実施					
2	★ファミリーサポートセンターの開設(新規)	子育て支援センターあひアイを拠点として、ファミリーサポートセンターを開設し、既存の保育サービスでは対応しきれない保育ニーズに応じ、女性の社会参加を促進するとともに、安心して子どもを育てることができている環境づくりを目指す。保育サービス、送迎サービス、家事援助サービスなどを実施する。	保護者・市民	子育て支援センター	未実施	1か所設置					
3	★幼稚園就園奨励補助事業	保育料の減免措置として、世帯の市民税課税状況に応じ補助金を交付することにより就園を奨励し教育の振興充実を図る。	3歳児から5歳児(幼稚園児)	学校教育課	実施中	実施					
4	★病児・病後児保育事業(拡充)	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う。	0歳児からの就学前児童	児童福祉課	1か所(体調不良時型のみ民間保育園1か所)で実施中、公立での実施等を検討	2か所					
5	★子育て支援センター(拡充)	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	子育て家庭	児童福祉課	3か所	5か所					
6	放課後児童健全育成事業	放課後、保護者が就労等で適切な保護が得られない児童を預かり、適切な遊び場、生活の場を提供する。	小学校1年生～3年生の児童	児童福祉課	8か所(H21年度1か所増)	9か所					
7	通常保育事業	市内保育所において保育にかける児童の保育を実施する。	生後6か月からの就学前児童(民間は生後3か月から)	児童福祉課	公立2か所 民間3か所	公立2か所 民間3か所					
8	延長保育事業	入所の決定を受けている者のうち満1歳以上の児童のうち延長保育が必要な児童について19時まで保育する。	満1歳からの就学前児童(園)に入所している児童)	児童福祉課	公立2か所 民間3か所	公立2か所 民間3か所					
9	子育てサポーター	家庭教育支援の充実に目指し、保護者への子育てに関する助言や子育て交流事業の企画・推進を始め、子育てネットワークの運営などの活動を行う。子育てサポーターの養成を行う。子育てサポーターは子育ての環境づくりに積極的に関わる。	保護者・市民	生涯学習課	江戸崎地区を除く3地区で「養成講座」を実施(過去3年間登録者1名)	実施					
10	一時保育事業(拡充)	家庭で子育て中の保護者が就労・通院・研修などで週1日から3日程度の保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合、さらに子育て家庭の手助けのため、就学前の子どもを一時的に保育する。	満1歳からの就学前児童	児童福祉課	公立1か所 民間2か所	公立1か所 民間3か所					
11	特定保育事業(新規)	短時間勤務や隔日勤務などで、週2～3日程度または午前か午後のみなど、保護者の就労の状況に応じた保育を実施する。	満1歳からの就学前児童	児童福祉課	未実施	実施予定					H26までに実施予定
12	土曜日保育	土曜日に通常保育と同じ時間帯で保育を実施する。	満1歳からの就学前児童	児童福祉課	公立2か所 民間3か所	公立2か所 民間3か所					

13	0歳児保育	生後6か月から1歳児までの乳児の保育を行う事業。	生後6か月～1歳児までの乳児(民間は3か月から)	児童福祉課	公立2か所 民間3か所	公立2か所 民間3か所			
14	障害児保育	介助員や専門スタッフの配置及び専門機関と連携しながら、発達の違いや障害のある児童の保育を行う。	障害のある就学前児童	児童福祉課	公立2か所 民間3か所	公立2か所 民間3か所			
15	預かり保育	午前7時30分より通常保育開始時間までの保育、もしくは午後6時までの保護者が希望する時間帯の保育を行う。	3歳児から5歳児(幼稚園児)	学校教育課	実施中	実施			
16	管外保育の委託・受託事業	市内在住の方が他市町村に入所する場合の委託事業及び他市町村の方が市内の保育所(園)に入所する受託事業を行う。	0歳児からの就学前児童	児童福祉課	実施中	実施			
17	子ども手当(児童手当)	中学校修了までの児童を養育している世帯の保護者に対し、児童一人あたり月額26,000円を支給する。(H22年度は13,000円)	中学校修了までの児童を養育している者	児童福祉課	実施中(H21年度までは児童手当として実施)	実施			
18	保育料の軽減措置	保育料の一部負担の軽減を図る。(国、県の事業により実施)	0歳からの就学前児童	児童福祉課	実施中	実施			
19	私立保育園助成	入園児童の健全な保護育成と保育園の円滑な運営を図るため、運営費を助成する。	私立保育園	児童福祉課	実施中	実施			
20	家庭的保育事業(新規)	保育者の居宅で、保育所または児童入所施設と連携を図りながら少人数の低年齢児の保育を行う。	乳幼児	児童福祉課	未実施	実施予定			
21	民間保育園施設整備事業(新規)	民間保育園の増設整備を行う。	私立保育園	児童福祉課	未実施	実施予定			H26までに実施予定

施策目録(1)②子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール											
							H	H	H	H	H	H						
22	★子育て・家庭教育等のPR(拡充)	国・県などで実施する施策や県民運動などの積極的なPRを実施し、子育て・家庭教育の啓蒙に努める。	保護者	児童福祉課	実施中	実施												
23	★子育て関連施策の一元的管理・周知の徹底(新規)	子育てに関する施策、基本情報を一元管理し、子育て家庭にわかりやすく周知することにより、より多くの子育て家庭がニーズにあった行政サービスを受けられることができる。	保護者	児童福祉課	未実施	実施予定												
24	★子育て基本情報の提供(新規)	子育て支援サービスの利用者への周知を図るため、子育てガイドブックの作成や子育てに関する情報を一括して提供する子育てカレンダー等による情報の提供に努める。	保護者	児童福祉課	未実施	実施予定(平成22年度)												
25	★子育て情報総合サイトの開設(新規)	子育てに関する情報を一括して掲載する情報サイトをホームページ内に開設し、子育て情報の周知拡大を図る。	保護者	児童福祉課	未実施	実施予定												
26	★子育て関連情報サイトとの連携(新規)	茨城県子育て情報サイト、周辺他都市の情報サイトとの連携により、子育て家庭のニーズに応じた情報を周知する。	保護者	児童福祉課	未実施	実施予定												
27	★子育てメルマガの発信(新規)	子育て関連イベントやサービスの情報を、メールマガジンで定期的に発信する。	保護者	児童福祉課	未実施	実施予定												
28	★育児講座(拡充)	保育所(園)や子育て支援センターにおいて、育児に関する各種講座を開催する。	就園前児童とその保護者	児童福祉課	実施中	実施												

施策目標(1)③児童の健全育成支援

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール							
							H22	H23	H24	H25	H26			
29	★市民子育てボランティアの育成(新規)	子育て講習会などを受講した市民がボランティアとして実施する相談広場への支援など、子育てボランティアを育成する。	市民	児童福祉課	未実施	実施予定								
30	子育て支援事業(拡充)	子育て支援センターを拠点に、交流の場の提供や子育てのサポート、育の保護者を対象に、交流の場の提供や子育てのサポート、育の不安等についての相談業務(電話・面談・訪問)・子育てに関する情報の提供・子育てサークル等の育成・支援を行う。	就学前児童とその保護者	子育て支援センター	約20組/日(月～金)(9時～16時)	30組/日								
31	小野川梁検隊(拡充)	小野川の水質調査や自然観察を通して、小野川と流入先の霞ヶ浦の水質浄化を考える。市民への周知を図りながら実施する。	小学生(4年生以上)	生活環境課	年2回実施	実施年2回実施30人/年								
32	あずまミルキークイーン田植祭・収穫祭	地元小学生に「米」づくりの体験を通して、市の主要特産物である「米」の重要性を理解して、環境保全型農業の啓発及び、食の安全安心に向けた食育を行う。	地元小学生50人から60人(稲穂園の消費者(主に家族連れ)100人から150人)	農政課	各小学校16校で実施	小学校5・6年生(毎年1地区の小学校)を対象に田植え、稲刈り体験								
33	子育て学習講座(就学前児童の保護者講座)	入学前の子どもの持親に対し、不安を取り除き、しつけについての講話を行う。就学時健診の親の待ち時間を活用し、果ては作成した「家庭教育ブック」を教科書に「子育て学習講座」を実施する。	就学前児童の保護者	生涯学習課	各小学校16校で実施	実施								
34	ボランティアセンター活動支援(追加)	福祉関係の機関・団体・施設、民間業者、NPO、ボランティア団体など、様々な組織が事業・活動を展開するため、福祉情報を共有し、相互に交換できるボランティアセンターを設け、連携・協力して事業や活動を行う相談窓口や体制づくりを実施する。	子育て等ボランティア団体	社会福祉課	実施中	実施								
35	社会人講師活用推進事業(追加)	社会人講師や地域の学校支援ボランティアなどを積極的に活用し、学校外から幅広い経験、優れた知識・技術等を有する人材を迎えて実施する。	幼稚園児、小・中学生	学校教育課	実施中(学校行事)	実施								

■基本目標(2)①子どもや母親の健康の確保・増進

施策目標(2)①子どもや母親の健康の確保

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール							
							H22	H23	H24	H25	H26			
36	ひのびひろば(追加)	集団での遊びを通して子ども達の発達を促す。江戸崎保健センターにて年12回開催予定。1歳6か月、2歳、3歳の各健診において、必要と思われる子どもに対し、約1時間程度の集団遊びを実施する。	1歳6か月児～3歳児	健康増進課	平成20年度より年24回(月2回)実施	実施								
37	子育てひろば(追加)	離乳食の調理実習、赤ちゃん体操、子育てに関する話等を行う。年6回、1回3講座開催予定。講座を通して、母親同士の友誼作りをメインとし、講座3回目にサークル作りを支援、母親の孤立化を防ぐ。	生後6か月児～7か月児	健康増進課	実施中	実施								
38	赤ちゃん訪問	新生児及び乳児の疾病や虐待の早期発見とその予防等のために訪問による相談を実施する。生後1～2か月の乳児を対象に育児不安の解消と予防接種、健診等の説明を行う。	生後1～2か月の乳児とその母親及び家族	健康増進課	平成20年度より乳児全戸訪問を目標に実施	実施								

39	親子相談	乳幼児健診時に発達に遅れや遅れの心配がある乳幼児を支援するため、個別に相談を実施する。その他、保護者からの相談に随時対応する。	乳幼児とその保護者	健康増進課	実施	各保健センターにおいて、一人あたり月1～2回実施。現在16人継続実施	実施
40	母子健康手帳の交付	妊娠届出書により、母子健康手帳を交付する。	妊婦	健康増進課	実施	各総合窓口にて交付	実施
41	妊婦一般健康診査受診票の交付	妊婦の健康管理を図るため、母子健康手帳交付時に14回分の医療機関健診費用を助成する受診票を交付する。(H21年度から契約医療機関以外の受診者に対して償還払いを実施予定。)	妊婦	健康増進課	実施中	実施中	実施
42	マタニティスクール	妊娠・出産・育児についての知識の普及啓発を行う教室。(午前助産師の講話、午後育児について、その他沐浴実習等。)	妊婦とその夫	健康増進課	実施	江戸崎保健センターにて年6回実施	実施
43	乳児一般健康診査受診票の交付	乳児の健康管理を図るため生後6～7か月までと9～10か月までに各1回の医療機関健診を助成する受診票を交付する。(赤ちゃん訪問時交付。契約医療機関にて健診費用の補助が受けられる。)	生後6～7か月までと9～10か月までの乳児	健康増進課	実施中	実施中	実施
44	3～4か月児健診	身体計測・内科診察・育児相談・離乳食の相談・絵本の読み聞かせ等を行う。診察、育児相談の他、子育て支援センター職員(保育士)の協力を得て、ブックスタート(絵本の読み聞かせ)及び子育て支援の周知を実施する。	生後3か月から4か月までの乳児	健康増進課	実施	各保健センターにて年17回実施	実施
45	1歳6か月児健診	身体計測・内科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・歯みがき指導・子育て相談等を行う。	1歳6か月児から1歳8か月児	健康増進課	実施	各保健センターにて年17回実施	実施
46	2歳児歯科健診	歯科診察・育児相談・歯みがき指導(フッ素塗布)・栄養指導・身体計測を行う。	2歳児	健康増進課	実施	各保健センターにて年18回実施	実施
47	3歳児健診	尿検査・身体計測・内科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・歯みがき指導・子育て相談等を行う。	3歳児	健康増進課	実施	各保健センターにて年18回実施	実施
48	育児相談	妊産婦の健康相談や乳幼児の発育や子育てについての相談等を行う。	妊産婦、乳幼児(希望者)	健康増進課	実施	各保健センターにて年12回実施	実施
49	乳幼児訪問	訪問により子育ての相談を行う。	乳幼児(就学前児童)	健康増進課	実施	必要と思われる乳幼児に対し実施	実施
50	妊産婦訪問	訪問により保健指導を行う。	妊産婦	健康増進課	実施	必要と思われる妊産婦に対し実施	実施
51	視覚健診	メディカルセンターの健診車で健診を行う。	4歳児	健康増進課	実施	市内各幼稚園、保育園及び保健センターにて年1回実施	実施
52	1歳6か月児及び3歳児精密健康診査	精密検査依頼票を発行し、検査費用を助成する。	1歳6か月児及び3歳児健診において精密検査を必要とした幼児	健康増進課	実施	実施中	実施
53	予防接種	BCG、三種混合、ポリオ、麻疹・風疹混合、二種混合の予防接種を行う。	乳幼児から児童(予防接種の内容により対象年齢が異なる)。	健康増進課	実施	契約医療機関及び各保健センターにて実施	実施
54	妊産婦医療福祉費助成事業	妊産婦の医療費(入院・外来)の一部負担金を助成する。	妊産婦(妊娠届出日の初日から出産の翌月末日までの期間)	保険課	実施	助成額 7,641,764円・受給者89人 10月末	実施

施策目標(2)②食育の推進

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	★育児講座(拡充)	保育所(園)や子育て支援センターにおいて、育児に関する各種講座を開催する。	就学前児童とその保護者	児童福祉課	実施中	実施						
55	★教育課題講座「食育」は子どもたちを救う(追加)	教育の今日的な課題について研修し、その考え方や方法について理解を深める。	小学生とその保護者	小学校	実施中	実施						
56	★早寝早起き朝ごはん国民運動奨励事業(追加)	文部科学省が推進している「早寝早起き朝ごはん」国民運動の展開を積極的に進める。	幼稚園児、小・中学生	学校教育課	実施中	実施						

施策目標(2)③小児医療の充実

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
57	★乳幼児医療福祉費助成事業(拡充)	乳児から未就学児までの医療費(入院・外来)の一部負担金を助成する。茨城県の補助制度対象外となる市民について、市単独で助成する。また、対象者を拡充していく。	0歳～未就学児童	保険課	助成額 16,224,703円・受給者1,911人10月末	対象者を拡充の予定						

■基本目標(3)子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

施策目標(3)①次代の親の育成

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
58	★青少年健全育成推進事業(青少年相談員)(追加)	青少年の健全育成に市民のすべてが関心を持ち、市民総ぐるみの運動を展開し、行政に働きかけを行い、市民一体となつて次世代を担う青少年の健全育成を図る。	小・中学生、高校生	生涯学習課	実施中	実施						
59	★子ども会育成活動(追加)	市内子ども会の普及発展を図り、児童の健全育成に寄与するとともに、単位子ども会及び子ども会指導者の指導育成を図る。	子ども会会員	生涯学習課	実施中	実施						
60	★親業講座と家庭教育学級の連携(新規)	親業講座と家庭教育学級の連携により、乳幼児期から思春期まで、あらゆる段階での切れ目ない支援を実施し、子育てを取り巻く環境の変化に対応する。	就学前児童、小・中学生、高校生及び就学前児童保護者	生涯学習課 児童福祉課	未実施	実施予定						
61	★公園の整備・活用等の検討(追加)	リバーサイド公園(カボチャ公園)の全面改修工事H19～H23、和田公園改修工事(駐車場、グラウンド、遊具等)。	市民及び来訪者	都市計画課	実施中	実施						完成
62	★出会いの場の拡充(追加)	結婚を希望する未婚の男女を対象に、いばらき出会いサポートセンターとの連携を図り、情報提供を行う。	未婚の男女	秘書広聴課	実施中	実施						
63	★放課後子ども教室(拡充)	小学校の余剰教室等を活用して、地域住民の参画のもと子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域の交流活動等に取り組む。	小学生	生涯学習課	市内7か所で実施中	13か所						
64	★イナキッズ(少年教室)	週末、夏・冬・休みを利用し、創作、文化、野外体験を行う。学習体験を通し、異学年、学校間での交流を深める。(各公民館等4か所で、前後期合わせて4回実施。茶道、野鳥観察、お菓子作りなどを実施。)	小学生	生涯学習課	実施中	実施						
65	★人口問題プロジェクトチーム事業(追加)	本市における人口減少・少子高齢化などの人口問題は、危機的な状況にあり、人口問題の特性を明確にし、その課題・問題点を的確に把握したうえで、地域に適した総合的かつ継続的な施策の展開を、全庁的な取り組みとして進める。市外転出者のリターンを促進していくために、稲敷市を離れ頑張る方々を応援していく「情報誌「いなしきエール便」」を発行する。	市外転出者並びに進学や就職等の理由により市内を離れた方・市内の大学生、高校生、中学生など	企画課	実施中	実施						

66	スキー教室	友達や他校、他学年、地域の人との交流をスキー教室を通して深める。	小学生とその保護者	生涯学習課	実施	福島県会津高原たかつスキー場にてスキー教室を37班に分けて実施。(平成21年度)													
67	地域活動事業(地域交流事業)	①野菜畑作り、くだもの狩り、老人ホーム訪問、クリスマス会、運動会、夕涼み会・遠足等を実施。②老人会、老人ホーム、祖父母との交流、小学生・中学生・高校生との交流、在宅乳幼児・未就園児との交流を図る。また、職場体験学習等による交流、各行事への参加案内を実施。③春・秋のお楽しみ会、運動会、野菜の収穫、竹とんぼ・竹ぼっくり・水鉄砲づくり、保育園祭等を実施。	園児、卒園児とその保護者、地域住民、未就園児親子	私立保育園	実施中														
68	あそびの広場(あいあい広場)	親子で気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合いながら交流する場。「遊びの広場」・「ふれあいの広場」を開設。	就園前児童とその保護者	子育て支援センター	30組	子育て支援センター及び各保健センターで実施													

施策目標③②思春期保健対策の充実

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	スケジュール													
						H26年度	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H			
69	教育相談事業	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等様々な相談に対応するため教育相談室を設置するとともに、カウンセラーの配置を行う。	就学前児童、小・中学生	学校教育課	教育相談員2人、スクールカウンセラー2人(中学校2校に配置)	実施													
70	思春期保健対策事業(追加)	地域保健と学校保健の連携により、喫煙・飲酒・薬物依存・望まない妊娠・性感染症、さらに思春期の心の健康相談等に関する健康教育の仕組みづくりを推進する。	中学生、高校生	学校教育課 健康増進課	実施中	実施													

施策目標③③子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	スケジュール													
						H26年度	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H			
71	就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対して援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	小・中学生	学校教育課	小学生74名 中学生59名	実施													
72	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために就学に必要な経費の一部を援助し、特別支援教育の普及、奨励を図る。	小・中学生	学校教育課	小学生16名 中学生11名	実施													
73	教育に関する研究、研修の推進	教育基本方針に応じた適切な指導の実施に向け、研究活動研修会への参加の支援を行う。	幼稚園、小・中学校	学校教育課	市教育研究会による事業経費への補助金交付及び指導を実施。	実施													
74	国際理解教育の推進	異なる文化や考え方を尊重することのできる豊かな国際感覚を身につけた児童・生徒の育成を目指す。国際化社会に対応できる能力を身につけるよう英語指導助手を市立幼稚園、小・中学校に派遣する。	幼稚園児、小・中学生	学校教育課	7人の英語指導助手を中学校を拠点に幼稚園、小学校への派遣を実施	実施													
再掲	教育相談事業	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等様々な相談に対応するため教育相談室を設置するとともに、カウンセラーの配置を行う。	就学前児童、小・中学生	学校教育課	教育相談員2人、スクールカウンセラー2人(中学校2校に配置)	実施													

再掲	子育て学習講座(就学前児童の保護者講座)	入学前の子どもを持つ親に対し、不安を取り除き、しつけについての講話を行う。就学時健診の親の待ち時間を活用し、県で作成した「家庭教育ブック」を教科書に「子育て学習講座」を実施する。	就学前児童の保護者	生涯学習課	各小学校10校で実施	実施			
75	若者自立支援対策事業(追加)	学校教育活動の中で、職業能力の向上につながる学習機会を提供することにより、働くことの意味や多様な職業について関心を高めるとともに、勤労観や職業観の育成に努める。さらに、これらを通して、人間として、また、社会の一員としての生き方について自覚を深めさせ、自分自身に出来ることを考えたり、実践したりする力を伸ばしていく。	中学生	学校教育課	実施中	実施			
76	人権教育推進事業(追加)	各学校において、児童生徒の発達段階や地域の実情に応じて、各教科、道徳、特別活動など、それぞれの特質に応じた学校教育全体を通じ、人権尊重の意識を高め、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの生きる力を育む教育が、人権尊重の精神を涵養していくという観点から、人権教育の推進体制の充実を図り、豊かな人権感覚や人権意識の醸成に努める。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
77	戸外体験活動等推進事業(追加)	幼児の発達の特性に配慮し、家庭や地域社会を含めた幼児の生活全体を視野に入れ、幼児の興味や関心、必要な経験などの教育を推進していく。また、幼児の主体的な活動としての「遊び」を通して総合的な指導、発達や学びの連続性を踏まえた教育について、地域の人材を活用した屋外体験や自然体験などを取り入れ、その充実を図るとともに、異年齢交流も推進していく。	幼稚園児	学校教育課	実施中	実施			
78	不登校児童生徒解消事業(追加)	児童生徒一人一人の考え方や感じ方などに対応すべく、校内相談体制の確立や定期相談の実施などを推進する。さらに、専門的な見地からのサポートやアドバイザーが出来る相談員の配置や臨床心理等の専門家を有効に活用する。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
79	スクールソーシャルワーカー活用事業(追加)	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒がおかれている様々な環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを有効に活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う「スクールソーシャルワーカー」を配置する。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
80	外国語指導助手配置事業(追加)	国際理解に関する体験的・実践的な学習を通じた国際理解教育の充実を図る。また、外国語指導助手(ALT)を効果的に活用し、生きた英語等にふれさせることにより、国際社会を生き抜く資質や能力を育成する。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
81	児童生徒体力向上事業(追加)	学校教育活動全体を通して体育・スポーツ活動の充実と体力の向上を目指し、週3日、各1時間程度の運動や外遊び時間の確保、学校の特色を生かした体力づくりの実践、体力向上をねらいとした体育行事の計画的実践、自然体験活動等の積極的な実施、中学校における運動部活動の奨励・充実などに取り組んでいく。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
82	特別支援教育事業(追加)	保護者に対する早期からの就学に関する支援や相談援助の拡充、関係機関との連携強化、専門性を身につけた教職員の配置、校内支援体制の充実などを目指す。	幼稚園児、小・中学生	学校教育課	実施中	実施			

83	読書活動奨励事業(追加)	幼児期からの読書活動を積極的に進めていくため、親子に本の楽しさを伝える運動として、福祉部門で進められている「ブックスタート事業」との連携を図り、また地域の子育て支援運動としての広がりを目指していく。幼稚園教育においては、読み聞かせなどを通して読書の楽しさと出会う機会を積極的に進めていく。	幼稚園児 小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
84	チーム・ティーチング、少人数指導員配置事業(追加)	児童・生徒の個性を生かし、主体的な学習を促すため、ティーム・ティーチングによる指導や少人数指導体制の充実を図るとともに、地域の教育力を活かした社会人講師を活用し、個人に応じた指導方法の工夫改善を図る。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
85	学力診断調査研究事業(追加)	子どもたちの基礎・基本的な知識や技能、学習意欲、思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力の習得状況を把握し、それらをもとに授業の展開、個人に応じた指導体制の工夫などに役立てる。市内の小中学生全員を対象として、学力診断テストを実施する。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
86	理科支援員配置事業(追加)	学生、退職教員、企業技術者等の外部人材を小学校の理科授業に活用し、観察・実験活動等における教員の支援や先端科学技術に関する実験や理科体験の学習を実践する。	小学生	学校教育課	1人配置	実施			
87	学校教育支援員配置事業(追加)	児童・生徒の個性を生かし、主体的な学習を促すため、ティーム・ティーチングによる指導や少人数指導体制の充実を図るとともに、地域の教育力を活かした社会人講師を活用し、個人に応じた指導方法の工夫改善を図る。	小・中学生	学校教育課	5人配置	実施			
88	みんなにすすめたい一冊の本推進事業(追加)	感性を磨き創造力豊かに自己を見つめ、自らの生き方を考えることができるよう、さらに、児童・生徒の豊かな心を育てるため、読書の定着を進める。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
89	体験活動・ボランティア活動推進事業(追加)	家庭や地域との連携を図りながら、総合的な学習の時間や教科教育と適切に組み合わせ、自然や文化とのふれあい、異年齢、異世代、地域とのふれあい交流、自然体験、奉仕体験などの体験活動を、学校教育活動の中へ計画的に取り入れていく。人間として、また、社会の一員としての生き方について自覚を深めさせ、いきいき、自分に出来ることを考えたり、実践したりする力を伸ばしていく。	幼稚園児・小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
90	青少年健全育成事業(市民会議)(追加)	三つの基本姿勢として、『子どもや青少年をしっかりと見守る』、『大人が変われば子どもも変わる』、『さんかけ運動の推進』を市民会議事業の柱として、街頭活動や各種キャンペーン及び大会等に積極的に参加する。	市民	生涯学習課	実施中	実施			
91	社会環境浄化推進事業(追加)	青少年の健全育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為や環境から青少年を守るとともに常に良好な環境をつくることに努める。	市民	生涯学習課	実施中	実施			
92	啓発活動と福祉教育の充実(追加)	まちづくり施策や男女共働きの社会づくりに向けて、地域住民を対象に、地域福祉に関する講演会や学習の機会、福祉コミュニティづくりに関する支援を行ない、また、学校との連携により、お互いが認め合い尊重する意識や自らが生きる喜びを感じ取ることができるよう、大人と一緒に福祉の学習を深めていく機会の提供を展開していく。	市民	社会福祉課	実施中	実施			

93	水辺の楽校(追加)	豊かな人間性を育てるために環境学習や自然体験学習を行う。(国土交通省で砂浜を築くため、護岸堤の設置工事実施。)和田公園でキャンプ(小学生高学年)・木工教室(小学生)・流しそーめんとアイスクイーン作り(小学生親子)・オカリナコンサートを実施する。	小学生及び市民	生涯学習課	参加数延べ133人、応募数283人	実施
----	-----------	--	---------	-------	-------------------	----

施策目標(3)④家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
94	★家庭教育相談	子育てや家庭教育についての悩みを家庭教育アドバイザー(臨床心理士)が相談に応じる。	主に就学前児童の保護者	生涯学習課	年20回開催	実施						
再掲	親子相談	乳幼児健診時に発達に偏りや遅れのある乳幼児を支援するため、個別に相談を実施する。その他、保護者からの相談に随時対応する。	乳幼児とその保護者	健康増進課	各保健センターにおいて、1人あたり1月1~2回実施。現在16人継続実施	実施						
再掲	あずまミルキークイーン田植祭・収穫祭	地元の小学生に「米」づくりの体験を通し、市の主要特産物である「米」の重要性を理解して、環境保全型農業の啓発及び、食の安全安心に向けた教育を行う。	地元小学生50人から60人首都圏の消費者(主に家族連れ)100人から150人	農政課	収穫祭のみ実施	小学校5・6年生(毎年1地区の小学校)を対象に田植え、稲刈り体験						

施策目標(3)⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	★家庭教育相談	子育てや家庭教育についての悩みを家庭教育アドバイザー(臨床心理士)が相談に応じる。	主に就学前児童の保護者	生涯学習課	年20回実施	実施						
95	販売機立ち入り調査(追加)	で、青少年が安全で健やかに育つことができる環境を整備する。	青少年	生涯学習課	市内2か所(江戸崎甲、高田)で立ち入り調査の実施	実施						

■基本目標(4)子育てを支援する生活環境の整備

施策目標(4)①良質な住宅や良好な居住環境の確保

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
96	重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業(追加)	重度障害者(児)の居住する住宅・設備を、その障害者に適するように改善する際に要する経費について助成する。	下肢及び体幹機能障害1級、2級手帳保持者又は療育手帳マルAの重度障害者(児)	社会福祉課	2件(H21.10月末現在)	未定						

施策目標(4)②安全な道路交通環境の整備と交通安全対策

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
97	★通学路等の安全確保(追加)	道路の幅幅に伴う交通安全施設(歩道)整備を行う。	小・中学生	建設課	実施中	実施						
98	交通安全教育事業	交通安全教室を、警察官や交通安全推進員の協力を得て、保育園、幼稚園、小学校で開催し、交通安全に対する講話や自転車の乗り方の実技指導を行う。	幼稚園・保育園児、小学生	生活環境課	実施中	実施						

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	申請者について交付済80件(H21.12月現在)	実施	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
99	チャイルドシート普及促進等事業(追加)	乳児の健全育成の一環として、チャイルドシート購入に助成金を交付することにより交通安全対策及び少子化対策に寄与する。	チャイルドシートを購入した1歳児未満の親権者(新生児1人につき1回限り)	生活環境課								
施策目標(4)③安心して外出できるまちづくり												
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
100	地域防犯環境改善事業(追加)	防犯連絡員や地域の協力により、子どもを取り巻く環境の安全性向上に努める。	幼児～青少年	生活環境課	実施中	実施	H22	H23	H24	H25	H26	
■基本目標(5)職業生活と家庭の両立の推進												
施策目標(5)①働き方の見直し												
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
101	労働関係法・制度の情報提供(追加)	労働者を支援するために、現行の法律・制度の周知を徹底し、広報紙等へ掲載する。	市民	商工観光課	随時広報紙に掲載	実施	H22	H23	H24	H25	H26	
施策目標(5)②仕事と子育ての両立の推進												
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
102	★優良企業の表彰制度の検討(新規)	育児休暇の取得率の高い企業や子育て支援に積極的に取り組む企業を取り上げて表彰する制度を検討する。	子育て家庭、市内企業	児童福祉課	未実施	実施予定	H22	H23	H24	H25	H26	
103	★いばらき子育て家庭優待制度の積極的なPRと活用(追加)	広報紙、ホームページ等を活用して、「いばらき子育て家庭優待制度」の周知を図るとともに、協賛店舗の拡大を促進する。	子育て家庭、市内企業	児童福祉課	実施中	実施	H22	H23	H24	H25	H26	
104	★制度普及啓発事業(追加)	育児休業、介護休業等の意識啓発を行い、事業所に対し情報の提供をする。	市内企業	商工観光課	随時広報紙に掲載	実施	H22	H23	H24	H25	H26	
105	男女共同参画講座の開催	男女共同参画の視点に立ったテーマを設定し、市民を対象に学習の機会を提供することにより、男女共同参画に関する正しい理解の促進と意識の醸成を図る。	市民	秘書広聴課	講座を3回/年開催	3回/年	H22	H23	H24	H25	H26	
106	男女共同参画講演会、フォーラムの開催	多くの市民が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の理解と認識を深めることを目的に開催する。	市民	秘書広聴課	11月の推進月間にフォーラムを開催	1回/年	H22	H23	H24	H25	H26	
107	男女共同参画に関する広報活動	広報紙、ホームページ等へ男女共同参画に関する記事やお知らせを掲載し、市民の意識啓発を図る。	市民	秘書広聴課	毎月広報紙に啓発記事や情報を掲載	12回/年	H22	H23	H24	H25	H26	
108	仕事と家庭の両立支援(追加)	男女が共に仕事上の責任と家事・育児・介護などの家庭的責任を両立できるよう、市民や事業所に働きかけるとともに、家事・育児・介護に対する社会的な支援の充実や就業条件の整備を図る。(広報紙、HPを利用して男女共同参画に関する啓発記事を掲載。)	市民	秘書広聴課	実施中	実施	H22	H23	H24	H25	H26	
109	家庭生活・地域社会への男性の参画促進(追加)	男性向け家事・育児・介護講座等の開催など、男性への啓発や学習機会の提供などにより、男性の家庭生活・地域活動への参画を促進する。(講座やフォーラムへの参加、県内で開催されるセミナーへの参加、または情報提供。)	市民	秘書広聴課	実施中	実施	H22	H23	H24	H25	H26	

■基本目標(6) 子どもの安全の確保 施策目標(6)①子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進											
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール				
							H22	H23	H24	H25	H26
110	★通学時の安全対策の推進	「子どもを守る110番の家」の設置や防犯ブザーの携帯の指導を行い、登下校時の安全対策を推進する。(自転車通学児童生徒にヘルメット補助金。「子どもを守る110番の家」の協力世帯に対し、表示プレートを配布。)児童生徒が、安全確保のための必要な事柄を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通し安全な生活を送ることができ、進んで安全・安心な社会づくりに参加・貢献できるような資質や能力の育成に努める。また、学校内外における子どもたちの安全確保について、スクールガードリーダーの巡回指導を通し推進し地域との連携を密に図っていく。	小・中学生のいる世帯	学校教育課	実施中	実施					
111	学校安全対策事業(追加)		小・中学生	学校教育課	実施中	実施					
再掲	チャイルドシート普及促進等事業(追加)	乳児の健全育成の一環として、チャイルドシート購入に助成金を交付することにより交通安全対策及び少子化対策に寄与する。	チャイルドシートを購入した1歳児未満の親権者(新生児1人につき1回限り)	生活環境課	申請者について交付済80件(H21.12月現在)	実施					

■施策目標(6)②子どもの防犯・防災等の推進											
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール				
							H22	H23	H24	H25	H26
112	防犯等避難訓練	学校、園への不審者侵入時の安全確保と誘導及び避難方法を実践を通して確認し、関係機関の協力を得て、防犯・防災の推進に努める。(全学校・幼稚園にサスマタを配布。不審者対応マニュアルを作成。)	幼稚園児、小・中学生	学校教育課	実施中	実施					
再掲	地域防犯環境改善事業(追加)	防犯連絡員や地域の協力により、子どもを取り巻く環境の安全性向上に努める。	幼児～青少年	生活環境課	実施中	実施					
113	防犯活動推進事業(団体育成事業)(追加)	犯罪の未然防止のため、警察・市・稲敷地区防犯協会・市防犯連絡員協議会と市民が一体となって犯罪防止に努めるため、各団体へ負担金や補助金を交付し、自主的な防犯活動を推進する。(防犯パトロール及びキャンペーン活動。)	青少年	生活環境課	実施中	ハットロール年200回 キャンペーン年3回					
114	防犯灯維持管理事業(追加)	安全なまちづくりのため、計画的かつ効果的な防犯灯の設置及び適切な維持管理を行う。また、道路、公園、共同住宅、駐車場など公共的場所の見通しや明るさを確保する。	市民	生活環境課	実施中	実施					
115	子どもの安全確保事業(追加)	カンパンスタンドや商店など「子どもを守る110番の家」への協力を教育委員会より要請し、子どもが逃げ込むことができる場所の拡大を図る。また、警察・防犯連絡員と子どもを守る110番の家が連携をし、子どもの安全を守る。	小・中学生	生活環境課	実施中	実施					
116	防犯マップ作成支援事業(追加)	各行政区・各小学校やPTA単位で作成する地域安全・防犯マップの作成について、作成支援を行う。	小・中学生	生活環境課	実施中	実施					
117	児童・生徒通学支援事業(追加)	遠距離通学の児童生徒への支援策として通学バスの運行を実施する。	小・中学生	学校教育課	実施中 東中、沼里小、江戸崎小にスクールバスを運行中	実施					

118	新入学児童対策事業	新入学児童に、ランドセルカバーや交通安全ワークブック等を配布し、児童やその保護者に交通安全に対する意識をもってもらうとともに、ドライバードライバーに対しては、新入学児童に対する注意を喚起する。	小学校1年生	生活環境課	実施中	実施			
-----	-----------	--	--------	-------	-----	----	--	--	--

施策目標(6)③被害に遭った子どもの保護の推進

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール						
							H22	H23	H24	H25	H26		
再掲	教育相談事業	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等の相談に対応するため教育相談室の設置、カウンセラーの配置を行う。	就学前児童、小・中学生	学校教育課	教育相談員2人、スクールカウンセラー2人(中学校2校に配置)	実施							

■基本目標(7)要保護児童への反応など

施策目標(7)①児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
119	★家庭児童相談業務	児童養育・福祉の向上を図るため家庭児童相談員による相談・指導を行う。(午前8時30分～午後4時まで実施。平成22年度から家庭相談員を2名体制で毎日行う。)	0歳～18歳未満の児童もしくは保護者	児童福祉課	実施中	実施						
120	要保護児童への対応	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために福敷市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との円滑な連携・協力を確保する。(年3回実施。)	0歳～18歳未満の児童	児童福祉課	実施中	実施						

施策目標(7)②母子家庭等の自立支援推進

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
121	児童扶養手当	母子世帯等の生活の安定を図るため児童扶養手当を支給する。	18歳までの児童がい母子家庭等	児童福祉課	実施中	実施						
122	乳幼児医療福祉事業(追加)	乳幼児(未就学児)及び妊産婦に対する所得制限をなくし、県内の市町村の動向を見ながら対象年齢等を引上げる。	乳幼児	保健課	実施中	実施						
123	一人親医療福祉費助成事業	母子・父子家庭の医療費(外来・入院)の一部負担金を助成する。	母子・父子家庭で18歳未満の子どもを扶養している母・父親及びその子ども	保健課	実施中	実施						
124	母子相談業務	相談員を配置し相談業務を行う。母子自立支援員の配置を始め、家庭相談員や児童福祉担当者が母子相談業務を行う。(午前9時～午後4時まで。)	母子家庭、父子家庭	児童福祉課	実施中	実施						
125	母子寡婦福祉会	生活及び福祉を向上させる事業・相互の親睦に関する事業・子女の養護、育成に関する事業を行う。(年1回「親子すこやか事業」を開催。)	母子家庭	児童福祉課	実施中	実施						

施策目標(7)③障害児施策の充実

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	障害児保育	介助員や専門スタッフの配置及び専門機関と連携しながら、発達の遅れや障害のある児童の保育を行う。	障害のある就学前児童	児童福祉課	公立2か所 民間3か所	公立2か所 民間3か所						

★重点事業

126	障害児福祉手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度の障害児(20歳未満)に対して、手当を支給する。(広報紙に制度の内容等掲載するとともに、身体・療育手帳交付時に制度について案内。)	20歳未満の障害児	社会福祉課	平成21年度:障害児福祉手当受給者数28名/新規申請者2件/支給額3,508,720円	実施														
127	特別児童扶養手当	障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している父母等の養育者に対して、障害児の生活向上のために手当を支給する。(所得状況届のお知らせと制度の内容について広報紙に掲載。)	20歳未満の障害児	社会福祉課	平成21年度:手当受給者数83名/新規申請者7件	実施														
128	在宅心身障害児福祉手当	心身に障害のある在宅の20歳未満の障害児の養育者に、手当を支給する。(制度の内容について広報紙に掲載。)	20歳未満の障害者(児)	社会福祉課	手当受給者数 50名	実施														
129	身体障害児補装具給付	身体に障害のある児童が将来社会人として自立するための素地を育成助長する。(新規で手帳を取得された方には各種制度について説明。)	重度身体障害者(児)(給付世帯の所得に於いて自己負担あり)	社会福祉課	21件(H21.10月末現在)	実施														
130	重度身体障害児日常生活用具給付	在宅の重度障害児が家庭生活を営むうえで不便を解消し、容易に日常生活ができるようにするために、必要な生活用具を給付・貸与する。	重度身体障害者(児)(給付世帯の所得に於いて自己負担あり)	社会福祉課	15件(H21.10月末現在)	実施														
再掲	重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業(追加)	重度障害者(児)の居住する住宅・設備を、その障害者に適するように改善する際に要する経費について助成する。	下肢及び身体発機能障害1級、2級手帳保持者又は療育手帳マルAの重度障害者(児)	社会福祉課	2件(H21.10月末現在)	未定														
施策目標(7)④その他の要保護児童の対応																				
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール													
再掲	教育相談事業	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等の相談に対応するため教育相談室の設置、カウンセラーの配置を行う。	就学前児童、小・中学生	学校教育課	教育相談員2人、スクールカウンセラー2人(中学校2校に配置)	実施	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
							22	23	24	25	26									

いなしき子育てプラン
—稲敷市次世代育成支援後期行動計画—

発行日	平成 22 年 3 月
発 行	保健福祉部児童福祉課
〒300-1492	茨城県稲敷市柴崎 7427
電話	(029) 892-2000(代表)
FAX	(0297) 60-6027
E-mail	jidou@city.inashiki.lg.jp